

第二期中期目標期間（平成 24 年度～29 年度）における  
評価結果一覧表

平成 3 0 年 6 月

公立大学法人 和歌山県立医科大学

## 目次

第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	
	(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置	1
	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	18
	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	23
2	研究に関する目標を達成するための措置	
	(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置	27
	(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	28
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	
	(1) 医療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置	32
	(2) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置	40
	(3) 研修機能等の充実に関する目標を達成するための措置	43
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置	46
5	国際交流に関する目標を達成するための措置	49
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	50
2	人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置	52
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	54
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	55
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	58
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	60
第5	自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	61
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	62

第6	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	63
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	65
3	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	66

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
学部教育		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	アドミッションポリシーに合致し、医療人としての資質を有する者を選抜するため、入学者選抜試験の評価解析を行い、入学選抜方法を検討する。	III	III	III	<p>②④ 入学時の試験成績、面接点（一般入試では10分程度、推薦入試では15分の個別面接を2回と集団面接を1時間実施）とその後の成績について解析し、併せて高校時代の評点との関連をみた。推薦入試入学者は、入学時の成績と面接点の両方がその後の成績と強い相関関係にあるが、一般入試入学者の面接点はその後の成績とは相関関係はなかった。推薦入試入学者は評点Aが出願条件であり、評点の高さとその後の成績には相関関係があった。入学時の成績とその後の成績を比較することで推薦者に対して行われる集団面接の有用性が明らかになった。また、推薦入試の有用性が示された。〈学生課〉</p> <p>成績判定会議において、推薦入試及び一般入試（前期・後期日程）により入学した学生の各年次における成績を追跡調査し、入学選抜方法との関連を検討し、選抜が有効に行われていることを確認した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑤ 入学時の成績とその後の成績について追跡調査を継続して行った。その結果、前年と同様の結果が得られた。県民医療枠（一般入試）の入学者について卒後の進路についての理解が十分でないことから、出願時に理解している事を出身高校の校長に確認してもらうよう入学志願票を変更するとともに、面接時に卒業後のキャリア形成を理解し、県内医療に対する意欲が判定できるよう評価方法を改善した。秋入学については多くの大学で導入を断念したことから本学では継続審議を行うこととした。〈学生課〉</p> <p>III ②⑥ 入学時の成績とその後の成績について追跡調査を継続して行った。その結果、前年と同様の結果が得られた。面接方法・評価について改善を行った。平成27年1月、国が高大接続改革実行プランを策定し、現行の大学入試センター試験を廃止し、新たに「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を実施する方向性が示された。今後も引き続き情報収集に努め、変化に対応できるよう検討を進めた。秋入学については導入を断念することとした。〈学生課〉</p> <p>入学選抜試験の形態別に各年度ごとの成績を追跡調査し、学部課程における成績に関わる要因を解析した。また、入試制度に関する全国的な動向を把握し、入試担当教員間で情報を共有した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑦ 小論文については得点差が余りなく合否判定における寄与度が低く、また他大学の状況を踏まえ、28年度一般入試から配点を変更し、30年度入試から廃止することとした。今後は自己推薦書や面接を通じて更に表現力や協調性等を評価し、アドミッションポリシーに沿った者を選抜していく。27年1月、国が策定した高大接続改革実行プランについては今後も引き続き情報収集に努めた。〈学生課〉</p> <p>入学選抜試験の形態別に各年度ごとの成績を追跡調査し、学部課程における成績に関わる要因を解析した。また、入試制度に関する全国的な動向を把握し、入試担当教員間で情報を共有した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑧ 入学選抜試験における小論文試験については、これまで得点差が余りなく、合否判定における寄与度が低いこと、また他大学の状況を踏まえ、28年度一般入試から配点を変更し、30年度入試から廃止することとした。今後は自己推薦書や面接を通じて更に表現力や協調性等を評価し、アドミッションポリシーの改定とそれに沿った入学選抜を行う。28年3月に高大接続システム改革会議の最終報告が出された。今後も引き続き情報収集に努め、入学者選抜のあり方について、変化に対応できるよう検討を進</p>

					<p>めていく。また、その一環として28年11月に学内で高大接続のFD研修会を開催した〈学生課〉</p> <p>入学選抜試験の形態別に各年度ごとの成績を追跡調査し、学部課程における成績に関わる要因を解析した。また、入試制度に関する全国的な動向を把握し、入試担当教員間で情報を共有した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>㉑ 入学選抜試験における小論文試験については、これまで得点差が余りなかったこと、合否判定における寄与度が低かったこと等に加え、他大学の実施状況を踏まえ結果、28年度一般入試から配点を減らし、30年度一般入試で廃止した。今後は自己推薦書や面接を通じて更に表現力や協調性等を評価し、アドミッションポリシーの改定とそれに沿った入学選抜を行う。国においては、28年3月に高大接続システム改革会議の最終報告が出されてから、大きな動きはないが、今後も引き続き情報収集に努め、他大学の状況を把握し、入学選抜のあり方について、変化に対応できるよう検討を進めていく。また、その一環として外部講師を招いて10月に学内で教職員を対象とした高大接続のFD研修会を開催した。〈学生課〉</p> <p>入学選抜試験の形態別に各年度ごとの成績を追跡調査し、学部課程における成績に関わる要因を解析した。また、国が策定し高大接続改革に伴う西暦2021年度大学入学選抜改革について、全国的な動向を把握し、入試担当教員間で情報を共有した。更に入試制度改革ワーキングを開催し、入試制度について検討した。〈保健看護学部事務室〉</p>
イ	<p>本学の教育・医療についての正しい理解を促すとともに、入学選抜、進路指導に係る相互理解を深めるため広く広報活動を行う。また、高大連携を進め、多様な人材の獲得に努める。</p>	IV	IV	IV	<p>㉒ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を7月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を10月にそれぞれ開催した。なお、オープンキャンパスについては、平成23年度まで事前申込みによる人数制限をしていたが、24年度は全体説明を講堂で実施することとし、人数制限を緩和（施設見学については抽選）したことから、大幅に参加者数が増加した。アンケート結果においても「医学部の授業内容等の理解が深まった」、在校生との意見交換で「学生生活についてよい話が聞けた」など評価がよく、十分な効果が得られた。また、本学の教育方針や教育内容等についてもホームページを通じて広報を行った。〈学生課〉</p> <p>オープンキャンパスを開催するとともに、高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉓ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を7月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を10月にそれぞれ開催した。なお、オープンキャンパスについては、24年度から収容人員の多い講堂で実施することとしたことから参加者数が増加している。アンケート結果においても「現場の生の声を聞くことで大学のイメージがよくわかった」、在校生との意見交換で「この大学に入学したいという気持ちが強まった」など評価がよく、十分な効果が得られた。また、本学の教育方針や教育内容等についてもホームページを通じて広報を行った。〈学生課〉</p> <p>オープンキャンパスを開催するとともに、高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉔ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を7月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を11月にそれぞれ開催した。なお、オープンキャンパスについては、24年度から講堂で実施し全員参加可能としたことから参加者数が増加している。アンケート結果においても評価がよく、十分な効果が得られた。また、本学の教育方針や教育内容等についてもホームページを通じて広報を行った。〈学生課〉</p> <p>オープンキャンパスを開催するとともに、高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を6月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を11月にそれぞれ開催した。なお、オープンキャンパスについては、24年度から講堂で実施し全員参加可能としており、アンケート結果においても「在学生の生の声を聞くことで大学生活がイメージできた」、「体験授業はわかりやすく、興味深く聞かせてもらった」等評価がよく、十分な効果が得られた。また、本学の教育方針や教育内容</p>

				<p>等についてもホームページを通じて広報を行った。(学生課)</p> <p>オープンキャンパスを開催するとともに、高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。(保健看護学部事務室)</p> <p>IV ㊸ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を7月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を11月にそれぞれ開催した。また、10月には受験生及び保護者を対象とした大阪で開催された全国国公立大学医学部医学科説明会に参加し、大学の説明及び個別相談会を行い、本学のPR活動を行った。なお、オープンキャンパスについては、24年度から講堂で実施することで、全員参加可能としており、アンケート結果においても「在学生の生の声を聞くことで大学生活がイメージできた」、「体験授業はわかりやすく、興味深く聞かせてもらった」等評価が高く、十分な効果が得られた。また、本学の教育方針や教育内容等についてもホームページを通じて広報を行った。(学生課)</p> <p>オープンキャンパスを開催するとともに、高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。(保健看護学部事務室)</p> <p>－ ㊹ 高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会を6月に、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパスを8月に、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会を11月にそれぞれ開催した。また、10月に大阪で受験生及び保護者を対象として開催された全国国公立大学医学部医学科説明会で大学の説明及び個別相談会を行い、本学のPR活動を行った。なお、オープンキャンパスについては、24年度から講堂で実施することで、全員参加可能となり、アンケート結果においても「非常に良い体験ができました」、「大学に入ってからの方が分かってより貴校に入学したいと思いました」等の意見があり、十分な効果が得られたと思われる。また、本学の教育方針や教育内容等についてもホームページの掲載や医学部案内の配付を通じて広く周知を行った。(学生課)</p> <p>オープンキャンパスの開催については、参加者数の制限を緩和するため実施内容を改善し、更に高校訪問を実施するなど、教育方針や教育環境、取り組み等を幅広く周知した。(保健看護学部事務室)</p>
ウ	カリキュラムポリシーに則り、社会人として必要な教養とともに医療人として必要な倫理観、共感的態度やコミュニケーション能力、ケアマインドを育成できる参加型教育を行う。	III	III	<p>III ㊺ 1年次に医学部と保健看護学部の合同講義として患者及び家族の会から直接話を聞くケアマインド教育を行うとともに、老人福祉施設実習を行い、老人福祉施設の形態の理解及び形態に伴う入所者の差の理解とともに、高齢者とのコミュニケーションスキルを向上させた。2年次には、保育園実習を2週間行い、乳幼児と接することで年齢に伴う発達程度、個性の出現を理解できるようになった。また、障害福祉施設実習も2週間行い、障害者の状況、社会への適応及び家庭における位置について理解させ、支援状況に関する知識も修得させることができた。加えて、障害者とのコミュニケーションも体験させた。(学生課)</p> <p>III ㊻ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。また、1年生のうち希望者10名に対して、医学部1年生と合同の地域医療及び僻地医療研修を岡山県新見市で行った。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ㊼ 前年度と同様にケアマインド教育、実習を継続して行った。(学生課)</p> <p>III ㊽ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ㊾ 前年度と同様にケアマインド教育、実習を継続して行った。(学生課)</p> <p>III ㊿ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ㊿ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を実施、2年次には、地域の保育所、小学校等の施設・機関において統合実習Iを実施、3年次には、地域医療を支える県内の病院におい</p>

				<p>て、地域連携実習を実施、4年次には保健看護管理過程を体験的に学ぶ統合実習Ⅱを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㉘ 前年度と同様にケアマインド教育、実習を継続して行った。〈学生課〉 a</p> <p>Ⅲ ㉘ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習（かつらぎ町花園地区での宿泊実習）を実施、2年次には、地域の保育所、小学校等の施設・機関において統合実習Ⅰを実施、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施、4年次には保健看護管理過程を体験的に学ぶ統合実習Ⅱを実施した。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>－ ㉙ 前年度と同様にケアマインド教育、実習を継続して行った。〈学生課〉 a</p> <p>－ ㉙ 1年次には、地域で生活している人々との関わりを通して学ぶ早期体験実習（かつらぎ町花園地区での宿泊実習）を実施、2年次には、地域の保育所、小学校等の施設・機関において統合実習Ⅰを実施、4年次には保健看護管理過程を体験的に学ぶ統合実習Ⅱを実施した。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
エ	医学又は保健看護学を中心とした総合的・専門的知識、医療技術を身につけるだけでなく、それらを総合的に活用し、問題解決能力を有する人材を育成する。 また、医学部では、国際基準を満たす教育を実践する。	IV	IV	<p>Ⅲ ㉔ 教養特別セミナー（PBL形式）を2年次に、基礎PBLを2年次及び3年次に行った。臨床PBLは4年次に講義とのハイブリット形式で行った。教養セミナー（PBL）では能動的な教育を体験し、その後の修学の基礎が培われた。2年次、3年次の基礎領域のPBLでは、講義で学んだことが実際の研究とどのように結びついているかを理解し、研究マインドの育成につながった。臨床のPBLでは疾患の理解から臨床推論に至る過程を体験し、臨床実習への準備教育となった。また、臨床実習の期間を50週から52週に延長し、学外16施設で臨床実習を行うことが可能となった。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㉔ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1年次の「教養セミナー」は5～6名、3年次の「保健看護研究Ⅰ」、4年次の「保健看護研究Ⅱ」及び「保健看護管理演習」は4～5名のグループに教員1名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㉕ 前年度と同様にPBLを継続した。臨床実習期間は52週で、選択実習では海外での施設を含め16施設で実施した。また、臨床実習中の評価を適正に行うため、電子カルテ上に毎日の実習内容（ポートフォリオ）を学生に記載させ、評価できるようにした。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㉕ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1年次の「教養セミナー」は5～6名、3年次の「保健看護研究Ⅰ」、4年次の「保健看護研究Ⅱ」及び「保健看護管理演習」は4～5名のグループに教員1名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉖ 前年度と同様にPBLを継続した。臨床実習期間は52週で、選択実習では海外での施設を含め13施設で実施した。また、臨床実習中の手技についても、医行為の水準を示し、実施状況を明らかにするため、新たな評価シート（mini-CEX）を作成し、実習中に使用することとした。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㉖ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1年次の「教養セミナー」は5～6名、3年次の「保健看護研究Ⅰ」、4年次の「保健看護研究Ⅱ」及び「保健看護管理演習」は4～5名のグループに教員1名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉗ 前年度と同様にPBLを継続した。臨床実習期間は52週で、選択実習では海外での施設を含め16施設で実施した。2、3年次には病棟訪問を2日間行い、基礎医学において、臨床医学を理解できる取り組みとした。国際基準に準拠するため、1時限70分、1日5時限のカリキュラムとした。また、国際化に対応するため、英語教育の充実を図る目的で、1年生全員にTOEFLを受験させた。臨床実習で行った症例や医行為については、実習終了後集計し、実習中に十分な症例、手技を経験したかを解析した。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㉗ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1年次の「教養セミナー」は5～6名、3年次の「保健看護研究Ⅰ」、4年次の「保健看護研究Ⅱ」及び「保健看護管理演習」は3～5名のグループに教員1名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部〉</p>

				<p>III ㉗ Web サイトの CITI JAPAN が提供する e ラーニングによる研究者行動規範教育を利用し、基礎配属中である 3 年生全員に受講させた。受講の履歴についても確認し、状況の解析を行った。〈学生課〉〈保健看護学部〉</p> <p>III ㉘ 前年度と同様に PBL を継続した。臨床実習期間は 52 週で、選択実習では海外での施設を含め 15 施設で実施した。2、3 年次には病棟訪問を 2 日間行い、基礎医学において、臨床医学を理解できる取り組みとした。国際基準に準拠するため、1 時限 70 分、1 日 5 時限のカリキュラムとした。また、国際化に対応するため、英語教育の充実を図る目的で、1 年生全員に TOEFL を受験させた。臨床実習で行った症例や医行為については、実習終了後集計し、実習中に十分な症例、手技を経験したかを解析した。〈学生課〉 a</p> <p>III ㉙ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1 年次の「教養セミナー」は 5～6 名、3 年次の「保健看護研究 I」、4 年次の「保健看護研究 II」及び「保健看護管理演習」は 3～5 名のグループに教員 1 名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部〉 b</p> <p>III ㉚ Web サイトの CITI JAPAN が提供する e ラーニングによる研究者行動規範教育を利用し、基礎配属中である 3 年生全員に受講させた。受講の履歴についても確認し、状況の解析を行った。〈学生課〉〈保健看護学部〉 c</p> <p>— ㉛ 前年度と同様に PBL を継続した。臨床実習期間については 52 週から 56 週に延長し、臨床実習を充実させた。選択実習では海外での施設を含め 15 施設で実施した。2、3 年次には病棟訪問を 2 日間行い、基礎医学において、臨床医学を理解できる取り組みとした。国際基準に準拠するため、1 時限 70 分、1 日 5 時限のカリキュラムとした。また、国際認証の取得に向け、平成 28 年 1 月に日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価実地調査を受審していたが、評価基準に適合していることが 30 年 3 月 26 日に認められた。 認定期間：29 年 4 月 1 日～35 年 3 月 31 日（6 年間） また、国際化に対応するため、英語教育の充実を図る目的で、1 年生全員に TOEFL を受験させた。臨床実習で行った症例や医行為については、実習終了後集計し、実習中に十分な症例、手技を経験したかを解析した。〈学生課〉 a</p> <p>— ㉜ 「人間の理解」、「社会の理解」及び「人間と生命倫理」に関する科目を開講するとともに、1 年次の「教養セミナー」は 5～6 名、3 年次の「保健看護研究 I」、4 年次の「保健看護研究 II」及び「保健看護管理演習」は 3～5 名のグループに教員 1 名を配置し、それぞれ必修科目として開講し、少人数での演習や実習を実施した。〈保健看護学部〉 b</p> <p>— ㉝ Web サイトの CITI JAPAN が提供する e ラーニングによる研究者行動規範教育を利用し、基礎配属中である 3 年生全員に受講させた。受講の履歴についても確認し、状況の解析を行った。〈学生課〉〈保健看護学部〉 c</p>
オ	新卒者の国家試験合格率について、全国上位を目指す。	III	IV	<p>IV ㉞ 国家試験の成績と卒業時の成績について、4 年終了時の修学能力の評価として共用試験を用いて解析し、その結果を各科にフィードバックすることで、成績不振の科目について教育内容の改善を図った。国家試験の可否に卒業時の成績が相関するのかわ、どのような方式を用いれば適正に卒業時の修学状況を評価できるかを検討した。卒業時に成績上位であったにもかかわらず国家試験に合格できなかった者について、共用試験の成績を振り返り検討した。国家試験については、卒業時の成績を国家試験の配分で再計算し、平均点が 70 点以上の場合に国家試験合格の確率が高かった。この評価を用いて検討した。共用試験については、60 点に近い学生は卒業成績が良くても国家試験の合格率が低いため、平成 24 年度において共用試験の合格基準を 23 年度の全国平均 - 2 SD (約 60 点) から -1.5SD (約 65 点) に変更した。これらの取り組みの結果、24 年度新卒者の合格率は 96.8%と、95%を上回ることができた。〈学生課〉</p> <p>IV ㉟ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援の行った結果、24 年度卒業生の看護師及び保健師の国家試験の合格率はいずれも 100%となった。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>II ㊱ 25 年度新卒者の合格率は 92.8%と前年度を下回った。国家試験と卒業時の成績の関連性について解析したところ、卒業時の成績が 67 点以上の場合に国家試験合格の確率が高いことが判明した。この解析結果を元に次年度の卒業判定を改善することとした。</p>



				<p>〈学生課〉</p> <p>III ㉔ 4年終了時の修学能力の評価として共用試験を用いて解析し、コアカリキュラムに準じた教育分野毎の成績を各科にフィードバックすることで成績不振の科目について教育内容の改善を図った。〈学生課〉</p> <p>III ㉕ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援を行った結果、25年度卒業生の国家試験の合格率は、看護師が98.7%、保健師が100%となった。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉖ 26年度新卒者の合格率は96.1%と前年度を上回った。また全体の合格率については、96.4%と95%を上回った。大学4年時に実施する共用試験 CBT については、全国医学部長病院長会議が提示する推奨最低合格ライン（能力値（IRT）43点）未満の者を不合格とし、OSCE については、平均－SD 以下または70点以下を不合格とした。〈学生課〉</p> <p>IV ㉗ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援を行った結果、26年度卒業生の看護師及び保健師の国家試験の合格率はいずれも100%となった。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉘ 27年度新卒者の合格率は100%であり、全体の合格率についても99.1%とどちらも前年度を上回った。進級及び卒業試験の問題については、正答率、識別指数等により不適切な問題を排除した。また国家試験の合格率との関連については、卒業試験の成績は国家試験の成績と強い相関が認められた。大学4年次に実施する共用試験 CBT については、全国医学部長病院長会議が提示する推奨最低合格ライン（能力値（IRT）359点）以上の者を合格とし、OSCE については、平均－SD 以上または70点以上を合格とした。進級試験については、仮進級を廃止し、27年度から全ての科目に合格していなければ進級できないこととした。また、5科目以上が再試験の場合、進級判定会議で議論することとした。卒業試験については、27年度から総合試験を2回実施し、70点以上を合格とした。〈学生課〉</p> <p>IV ㉙ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援を行った結果、27年度卒業生の看護師及び保健師の国家試験の合格率はいずれも100%を継続した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉚ 28年度新卒者の合格率は92.8%、全体の合格率は91.8%とどちらも前年度を下回った。進級及び卒業試験の問題については、正答率、識別指数等により不適切な問題を排除した。また国家試験の合格率との関連については、卒業試験の成績は国家試験の成績と強い相関が認められた。大学4年次に実施する共用試験 CBT については、全国医学部長病院長会議が提示する推奨最低合格ライン（能力値（IRT）359点）以上の者を合格とし、OSCE については、平均－SD 以上または70点以上を合格とした。進級試験については、仮進級を廃止し、27年度から全ての科目に合格していなければ進級できないこととした。また、5科目以上が再試験の場合、進級判定会議で議論することとした。卒業試験については、27年度から総合試験を2回実施し、70点以上を合格とした。〈学生課〉 a</p> <p>III ㉛ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援を行った結果、28年度卒業生の国家試験の合格率は、看護師が98.8%、保健師が97.9%となった。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>－ ㉜ 29年度新卒者の合格率は95.4%、全体の合格率は94.8%とどちらも前年度を上回った。進級及び卒業試験の問題については、正答率、識別指数等により不適切な問題を排除した。また国家試験の合格率との関連については、卒業試験の成績は国家試験の成績と強い相関が認められた。大学4年次に実施する共用試験 CBT については、全国医学部長病院長会議が提示する推奨最低合格ライン（能力値（IRT）359点）以上の者を合格とし、OSCE については、平均－SD 以上または70点以上を合格とした。進級試験については、仮進級を廃止し、27年度から全ての科目に合格していなければ進級できないこととした。また、5科目以上が再試験の場合、進級判定会議で議論することとした。卒業試験については、29年度から国家試験に準拠した本学独自の総合試験と関西8大学連合同試験を実施し、総合的に判定した。〈学生課〉 a</p> <p>－ ㉝ 学年担任及びゼミ担当教員を中心として学習支援を行った結果、29年度卒業生の看護師及び保健師の国家試験の合格率はいずれも100%となった。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
--	--	--	--	--

カ	<p>他の職種と医療情報を共有でき、協調して医療が行える能力を育成するため、多職種間教育の充実を図る。</p> <p>また、医療安全や人権、死生観にも配慮できる能力を育成する。</p>	IV	IV	III	<p>②④ 医学部と保健看護学部の合同講義として患者及び患者家族の会から直接話を聞くケアマインド教育を行った。また、医療安全の推進や人権に関する講義を実施するとともに、人の死についての講義を行い、医師としての必要な能力を育成した。さらに、1年次の夏休み中に実施した早期体験実習では、臨床の現場を体験させ、将来医師となるために持つべき心構えを改めて確認させるとともに、今後の修学について計画を立てさせることができた〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑤ 引き続きケアマインド講義や医療安全の推進、人権、人の死に関する講義を継続し、医師としての必要な能力を育成した。さらに、1年次の夏休み中に実施した早期体験実習では、臨床の現場を体験させ、将来医師となるために持つべき心構えを改めて確認させるとともに、今後の修学について計画を立てさせることができた。両学部の学生が話し合うケアマインド教育や福祉施設実習を通じて他職種への理解が深まった。〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑥ 引き続きケアマインド教育、医療安全、人権、人の死に関する講義、福祉施設実習、早期体験実習を継続して実施した。〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ②⑦ 引き続きケアマインド教育、医療安全、人権、人の死に関する講義、福祉施設実習、早期体験実習を継続して実施した。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑧ 引き続きケアマインド教育、医療安全、人権、人の死に関する講義、福祉施設実習、早期体験実習を継続して実施した。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>— ②⑨ 引き続きケアマインド教育、医療安全、人権、人の死に関する講義、福祉施設実習、早期体験実習を継続して実施した。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈学生課〉</p> <p>両学部共通講義としての医療入門・ケアマインド教育を両学部が連携して実施し、両学部の教員が選定したテーマに基づく共通講義を行った。さらに、チーム医療について両学部共通のグループワークを実施した。〈保健看護学部事務室〉</p>
---	--	----	----	-----	---

キ	<p>早期の体験実習を含めたカリキュラムの編成を行う。また、地域体験実習により、地域医療に対する関心を高めるとともに、理解を深める教育を実践する。</p>	IV	IV	III	<p>②④ 1年次に早期体験実習と福祉施設実習を行った。2年次には、地域実習として保育園実習と障害者福祉施設実習を行った。早期体験実習では、臨床の現場を体験し、将来医師となるために持つべき心構えを改めて確認させるとともに、今後の修学について計画を立てさせることができた。老人福祉施設実習では、施設の形態を理解させ、高齢者とのコミュニケーションスキルを向上させた。保育園実習では、乳幼児と接することで年齢に伴う発達程度、個性の出現を理解させ、乳幼児に対する意思伝達の方法を体験させた。障害者福祉施設実習では、障害者の状況、社会への適応及び家庭における位置について理解させ、支援状況に関する知識も修得させた。加えて、障害者とのコミュニケーションも体験させた。(学生課)</p> <p>1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑤ 引き続き体験実習を継続するとともに基礎医学科目として2年生を対象に地域医療学の講義を11回、3年生を対象に地域医療学の特別講義を1回実施した。(学生課)</p> <p>1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑥ 引き続き体験実習を継続するとともに基礎医学科目として2年生を対象に地域医療学の講義を10回、3年生を対象に地域医療学の特別講義を1回実施した。(学生課)</p> <p>III ②⑦ 1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑧ 引き続き体験実習を継続するとともに基礎医学科目として2年生を対象に地域医療学の講義を10回、3年生を対象に地域医療学の特別講義を1回実施した。(学生課)</p> <p>III ②⑨ 1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。また、全学年を通じて地域交流活動等における活動参加に対してポイント付与制としている。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑩ 引き続き体験実習を継続するとともに基礎医学科目として2年生を対象に地域医療学の講義を8回、3年生を対象に地域医療学の特別講義を1回実施した。(学生課) a</p> <p>III ②⑪ 1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、3年次には、地域医療を支える県内の病院において、地域連携実習を実施した。また、全学年を通じて地域交流活動等における活動参加に対してポイント付与制としている。(保健看護学部事務室) b</p> <p>— ②⑫ 引き続き体験実習を継続するとともに基礎医学科目として2年生を対象に地域医療学の講義を8回、3年生を対象に地域医療学の特別講義を1回実施した。(学生課) a</p> <p>— ②⑬ 1年次には、早期体験実習(かつらぎ町花園地区での宿泊実習)を行った。2年次には、統合実習Ⅰにおいて乳幼児施設、保育所、小学校、企業、官公庁でライフステージの全過程の実習を行った。また、全学年を通じて地域交流活動等における活動参加に対してポイント付与制としている。(保健看護学部事務室) b</p>
---	---	----	----	-----	--

ク	総合的診療能力を育成するため、横断的な診療科・部門を活用し、臨床実習の教育体制を整え学外実習協力病院との連携において、卒前・卒後を有機的に結合した診療参加型臨床実習を行う。	III	III	III	<p>㉔ 救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、学外及び海外での実習を6年次の選択実習として実施した。これらの実習により、大学において見られがちな既に診断を済ませ治療のみの患者ではなく、診断から始まる真の参加型臨床実習を体験し、卒後研修につながる経験をさせることができた。</p> <p>III ㉕ 救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、その間に海南市消防本部の救急車への同乗実習を行うことで、救急現場への理解を深めさせた。また、学外及び海外での実習についても引き続き6年次の選択実習として実施した。これらの実習により、大学において見られがちな既に診断を済ませ治療のみの患者ではなく、診断から始まる真の参加型臨床実習を体験し、卒後研修につながる経験をさせることができた。</p> <p>III ㉖ 引き続き、救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、その間に海南市消防本部の救急車への同乗実習を行うことで、救急現場への理解を深めさせた。また、学外及び海外での実習についても6年次の選択実習として継続した。さらに臨床実習を行う資格を認定された医学部の5年生に対し、医療の現場に入る自覚を持たせるため、「Student Doctor 称号授与式」を5月に実施し、認定証と白衣を授与した。</p> <p>III ㉗ 引き続き、救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、その間に海南市消防本部の救急車への同乗実習を行うことで、救急現場への理解を深めさせた。また、学外及び海外での実習についても6年次の選択実習として継続した。さらに臨床実習を行う資格を認定された医学部の5年生に対し、医療の現場に入る自覚を持たせるため、「Student Doctor 称号授与式」を4月に実施し、認定証と白衣を授与した。</p> <p>IV ㉘ 引き続き、救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、その間に海南市消防本部の救急車への同乗実習を行うことで、救急現場への理解を深めさせた。また、学外及び海外での実習についても6年次の選択実習として継続した。さらに臨床実習を行う資格を認定された医学部の5年生に対し、医療の現場に入る自覚を持たせるため、「Student Doctor 称号授与式」を4月に実施し、認定証と白衣を授与した。</p> <p>— ㉙ 引き続き、救急・集中治療部での臨床実習を2週間の必修の実習とし、その間に海南市消防本部の救急車への同乗実習を行うことで、救急現場への理解を深めさせた。また、学外及び海外での実習についても6年次の選択実習として継続した。さらに臨床実習を行う資格を認定された医学部の5年生に対し、医療の現場に入る自覚を持たせるため、「Student Doctor 称号授与式」を4月に実施し、認定証と白衣を授与した。〈学生課〉</p>
ケ	保健看護学部と医学部の共通講義、準備教育、実習における臨床参加型チーム医療を実践し、卒業後のチーム医療に円滑に移行できるようにする。	III	III	III	<p>㉔ 1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。1年次の通年で、患者及び患者の家族から病状や家庭での生活などに関する話を聞いた後、その翌週にグループに分かれ、問題点を自分たちで見つけ議論させた。さらに翌週（3週目）に話し合った内容の発表と意見交換をさせた。両学部の学生が1つのテーマについて議論することで、将来の立場の違いを踏まえ意識の差異を明らかにし、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 引き続き1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を継続して行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉖ 引き続き1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を継続して行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1</p>

				<p>III 一つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>㉗ 引き続き1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を継続して行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉘ 引き続き1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を継続して行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。また、4年次の臨床実習入門の最終日に、医学部と保健看護学部の両学生が参加した多職種連携に基づく臨床技能試験を試行した。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>－ ㉙ 引き続き1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を継続して行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学ばせた。両学部の学生が1つのテーマについて議論することで、将来の立場の違いを踏まえ意識の差異を明らかにし、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈学生課〉</p> <p>1年次に医学部と保健看護学部の共通講義を行い、グループワークを通して意見の違いなどについて学び、両学部の学生が1つのテーマについて議論し、共同作業を通して将来のチーム医療の素地を作ることができた。〈保健看護学部事務室〉</p>
コ	附属病院における 卒後教育を充実させる ために附属病院との さらなる連携を図る。	IV	IV	<p>III ㉔ 保健看護学部と附属病院看護部とのユニフィケーション（相互交流）として、第1回ユニフィケーション会議を開催し、今後会議を月1回程度開催することを決定し、卒後教育の充実に向けた連携を深めた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 保健看護学部と附属病院看護部で7回の会議を開催した。また、看護研究を通じた両者の連携により、1事例の研究をまとめることができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師で7回の会議を開催した。看護研究を通じた連携により1事例の看護研究をまとめた。〈看護部管理室〉</p> <p>III ㉖ 更なる卒後教育の充実を図るため、平成26年4月に大学に看護キャリア開発センターを設置し、保健看護学部教員と附属病院看護師で構成するユニフィケーション委員会の会議を9回開催した、また、附属病院看護部から8名の看護師が非常勤講師として講義を担当し、保健看護学部、助産学専攻科に看護職員を2名出向させるなど連携、交流を深めた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師で構成するメンバーでユニフィケーション会議を9回開催した。保健看護学部教員による病院看護師への看護研究研修の講義を4コマ行った。また、保健看護学部生の「キャリア形成」の講義を、病院看護師が25年度より行い、実践やキャリアについて話すことで学生がキャリアを考える機会となった。〈看護部管理室〉</p> <p>IV ㉗ 保健看護学部の教員、附属病院看護部及び看護キャリア開発センターのスタッフが参画するユニフィケーション委員会が中心となり、教員とスタッフが交流し、卒後教育の充実について意見交換会を開催した。また、教育指導者を育成する研修を3回から4回コースに充実させるとともに、ユニフィケーション委員会以外に、臨床指導者も受講できる形とした。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師、看護キャリア開発センタースタッフによるユニフィケーション委員会が中心となり意見交換会を5回開催した。1回に40人～50人の参加者が集まった。また教育指導者を育成する研修について、26年度以降、保健看護学部教員の講義を加え、臨床指導者たちも受講できるよう公開研修とし、後輩への関わり方のふりかえりの機会となった。〈看護部管理室〉</p>

				III	<p>㉘ 保健看護学部教員、附属病院看護師及び看護キャリア開発センタースタッフによるユニフィケーション委員会を12回開催。臨床実習に関するワーキンググループ活動を企画した。5グループ22名が参加し、学生の実習環境、教員と指導者の連携等をテーマに活動計画に基づき年度末に報告会を実施した。57名が参加し実践や教育の場で役立つとの声を多く得た。〈看護部管理室・看護キャリア開発センター〉</p> <p>— ㉙ 前年度より継続のワーキンググループの活動で実習指導にかかる研修会を1回開催し24人が参加、臨床指導者を担う看護師の支援となった。ユニフィケーションに関する対面会議は4回開催、その他はメール等での検討とした。保健看護学部教員が看護部継続教育の研修講師やファシリテーターとして4つの研修の協力を得た。また、保健看護学部教員が附属病院看護師の研究を支援する「看護研究サロン」を定期的に開催し、合計41件の相談があり支援を受けて研究に取り組んだ。また5例の共同研究を継続している。〈看護キャリア開発センター・看護部管理室〉</p>
サ	成績評価について教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行い、適正な判定を行う制度・体制を整える。	IV	IV	III	<p>㉚ 4年次に行う共用試験 CBT については、領域毎の成績を解析し教員にフィードバックした。また、卒業試験の内容については、全体の成績との相関性、分布などを評価したうえで各教員にフィードバックするとともに、正答率及び識別指数を算出し不適切問題を排除した。さらに、試験問題作成のファカルティ・ディベロップメントを行った。試験問題の適切な作成方法、試験の解析方法について共有することでより精度の高い試験の作成、修学度の評価ができた。〈学生課〉</p> <p>III ㉛ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉜ 4年次に行う共用試験 CBT については、領域毎の成績を解析し教員にフィードバックした。また、卒業試験の内容について前年度と同様に解析を行った。さらに、試験問題作成のファカルティ・ディベロップメントを行った。試験問題の適切な作成方法、試験の解析方法について共有することでより精度の高い試験の作成、修学度の評価ができた。〈学生課〉</p> <p>III ㉝ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉞ 4年次に行う共用試験 CBT については、領域毎の成績を解析し教員にフィードバックした。また、卒業試験の内容について前年度と同様に解析を行った。さらに、CBT 問題作成の研修会を行った。試験問題の適切な作成方法、試験の解析方法について共有することでより精度の高い試験の作成、修学度の評価ができた。〈学生課〉</p> <p>III ㉟ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㊱ 各科の試験の内容が適切であるか、シラバスに準拠しているかについて、学生に評価を行わせ、結果を教員にフィードバックし、試験の難易度、内容を標準化した。さらに、各学年の進級試験については、試験の成績の精度検定を行い、学年全体と各科の成績の相関、各科の成績分布から、合否判定基準を60点または平均-1.5SDに該当する点の低い方を合格基準とし、適正な成績評価を行う環境を整えた。試験問題の作成については、年度当初に教員に対して CBT 問題作成の研修会を開催し、問題作成能力の向上を図った。卒業試験は、各科の問題を総合的に出題し、配点についても国家試験のブループリントに準拠する形で行い、過去数年間の卒業試験と国家試験の成績から算出した70点を合否基準と設定した。〈学生課〉</p> <p>III ㊲ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㊳ 各科の試験の内容が適切であるか、シラバスに準拠しているかについて、学生に評価を行わせ、結果を教員にフィードバックし、試験の難易度、内容を標準化した。さらに、各学年の進級試験については、試験の成績の精度検定を行い、学年全体と各科の成績の相関、各科の成績分布から、合否判定基準を60点または平均-1.5SDに該当する点の低い方を合格基準とし、適正な成績評価を行う環境を整えた。試験問題の作成については、年度当初に教員に対して CBT 問題作成の研修会を開催し、問題作成能</p>

				<p>力の向上を図った。卒業試験は、各科の問題を総合的に出題し、配点についても国家試験のブループリントに準拠する形で行い、過去数年間の卒業試験と国家試験の成績から算出した70点を合格基準と設定した。〈学生課〉 a</p> <p>III ⑳ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>— ㉑ 各科の試験の内容が適切であるか、シラバスに準拠しているかについて、学生に評価を行わせ、結果を教員にフィードバックし、試験の難易度、内容を標準化した。さらに、各学年の進級試験については、試験の成績の精度検定を行い、学年全体と各科の成績の相関、各科の成績分布から、合格判定基準を60点または平均-1.5SDに該当する点の低い方を合格基準とし、適正な成績評価を行う環境を整えた。試験問題の作成については、年度当初に教員に対してCBT問題作成の研修会を開催し、問題作成能力の向上を図った。8大学連合卒業試験については、国家試験のブループリントに準拠する形で作成した。合格判定は、70点を合格基準とし、本学試験、8大学試験の総合判定とした。〈学生課〉 a</p> <p>— ㉒ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
大学院教育	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	修士課程において、高度な専門的知識と研究能力を向上させるため、設置科目をさらに充実させ、生命に対する倫理観の高揚を図る。	III	III	<p>III ㉔ 1年生を対象にした共通教育科目、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、専門的知識と研究能力の向上を促進した。また、講義に出席できない学生や学生の復習のために、e-ラーニング（講義の録画配信）を学内LANにより提供した。〈学生課〉</p> <p>III ㉔ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計46科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 引き続き、1年生を対象にした共通教育科目、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、専門的知識と研究能力の向上を促進した。また、講義に出席できない学生や学生の復習のために、e-ラーニング（講義の録画配信）を学内LANにより提供した。〈学生課〉</p> <p>III ㉕ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計48科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉖ 引き続き、1年生を対象にした共通教育科目の講義数を平成25年度の105回から118回に増やした。また、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、生命に対する倫理観の高揚を図るとともに専門的知識と研究能力の向上を促進した。〈学生課〉</p> <p>III ㉖ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計48科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。また、26年4月にがん看護専門看護師コースを開設した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉗ 修士課程と博士課程共通の医科学研究法概論において、27年5月22日に「研究者の倫理」の講義を実施した。〈学生課〉</p> <p>III ㉗ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計48科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。また、がん看護専門看護師コースの充実を図るため、保健看</p>

				<p>護学部の教員とがんプロフェッショナル養成センターとで市民公開講座を開催した。〈保健看護学部〉</p> <p>Ⅲ ㉘ 1年生を対象にした共通教育科目、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、専門的知識と研究能力の向上を促進した。また修士課程と博士課程共通の医科学研究法概論において、28年6月10日に「研究者の倫理」の講義を実施した。〈学生課〉 a</p> <p>Ⅲ ㉙ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計48科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>－ ㉚ 1年生を対象にした共通教育科目、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、専門的知識と研究能力の向上を促進した。また修士課程と博士課程共通の医科学研究法概論において、29年6月30日に「研究者の倫理」の講義を実施した。〈学生課〉 a</p> <p>－ ㉛ 共通科目、健康科学領域、基盤看護学領域及び生活・地域保健学領域において計48科目を開設することにより、学生個々の関心に対応しつつ、高度な専門的知識と研究能力の向上を促進した。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
イ	博士課程では、地域医療に貢献できる医療人を育成するため、高度先進的かつ分野横断的な教育を多方面から行う。	Ⅲ	Ⅲ	<p>Ⅲ ㉜ 共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義（山東医科大学とのシンポジウムへの参加を含む。）を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㉝ 平成24年5月に博士課程の認可申請を行い、25年4月からの開設が認可された。これにより、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者を育成できるようになった。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㉞ 引き続き、共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉</p> <p>Ⅳ ㉟ 25年4月から博士後期課程を開設し、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者を育成できるようになった。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㊱ 引き続き、共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉</p> <p>博士後期課程において、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者の育成に取り組んでいる。また、先進的かつ横断的な特別講義を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㊲ 引き続き、共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉</p> <p>Ⅲ ㊳ 博士後期課程において、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者の育成に取り組んでいる。また、先進的かつ横断的な特別講義を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㊴ 共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉 a</p> <p>Ⅲ ㊵ 博士後期課程において、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者の育成に取り組んでいる。また、先進的かつ横断的な特別講義を開催した。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>－ ㊶ 共通講義及び学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識を習得させた。〈学生課〉 a</p> <p>－ ㊷ 博士後期課程において、保健看護学に関して高度な知識を有し、地域に貢献できる教育者及び研究者の育成に取り組んでいる。また、先進的かつ横断的な特別講義を開催した。〈保健看護学部事務室〉 b</p>



ウ	博士課程において、学会での発表や研究助成金の獲得、国際的学会誌への積極的な論文発表を奨励する。	III	III	III	<p>㉔ 研究助成事業についてホームページを通じて情報提供を行うとともに、学会の開催情報を掲示し、研究助成金の獲得等を促進した。〈学生課〉</p> <p>III ㉔ 博士課程の認可申請書に学会での発表や研究助成金の獲得、国際的学会誌への論文発表を奨励していることを明示するとともに、一層の奨励に取り組むこととした。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 引き続き、ホームページや掲示板を通じて情報の提供を行った。〈学生課〉 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、いくつかの学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉖ 引き続き、ホームページや掲示板を通じて情報の提供を行った。〈学生課〉 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、いくつかの学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉗ 引き続き、ホームページや掲示板を通じて情報の提供を行った。〈学生課〉 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、いくつかの学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載した。また、優れた学術研究を行っている研究グループを助成する共同研究助成について対象グループを拡大し、大学院博士後期課程の者が代表者となっているグループも対象に加えた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉘ 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載し情報の提供を行った。〈学生課〉 a</p> <p>III ㉙ 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、いくつかの学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載した。また、優れた学術研究を行っている研究グループを助成する共同研究助成について対象グループを拡大し、大学院博士後期課程の者が代表者となっているグループも対象に加えた。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>— ㉚ 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載し情報の提供を行った。〈学生課〉 a</p> <p>— ㉛ 大学院生が対象となる研究助成制度や学会の開催情報を指導教員等を通じて積極的に周知するとともに、いくつかの学会開催案内を学内掲示版や学内ホームページに掲示・掲載した。また、優れた学術研究を行っている研究グループを助成する共同研究助成について対象グループを拡大し、大学院博士後期課程の者が代表者となっているグループも対象に加えた。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
エ	研究経験と専門知識・技術を学ばせ、問題の発見能力及び解決方法の企画立案能力を養うカリキュラムを編成する。	III	III	III	<p>㉔ 修士課程及び博士課程において、共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>III ㉔ 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 16 科目を開設した。また、1 年次に研究計画発表会、2 年次に論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養える共通科目を開設するとともに、1 年次に研究計画発表会、2 年次に論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行うことにより、企画立案能力を向上させた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ 引き続き、共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>III ㉖ 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 16 科目を開設するとともに、1 年次には、研究計画発表会、2 年次には、論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>

				III	<p>㉔ 引き続き、共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>博士前期課程では、問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 17 科目を開設するとともに、1 年次には、研究計画発表会、2 年次には、論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。博士後期課程では、能力の向上を図るために研究討議会を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉕ 引き続き、共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>博士前期課程では、問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 17 科目を開設するとともに、1 年次には、研究計画発表会、2 年次には、論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。博士後期課程では、能力の向上を図るために研究討議会を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉖ 共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>博士前期課程では、問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 17 科目を開設するとともに、1 年次には、研究計画発表会、2 年次には、論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。博士後期課程では、能力の向上を図るために研究討議会を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				—	<p>㉗ 共通講義及び特別講義により専門知識や技術の修得を促進するとともに、修士論文公開発表会及び研究討議会での発表を通じて企画立案能力を向上させた。〈学生課〉</p> <p>博士前期課程では、問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、共通科目 17 科目を開設するとともに、1 年次には、研究計画発表会、2 年次には、論文公開審査を実施し、担当教員以外の教員からの指導を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
オ	<p>研究目標を明確にして個性のある研究を行えるよう指導する。</p> <p>また、大学院特別講義やファカルティ・ディベロップメントを充実させて研究者間の情報交換を活発にし、教育方法の改善を図る。</p>	III	III	III	<p>㉘ 大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医科学研究法概論(博士課程では『大学院共通科目講義』)」並びに内外の講師による大学院特別講義を実施した。教育方法の改善に向けた検討を行い、平成 25 年度からの大学院独自での FD 研修会の実施を決定した。〈学生課〉</p>
				III	<p>㉙ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進し、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉚ 引き続き、大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医科学研究法概論」、学内外の講師による大学院特別講義を実施した。また、学外の講師による高度先進的、分野横断的な大学院特別講義については、大学院 FD 研修会として位置付け、受講対象を教員にも拡大して実施した。〈学生課〉</p>
				III	<p>㉛ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進し、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉜ 引き続き、大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医科学研究法概論」、学内外の講師による大学院特別講義を実施した。また、学外の講師による分野横断的な大学院特別講義については、大学院 FD 研修会として位置付け、受講を希望する教員にも受講させた。〈学生課〉</p>
				III	<p>㉝ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進し、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を開催した。〈保健看護学部事務室〉</p>

				III	⑳ 引き続き、大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医学研究法概論」、学内外の講師による大学院特別講義を実施した。また、学外の講師による分野横断的な大学院特別講義については、大学院FD研修会として位置付け、受講を希望する教員にも受講させた。(学生課)
				III	㉑ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進し、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を開催した。(保健看護学部事務室)
				III	㉒ 引き続き、大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医学研究法概論」、学内外の講師による大学院特別講義を実施した。また、学外の講師による分野横断的な大学院特別講義については、大学院FD研修会として位置付け、受講を希望する教員にも受講させた。(学生課) a
				III	㉓ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進した。また、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を1回開催した。(保健看護学部事務室) b
				—	㉔ 引き続き、大学院学生要覧に基づき研究指導を行うとともに、医科学全般について基礎から応用までを講義する「修士課程共通教育科目講義」、修士課程及び博士課程共通で医学研究に必要な知識を概説する「医学研究法概論」、学内外の講師による大学院特別講義を実施した。また、学外の講師による分野横断的な大学院特別講義については、大学院FD研修会として位置付け、受講を希望する教員にも受講させた。(学生課) a
				—	㉕ 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、指導教員は各個人に対応した指導を行い、特徴のある研究を促進した。また、ファカルティ・ディベロップメントでは、大学院教育に関する特別講演を1回開催した。(保健看護学部事務室) b
カ	独創性の高い研究内容やその業績を評価し優秀な成果を出している研究者を顕彰することにより全体的な研究レベルを向上させる。	III	III	III	㉖ 優れた研究及び専門能力を有する者を、大学院委員会で選考のうえ順位を付して名誉教授会に推薦し、修士課程及び博士課程から各1名が顕彰された。この顕彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。(学生課)
				III	㉗ 学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、2名を名誉教授会賞に推薦した。(保健看護学部事務室)
				III	㉘ 優れた研究及び専門能力を有する者を大学院委員会で選考の上、名誉教授会に推薦し、修士課程、博士課程から各1名が顕彰された。この顕彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。(学生課) 学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、1名を名誉教授会賞に推薦した。(保健看護学部事務室)
				III	㉙ 優れた研究及び専門能力を有する者を大学院委員会で選考の上、名誉教授会に推薦し、修士課程、博士課程から各1名が顕彰された。この顕彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。(学生課) 学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、2名を名誉教授会賞に推薦した。(保健看護学部事務室)
				III	㉚ 優れた研究及び専門能力を有する者を大学院委員会で選考の上、名誉教授会に推薦し、修士課程から2名、博士課程から1名が顕彰された。この顕彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。(学生課) 学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、1名を名誉教授会奨励賞に推薦した。(保健看護学部事務室)
				III	㉛ 優れた研究及び専門能力を有する者を大学院委員会で選考の上、名誉教授会に推薦し博士課程から1名が顕彰された。この顕

					<p>彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。〈学生課〉</p> <p>学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、1名を名誉教授会賞、2名を名誉教授会奨励賞に推薦した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>㉑ 優れた研究及び専門能力を有する者を大学院委員会で選考の上、名誉教授会に推薦し博士課程から1名が顕彰された。この顕彰を通じて、医学研究科全体の研究のレベルアップにつなげた。〈学生課〉</p> <p>学会への投稿を積極的に行うよう、大学院生に対して日常的に勧め、必要に応じてアドバイスをを行った。また、優秀な成果を出している研究者を研究科委員会で審査し、2名を名誉教授会賞、2名を名誉教授会奨励賞に推薦した。〈保健看護学部事務室〉</p>
専攻科教育		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	助産師として必要な教養、倫理感、及び問題解決能力を有する人材を育成する。	III	III	III III III III III III -	<p>㉒ 助産学基礎領域、助産学実践領域及び助産学関連領域において計24科目の授業科目を開設し、助産師として求められる能力を有する人材の育成を推進した。</p> <p>㉓ 助産師として求められる能力を有する人材の育成を推進するために、助産学基礎領域、助産学実践領域及び助産学関連領域において計24科目の授業科目を開設した。</p> <p>㉔ 基礎領域7科目、実践領域10科目、関連領域4科目としたカリキュラムの変更を行い、より幅広い教養と専門性が高められるような教授学習活動を行った。</p> <p>㉕ アンケート調査の結果、卒業時の到達目標に到達したのは85項目中63項目(74%)であった。とくに到達率が低かった項目が「出生前診断に関する支援」と「母乳育児を行えない母親への支援」の2項目であった。症例検討などによって到達度を上げる方法を検討した。</p> <p>㉖ アンケート調査の結果、卒業時の到達目標に到達したのは85項目中62項目(73%)であった。とくに到達率が低かった項目が「家族メンバー全体の健康状態と発達課題のアセスメント」と「母乳育児を行えない母親への支援」の2項目であった。事例検討などによって到達度を上げる方法を検討した。</p> <p>㉗ アンケート調査の結果、卒業時の到達目標に到達したのは85項目中80項目(94%)であった。前年度と比較すると大きく到達率が上昇した。〈保健看護学部事務室〉</p>
イ	助産師として必要な知識・技術を主体的かつ意欲的に学習でき、問題解決能力を育む教育課程・方法を採用する。	III	III	III III III III III	<p>㉘ 助産学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、助産管理実習の教科を開講し、安全な助産ケアの提供と異常の早期発見及び対処ができる判断力、問題解決能力及び実践力を養成した。</p> <p>㉙ 診断に基づいた助産ケアの提供と異常の早期発見及び対処ができる判断力、問題解決能力及び実践力を養うために、助産学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、助産管理実習の教科を開講した。</p> <p>㉚ 助産師の専門性を重視し、妊娠・分娩・産褥・新生児期における正常からの逸脱の判断と実践ができるよう「助産診断学」及び「助産技術学」を一つの科目「助産診断・技術学」に統合し、時間配分を多くした。</p> <p>㉛ 分娩期の診断と分娩助産技術の修得のためにDVDを作成し、授業で視聴するとともに、学生個々への指導の際に活用した。今後は学生の意見を参考に改善を図り、学内演習等で活用する。</p> <p>㉜ 妊娠期の診断・技術を修得するため、妊婦に協力を得て、レオポルド診察法などの妊婦診察法とケアに関するDVDを作成し、</p>

					<p>学生個々への指導及び演習で活用した。</p> <p>⑳ 妊娠期の診断・技術を修得するため、妊婦に協力を得て平成 28 年度に作成したレオポルド診察法などの妊婦診察法とケアに関する DVD を、学生個々への指導及び演習で活用した。〈保健看護学部事務室〉</p>
ウ	成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行い、適正な判定を行う制度・体制を整える。	III	III	III	<p>㉔ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。</p> <p>III ㉕ 講師以上の教員を構成メンバーとする成績判定会議において、共通認識のもとで審議し、学生の成績を厳正かつ公正に評価した。</p> <p>III ㉖ 講師以上の教員を構成メンバーとする助産学専攻科委員会において共通認識のもとで審議し、入学、実習及び修了の判定を厳正かつ公正に評価した。</p> <p>III ㉗ 講師以上の教員を構成メンバーとする助産学専攻科委員会において共通認識のもとで審議し、入学、実習及び修了の判定を厳正かつ公正に評価した。</p> <p>III ㉘ 講師以上の教員を構成メンバーとする助産学専攻科委員会において共通認識のもとで審議し、入学、実習及び修了の判定を厳正かつ公正に評価した。</p> <p>－ ㉙ 講師以上の教員を構成メンバーとする助産学専攻科委員会において共通認識のもとで審議し、入学、実習及び修了の判定を厳正かつ公正に評価した。〈保健看護学部事務室〉</p>

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成 29 年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	適切な教職員を配し、附属病院などの実習施設との連携のもと、教育の充実を図る。	IV	IV	III	<p>㉔ 医学部分野別認証（国際認証）の内容と現状、日本の分野別認証の制度と内容及び国際基準に準じた臨床実習の内容について 2 回のファカルティ・ディベロップメント及びワークショップを行うとともに、カリキュラム専門部会及び教授会で説明を行い、各部門での説明会も企画した。また、国際認証において必須である電子カルテへの学生の書き込みを可能とするため、平成 25 年度から電子カルテのシステムを変更することを決定した。さらに、国際認証の重要な要件である学生を、カリキュラム構築への参加が可能となるカリキュラム専門部会員に加わることができるよう 25 年度から制度を変えることを決定した。国際認証の現状を理解し、国内で発足する分野別認証への対応に必要な基礎知識を共有することができた。〈学生課〉</p> <p>III ㉔ 2 年次生の実習に先立ち、保健看護学部と附属病院看護部との実習連絡会を開催し意見交換を行った。また、3 年次生の実習に先立ち、実習説明会を開催し、保健看護学部の実習評価について説明し、附属病院看護部と意見交換を行った。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉕ PBL や TBL (Team-Based Learning : チーム基盤型学習) の導入など少人数教育が拡大し、共用試験や卒業時 OSCE (Objective</p>

				<p>Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）を導入したことなど教育の量、質ともに変わりつつあることから、すべての教育内容を網羅した日本医学教育学会作成の教育業績評価シートを活用し、試験的に教員評価を行った。職位、専門領域による差はあるが、一定の評価がなされた。〈学生課〉</p> <p>III ②⑤ 基礎実習、各領域実習に先立ち、保健看護学部と附属病院看護部で連絡会を開催し、目的、目標および方法等について意見交換を行った。臨地実習に関する年間計画は保健看護学部で立案し、附属病院の部署と調整をとった上で、確定した。また、教育と臨床の連携を図る目的で附属病院看護部から保健看護学部へ助教1名を派遣している。(21年度から)。また、26年4月からは保健看護学部、附属病院看護部、看護キャリア開発センターで協力し、更なる実習指導体制を整える。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師が参加し、各領域の実習前に目的や方法等の意見交換を行った。基礎実習は病院7部署、各領域は病院10部署で、のべ768日の実習を行った。〈看護部管理室〉</p> <p>IV ②⑥ 臨床実習期間の確保に伴い、学外の20医療機関において38名の臨床教授等を任命し、指導体制の充実を図った。PBLやTBL (Team-Based Learning：チーム基盤型学習)の導入など少人数教育が拡大し、共用試験や卒業時OSCE (Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験)を導入したことなど教育の量、質ともに変わりつつあることから、すべての教育内容を網羅した教育業績評価シートを活用し、試験的に教員評価を行った。職位、専門領域による差はあるが、一定の評価がなされた。この評価シートは日本医学教育学会の業績評価委員会と関連したもので、全国でも使用できる内容となっており、今後、この評価シートを教員評価に用いる。〈学生課〉</p> <p>III ②⑥ 保健看護学部と附属病院看護部は、各領域の実習の前後で、7回の打ち合わせと3回ふりかえり会を実施し、今後の実習に活用できる意見交換を行った。保健看護学部教員は、実習受け入れ部署の臨床指導者と実習中適宜意見交換を行い、実習内容の充実に向けて取り組んだ。また、保健看護学部教員と附属病院実習指導者が、意見交換会及び学習会を5回開催し、よりよい実習にしていくために、それぞれの立場でどのように行動していくかを検討し、効果的な臨地実習を行うための年度計画を立案した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師にて、各領域実習前後に7回の打ち合わせと3回のふりかえり会を実施した。実習中は適宜意見交換を行い実習内容の充実に向け取り組んだ。また、保健看護学部教員と病院看護師が効果的な実習を行うための意見交換および学習会を5回開催した。〈看護部管理室〉</p> <p>III ②⑦ 臨床実習期間の確保に伴い、学外の19医療機関において40名の臨床教授等を任命し、指導体制の充実を図った。日本医学教育学会作成の教育業績評価シートを元に、新たに職位、領域別に作成した評価シートを教員評価において活用した。職位、専門領域による差を考慮し、評価基準を定めた。〈学生課〉</p> <p>IV ②⑦ 実習の実施に関する打ち合わせおよび評価に関する会議を保健看護学部・附属病院看護部担当者と当該部署管理者及び臨床指導者の参加のもと開催した。意見交換を充実させるために、実習前には、学生のレディネスを確認した結果を参酌した。実習の年度計画は保健看護学部で立案し、附属病院看護部が調整し確定した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師にて、各領域実習前後に5回の打ち合わせおよび評価会議を実施した。会議を充実させるために実習前に学生のレディネスを確認した結果を参酌した。実習は小児や母性4領域で2週間ずつ10～11クール、成人領域で3週間ずつ7クール、その他基礎実習や統合実習を行った。また実習施設として教員との連携では定期的な意見交換および学習会を開催した(5回、1回40人～50人参加)〈看護部管理室〉</p> <p>III ②⑧ 臨床実習期間の確保に伴い、学外の19医療機関において41名の臨床教授等を任命し、指導体制の充実を図った。日本医学教育学会作成の教育業績評価シートを元に、新たに職位、領域別に作成した評価シートを教員評価において活用した。職位、専門領域による差を考慮し、評価基準を定めた。〈学生課〉 a</p> <p>III ②⑧ 実習の実施に関する打ち合わせおよび評価に関する会議を保健看護学部・附属病院看護部担当者と当該部署管理者及び臨床指導者の参加のもと開催した。意見交換を充実させるために、実習前には、学生のレディネスを確認した結果を参酌した。実習の年度</p>
--	--	--	--	---

					<p>計画は保健看護学部で立案し、附属病院看護部が調整し確定した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師にて各領域実習前後に7回の打ち合わせ及び評価会議を実施した。実習は小児、母性、精神の3領域で2週間ずつ10クール、成人領域で3週間ずつ7クール、その他基礎実習や統合実習を行った。〈看護部管理室〉 b</p> <p>㉔ 臨床実習期間の確保に伴い、学外の18医療機関において42名の臨床教授等を任命し、指導体制の充実を図った。日本医学教育学会作成の教育業績評価シートを元に、新たに職位、領域別に作成した評価シートを教員評価において活用した。職位、専門領域による差を考慮し、評価基準を定めた。〈学生課〉 a</p> <p>㉕ 実習の実施に関する打合せおよび評価に関する会議を保健看護学部・附属病院看護部担当者と当該部署管理者及び臨床指導者の参加のもと開催した。意見交換を充実させるために、実習前には、学生のレディネスを確認した結果を参酌した。実習の年度計画は保健看護学部で立案し、附属病院看護部が調整し確定した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>保健看護学部教員と病院看護師にて各領域実習前後に7回の打ち合わせ及び評価会議を実施した。実習は小児、母性、精神の3領域で2週間ずつ9～11クール、成人領域で3週間ずつ6クール、その他基礎実習や統合実習を行った。また教員と看護師の連携では年度実習開始時に合同学習会「学生の力を引き出すために」をテーマに開催し44人が参加した。〈看護部管理室・看護キャリア開発センター〉 b</p>
イ	学部教育と大学院教育の連携を図り、多様な履修形態を検討する。	III	III	IV	<p>㉔ 多様な履修形態について、大学院医学研究科整備検討委員会と医学部カリキュラム専門部会の合同委員会で議論し、制度検討を行った。学部において大学院準備課程を履修できるコースや医学部卒業後に初期研修と並行して履修できるコースなど、大学院博士課程に5コースの設置を決定した。また、修学及び卒業の要件についても決定し、平成25年度から新たな履修制度を開始することとした。学部学生に早期から研究マインドを育成し、大学における研究の活性化につながる履修コースを開始することとなった。</p> <p>IV ㉕ 医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラムを開始し、大学院準備課程に34名の医学部生が登録した。準備課程在学中に受験できる博士課程入学試験のうちの外国語試験については、13名が合格している。</p> <p>III ㉖ 大学院準備課程について学生向け説明会を実施した（参加教室19、参加学生15名）。新たに17名の医学部生が登録し、現在51名になっている。準備課程在学中に受験できる博士課程入学試験のうちの外国語試験については、9名が受験し全員が合格している。26年12月には第3回医学研究学生フォーラムにおいて10名が発表した。</p> <p>IV ㉗ 大学院準備課程について学生向け説明会を実施した（参加教室17、参加学生5名）。新たに5名の医学部生が登録し、現在56名になっている。準備課程在学中に受験できる博士課程入学試験のうちの外国語試験については、26名が受験し全員が合格している。</p> <p>III ㉘ 大学院準備課程について学生向け説明会を実施した（参加教室17、参加学生約100名）。新たに7名の医学部生が登録し、現在35名になっている。準備課程在学中に受験できる博士課程入学試験のうちの外国語試験については、2名が受験し全員が合格している。</p> <p>㉙ 大学院準備課程について学生向け説明会を実施した（参加教室21、参加学生約100名）。新たに12名の医学部生が登録し、現在46名になっている。準備課程在学中に受験できる博士課程入学試験のうちの外国語試験については、3名が受験し全員が合格している。〈学生課〉</p>

ウ	図書館の蔵書の充実に努めるとともに、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実に努める。	III	IV	III	<p>②④ 教育要項、教員推薦図書及び学生の購入希望図書リストに基づき図書館の蔵書を充実させた。また、外国雑誌電子版ジャーナル購読については、前年度と同程度のタイトル類を維持した。</p> <p>III ②⑤ 保健看護学部図書館において、3,000冊の図書収容できる蔵書棚を増設し、図書収容能力が50,000冊から53,000冊へと増加した。また、閲覧室の設置可能スペースを利用して座席を50席から59席へと増席した。</p> <p>IV ②⑥ 外国雑誌電子版ジャーナルパッケージ3点(1,800種類)を前年度より追加購入し、学内利用者の教育・研究の利便性に貢献した。</p> <p>IV ②⑦ 外国雑誌電子版ジャーナルパッケージ5点(470種類)を前年度より追加購入した。</p> <p>III ②⑧ 学部生学習支援の基礎となる解剖学関連書や関連用語集、内科学関連分野での必読図書を電子ブック版で購入し、図書館ホームページにアップすることにより利用者の利便性に努めた。</p> <p>III ②⑨ 医学部2年～4年生を対象とした医学系電子ブックの希望アンケートを実施した(96タイトル選出)。希望書籍が電子版として刊行しているかを調査し、取扱い可能な15冊の電子ブックを購入し電子化を図った。〈図書館〉 a</p> <p>IV ②⑩ 適切な資料を利用して学習できる環境を提供するため、定期試験の3週間前及び国家試験前の12月以降の日曜日、延べ20日を開館した。〈三葛館〉 b</p> <p>— ②⑪ 各講座宛に学部生向け電子ブックの推薦アンケートを実施した(医学科46、先端医学研究所4、紀北分院5)。21講座から57タイトルの推薦図書を受け電子版として刊行しているかを調査し、取扱い可能な2冊の電子ブックを購入した。〈図書館〉 a</p> <p>— ②⑫ 適切な資料を利用して学習できる環境を提供するため、12月以降の定期試験及び国家試験前の日曜日、延べ22日を開館した。〈三葛館〉 b</p>
エ	従来の図書館機能の飛躍的発展を目指し、図書館を、情報教育及び情報ネットワーク機能、博物館機能を備えた総合学術情報センターとして改組することを検討する。	III	IV	III	<p>②④ 「解体新書」・「蘭学事始」の復刻版資料を館内に展示した。また、風景写真や絵画も併せて館内閲覧室に飾り落ち着きのある図書館作りを始める。(復刻版6点、風景写真6点、絵画10点)</p> <p>IV ②⑤ 和歌山県医学史に名を残す3偉人(○古武弥四郎:和医大初代学長、○小山肆成:国産天然痘予防ワクチン確立、○華岡青洲:麻酔薬「通仙散」発明)の業績を学内外に周知するためシンポジウムを開催した。(参加者271名)</p> <p>III ②⑥ 医師の診療や学生・研修医の教育・研究を支援する臨床支援ツール(データベース)を導入し、医療従事者への支援体制を強化した。</p> <p>III ②⑦ 和医大卒業生から華岡青洲遺品の寄託を受ける。(古書41冊、手術道具1式、掛け軸1点、屏風1点) 館内1F・2F閲覧室に絵画、写真、扁額、書を展示し、引き続き落ち着きのある図書館作りを始める。(絵画16点、写真6点、扁額2点、書1点)</p> <p>IV ②⑧ 許可した特定の者(図書館利用者カード発行者:3,775人 H28.3.31)が、学外からインターネット回線を介して図書館ホームページにアクセスし、所蔵情報(国内雑誌・外国雑誌電子版ジャーナルやデータベース)を検索できるシステムを構築した。</p> <p>III ②⑨ 研修医を対象とした新規導入した診療支援データベースの利用指導を2度実施した(参加者計40名)。又、学外からモバイル端末を利用してデータベースの利用方法も併せた実演を行い情報教育に努めた。</p> <p>— ②⑩ 大学院生を対象とした前年度購入した診療支援データベースの利用について講習会を実施した(参加者27名)。学外からモバイル端末を利用したデータベース利用方法の演習も行った。又、研修医を管轄する地域医療支援センター所属職員に対しても学外からのデータベース利用方法及び登録方法を指導し、研修医への情報教育対応を強化した。33年4月に「医療系総合大学」として医・薬・看護の3学部体制となる予定であることから、学部等を横断して大学内の情報関連業務を統括する体制のあり方について、ワーキングチームを立ち上げ検討した。議論を重ねた結果、31年4月を目途に大学内ネットワーク及びシステムの企画・管理、情報セキュリティ対策等を担う情報基盤センター(仮称)を新たに開設するという検討結果がまとめられた。〈図書館〉</p>



オ	教育方法と教育者の資質の向上を図るとともに、教育活動の評価を学生及び第三者を含めた多方面から行うことにより、授業内容の客観的な評価の改善を図る。	III	III	IV	<p>②④ 授業相互評価の対象者である授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員2名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行った。さらに、その評価結果を各教員にフィードバックした。また、ベストティーチャー賞ベストクリニカルティーチング賞の制度を設立した。受賞者の選定にあたっては、1年次から4年次までの各年次においては、授業評価をもとに他の教育評価を参照し、教育評価部会において候補者を推薦することとした。臨床実習における優秀診療科については、実習評価に基づき教育評価部会において候補者を推薦することとした。臨床実習における個人賞については学生の投票に基づき他の教育実績を参照し、教育評価部会で候補者を推薦することとした。最終的には教育研究審議会で受賞者を決定するものとし、平成24年度の対象者は25年度に顕彰することとした。授業評価及び教育実績を適正に評価し、フィードバックすることにより、授業の質及び教育の質を高めることができた。今後は、新たな顕彰制度により教育の意欲の向上が期待できる。(学生課)</p> <p>III ②④ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会(FDカンファレンス)を開催した。また、教育方法と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑤ 授業相互評価の対象者である授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員2名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックした。また、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞に各部門から1名(1診療科)を選出するとともに、学内に掲示し、顕彰した。授業評価及び教育実績を適正に評価し、フィードバックすることにより、授業の質及び教育の質を高めることができた。さらに新たな顕彰制度により教員の意欲の向上が図れた。(学生課)</p> <p>III ②⑤ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会(FDカンファレンス)を開催した。また、教育方法と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑥ 前年度と同様に授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員2名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行う授業相互評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックした。また、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞に各部門から1名(1診療科)を選出するとともに、学内に掲示し、顕彰した。授業評価及び教育実績を適正に評価し、フィードバックすることにより、授業の質及び教育の質を高めることができた。さらに新たな顕彰制度により教員の意欲の向上が図れた。(学生課)</p> <p>IV ②⑥ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会(FDカンファレンス)を開催した。また、教育方法と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施し、FD委員会の働きかけにより、前年度実績の3倍以上の(参観)授業を実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑦ 引き続き、授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員3名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行う授業相互評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックした。また、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞に各部門から1名(1診療科)を選出するとともに、学内に掲示し、顕彰した。これにより教員の意欲の向上が図れた。日本医学教育学会の業績評価シートを用い、教育評価を行うこととした。(学生課)</p> <p>III ②⑦ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会(FDカンファレンス)を開催した。また、教育方法と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施した。(保健看護学部事務室)</p> <p>III ②⑧ 引き続き、授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員3名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行う授業相互評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックした(12名が受診)。また、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞に各部門から1名(1診療科)を選出するとともに、学内に掲示し、顕彰した。これにより教員の意欲の向上が図れた。日本医学教育学会の業績評価シートを用い、教育評価を行うこととした。(学生課) a</p> <p>III ②⑧ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会(FDカンファレンス)を開催した。また、教育方法と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施した。(保健看護学部事務室) b</p> <p>— ②⑨ 引き続き、授業を初めて行う教員及び希望者に対して、教育評価部会委員3名が授業を聴講し、評価シートに従って評価を行</p>
---	--	-----	-----	----	--

				<p>う授業相互評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックした（10名が受診）。また、ベストティーチャー賞及びベストクリニカルティーチング賞に各部門から1名（1診療科）を選出するとともに、学内に掲示し、顕彰した。これにより教員の意欲の向上が図れた。日本医学教育学会の業績評価シートを用い、教育評価を行うこととした。〈学生課〉 a</p> <p>㉑ FD委員会主催で外部講師等による特別講演会及び本学教員による発表会（FDカンファレンス）を開催した。また、教育方法の改善と教育者の資質向上を促進するために、教員相互参観を前期及び後期ともに実施した。〈保健看護学部事務室〉 b</p>
--	--	--	--	---

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	学生の学習、健康、生活等の問題に対して対応できるよう支援体制の充実を図る。	III	III	III	<p>㉒ 1年次生については、新入生研修において交流会を開催し懇談を行った。2年次生から4年次生については、新たな取り組みとして担任による留年者を対象とする面談を行い、勉強方法や日常生活に関する助言指導を行った。交流会により親睦を深めるとともに、学力低下の防止や生活上の不安を取り除くことに一定の効果があった。また、学長ランチミーティングとして5年生全員を対象に実習グループごと毎週金曜日招待し、学長から「和歌山医大の目指すもの」について説明するとともに、学生の要望、勉強の進捗状況について懇談を行った。〈学生課〉</p> <p>III ㉒ クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。また、毎週木曜日にカウンセリングルームを設け、学生相談を実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>IV ㉓ 2名の学生にカリキュラム専門部会への出席を求め、分野別認証を見据えた臨床技能教育の充実、1コマ当たりの授業時間などについて検討を行った。また、分野別認証について大学全体に周知を図るため説明会を行った。担任制については、担任と学生のプロフィールを相互に交換するとともに、担任教員から学生部長に学生との懇談会の実施状況を報告することとした。これらにより、懇談会実施回数が増加し、学生が相談しやすい環境を整えることができた。また、学長ランチミーティングとして5年生全員を対象に実習グループごと毎週金曜日、学長との懇談を行った。〈学生課〉</p> <p>IV ㉓ クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。また、毎週木曜日にカウンセリングルームを設け、平成25年度からは一年を通して（夏期休業中も）実施できるようにするとともに、開設時間を毎回1時間増やすことで、相談件数が前年度よりさらに増加した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉔ 医学部定員増に伴い、不足していた地域医療支援推進室の端末を12台増設して116台とし、共用試験 CBT を円滑に実施できるよう体制を整えた。</p> <p>III ㉔ 医学部6年生の自習室に、インターネットを活用した学習に対応できるよう無線 LAN 設備を導入した。また、学生の定員増にも対応するよう自習室に100cm×70cmの机を配置して、1人1台の机を使用できるよう自習室を整備した。〈学生課〉</p> <p>IV ㉕ 学生が相談しやすい環境づくりについては、教務学生委員会において7回にわたり検討を行った。検討結果は以下のとおり。 ・ 担任制の対象学年を1・2年生とし、担任の目が行き届くように教員一人当たりの学生数を10人未満とする。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>各クラブに新入生等が抱える学習面での不安、大学生活での疑問などに助言しサポートする者（メンター）を1名配置する。</li> <li>担任と向かい合って相談しづらい案件に対応するため、学生部長へ直接メールで相談できる「医学部生の相談ホットライン」を設置する。</li> <li>学生自治会で学生自身が経験した事例をもとに「生活支援ガイドブック」を作成する。</li> </ul> <p>なお、「医学部生の相談ホットライン」については、1月から運用を開始した。また、学長ランチミーティングについては、5年生全員を対象に実習グループごと毎週水曜日に実施した。学生の課外活動への支援として「課外活動支援助成金」を創設し、26年度から21団体からの申請に対し、およそ計89万円の助成を行った。（学生課）</p>
III	②6	III	III	<p>クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。また、毎週木曜日にカウンセリングルームを設け、25年度に引き続き26年度も一年を通して（相談がある場合は夏期・冬期休業中も）開設時間15:30～21:30として実施し、学生の学習、健康、生活等の問題に対する支援に努めた。（保健看護学部事務室）</p>
III	②7	III	III	<p>学生がより相談しやすい仕組みを下記のとおり構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担任制の対象学年を1・2年生とし、担任の目が行き届くように教員一人当たりの学生数を10人未満とした。担任教員数：教養・医学教育大講座12人、基礎28人、臨床7人</li> <li>各クラブに新入生等が抱える学習面での不安、大学生活での疑問などに助言しサポートする者（メンター）を1名配置した。25クラブ25人。</li> <li>担任と向かい合って相談しづらい案件に対応するため、学生部長に直接メールで相談できるよう設置した「医学部生の相談ホットライン」で20件の相談を受けた。</li> <li>学生自治会で学生自身が経験した事例をもとに「生活支援ガイドブック」を作成し、学生に配付した。</li> <li>学生の進級判定・卒業判定の透明性を確保するため、27年6月から進級判定・卒業判定に対する学生からの異議申し立ての制度を設けた。</li> </ul> <p>進級判定異議申立件数 2件（いずれも進級判定は妥当と判断され、異議は認められなかった。）また、学長ランチミーティングについては、5年生全員を対象に実習グループごと毎週水曜日に実施した。</p>
III	②7	III	III	<p>課外活動の更なる活性化を図るため26年度から創設した「課外活動支援助成金」の予算額を200万円に増額。24団体に対し、約190万円の助成を行った。（学生課）</p>
III	②7	III	III	<p>クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。また、毎週木曜日にカウンセリングルームを設けており、1年を通して（相談がある場合は夏期・冬期休業中も）開設時間15:30～21:30として実施し、学生の学習、健康、生活等の問題に対する支援に努めた。（保健看護学部事務室）</p>
III	②8	III	III	<p>学生がより相談しやすい仕組みを下記のとおり構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担任制の対象学年を1・2年生とし、担任の目が行き届くように教員一人当たりの学生数を10人未満とした。</li> <li>各クラブに新入生等が抱える学習面での不安、大学生活での疑問などに助言しサポートする者（メンター）を1名配置した。</li> <li>担任と向かい合って相談しづらい案件に対応するため、学生部長に直接メールで相談できるよう設置した「医学部生の相談ホットライン」で13件の相談を受けた。</li> <li>28年度から健康管理センターに臨床心理士を配置した。</li> <li>学生の進級判定・卒業判定の透明性を確保するため、27年6月から進級判定・卒業判定に対する学生からの異議申し立ての制度を設けた。</li> </ul> <p>また、学長ランチミーティングについては、5年生全員を対象に実習グループごと毎週水曜日に実施した。さらに、学生の課外活動への支援として「課外活動支援助成金」を31団体に対し助成を行った。（学生課） a</p>
III	②8	III	III	<p>クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。</p>

				<p>また、毎週木曜日にカウンセリングルームを設けており、1年を通して（相談がある場合は夏期・冬期休業中も）開設時間 15:30～21:30 として実施し、学生の学習、健康、生活等の問題に対する支援に努めた。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>III ㉘ 附属病院への就職を希望する学生を支援するとともに、学生の経済的支援を行うため、前年度を超える額を確保するとともに、その貸付を行った。〈保健看護学部事務室〉 c</p> <p>III ㉙ キャンパス内のセキュリティを強化するため、従来設置 2 台の監視カメラに加え、その必要性に鑑み、キャンパス内出入り口を中心に 19 台整備し、合計 21 台にて設置を完了した。また、全学生に対し学生証のカード化を実施し、利便性、耐久性の向上を図った。〈保健看護学部事務室〉 d</p> <p>— ㉚ 学生がより相談しやすい仕組みを下記のとおり構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任制の対象学年を 1・2 年生とし、担任の目が行き届くように教員一人当たりの学生数を 10 人未満とした</li> <li>・ 各クラブに新入生等が抱える学習面での不安、大学生活での疑問などに助言しサポートする者（メンター）を 1～2 名配置した。</li> <li>・ 担任と向かい合って相談しづらい案件に対応するため、学生部長に直接メールで相談できるよう設置した「医学部生の相談ホットライン」で 5 件の相談を受けた。</li> <li>・ 28 年度から健康管理センターに臨床心理士を配置した。</li> <li>・ 学生の進級判定・卒業判定の透明性を確保するため、27 年 6 月から進級判定・卒業判定に対する学生からの異議申し立ての制度を設けた。</li> </ul> <p>また、学長ランチミーティングについては、5 年生全員を対象に実習グループごと毎週水曜日に実施した。さらに、学生の課外活動への支援として「課外活動支援助成金」を 32 団体に、「課外活動大型備品購入等支援助成金」を 8 団体に対し助成を行った。〈学生課〉 a</p> <p>— ㉛ クラス担任が随時個別面談を行うとともに、全ての専任教員がオフィスアワーを設定するなど、きめ細やかな対応を行った。また、毎週火曜日にカウンセリングルームを設けており、1年を通して（相談がある場合は夏期・冬期休業中も）開設時間 15:30～21:30 として実施し、学生の学習、健康、生活等の問題に対する支援に努めた。〈保健看護学部事務室〉 b</p> <p>— ㉜ 附属病院への就職を希望する学生を支援するとともに、学生の経済的支援を行うため、予算を確保するとともに、その貸付を行った。〈保健看護学部事務室〉 c</p>
イ	留学生が安心して修学できるように、大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活に関する情報を適切に提供するとともに環境を整備する。	III	III	<p>III ㉔ 大学のホームページ内に学部、大学院及び専攻科の各サイトを設け、掲載情報を適宜更新しながら、研究活動、学費及び学生生活等に関する情報を適切に提供することにより、留学生等に対し安堵感を与えた。</p> <p>III ㉕ 大学のホームページ内に、保健看護学部、助産学専攻科、大学院保健看護学研究科の各サイトを設け、研究活動、学費、学生生活等に関して、適切に情報提供できるよう適宜、情報の更新を行った。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ㉖ 留学生が安心して修学できるよう適切に情報提供を行うため英語版の学部概要の改訂を行った。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>留学生が所属する研究室を通じて、研究活動や学生生活に必要な情報を提供している。また、国際交流センターから、和歌山市や和歌山県国際交流協会等が実施する外国人向けの事業（日本語教室、生活相談、交流会等）に関する情報を随時提供している。〈学生課〉</p> <p>III ㉗ 留学生が安心して修学できるように国際交流委員会を中心に情報提供を行うとともに、国際交流ハウスの使用について対応した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>留学生が所属する研究室を通じて、研究活動や学生生活に必要な情報を提供している。また、国際交流センターから、和歌山市や和歌山県国際交流協会等が実施する外国人向けの事業（日本語教室、生活相談、交流会等）に関する情報を随時提供している。〈医学研究科〉</p>

				III	<p>㉘ 留学生が所属する研究室を通じて、研究活動や学生生活に必要な情報を提供している。また、国際交流センターから、和歌山市や和歌山県国際交流協会等が実施する外国人向けの事業（日本語教室、生活相談、交流会等）に関する情報を随時提供している。〈医学研究科〉</p> <p>留学生が安心して修学できるように国際交流委員会を中心に情報提供を行うとともに、国際交流ハウスの使用について対応した。〈保健看護学部事務室〉</p>
				—	<p>㉙ 留学生が所属する研究室を通じて、研究活動や学生生活に必要な情報を提供している。また、国際交流センターから、和歌山市や和歌山県国際交流協会等が実施する外国人向けの事業（日本語教室、生活相談、交流会等）に関する情報を随時提供している。〈医学研究科〉</p> <p>留学生が安心して修学できるように国際交流委員会を中心に情報提供を行うとともに、国際交流ハウスの使用について対応した。〈保健看護学部事務室〉</p>
ウ	大学院では、他学の出身者も多数入学できるように研究環境を充実させるとともに、研究生生活を続けやすい環境を整備する。	III	III	III	<p>㉚ 医学研究科において、社会人新入生 11 名に長期履修制度を適用した。また、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供するとともに、T・Aとして9名を委嘱した。これらにより、社会人大学院生等の研究環境について支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉛ 医学研究科において、社会人新入生 19 名に長期履修制度を適用した。また、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供するとともに、T・Aとして14名を委嘱した。これらにより、社会人大学院生の研究環境についての支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉜ 医学研究科において、T・Aとして11名を委嘱し、指導教員・研究者になるためのトレーニング機会を提供するとともに謝金を支給することにより経済的支援を行った。社会人学生に対しては新入生 15 名に長期履修制度を適用し、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供することにより、研究環境についての支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉝ 医学研究科において、T・Aとして10名を委嘱し、指導教員・研究者になるためのトレーニング機会を提供するとともに謝金を支給することにより経済的支援を行った。社会人学生に対しては新入生 12 名に長期履修制度を適用し、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供することにより、研究環境についての支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
				III	<p>㉞ 医学研究科においては、新入生 15 名に長期履修制度を適用し、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供することにより、研究環境についての支援を行った。また、T・Aとして10名を委嘱し、指導教員・研究者になるためのトレーニング機会を提供するとともに謝金を支給することにより経済的支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。〈保健看護学部事務室〉</p>
				—	<p>㉟ 医学研究科においては、新入生 16 名に長期履修制度を適用し、e-ラーニング（講義録画）を学生に提供することにより、研究環境についての支援を行った。また、T・Aとして10名を委嘱し、指導教員・研究者になるためのトレーニング機会を提供するとともに謝金を支給することにより経済的支援を行った。〈学生課〉</p> <p>保健看護学研究科においては、昼夜開講制及び長期履修制度を実施するとともに、希望者に対しT・A制度による経済的支援を</p>

					行い、研究生生活の継続に対する支援を行った。(保健看護学部事務室)
--	--	--	--	--	-----------------------------------

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	がんに関する研究をはじめとして、和歌山県で重点的に取り組まなければならない分野について、医の倫理に基づき、先端医学研究所を核とした先進的な研究を行うとともに、独創的研究の取組及び発展を促進する。	III	III	III IV III III IV -	<p>②4 先端医学研究所において成長ホルモン作用(分子医学)や器官形成プログラム(遺伝子医学)等に関する研究を実施するとともに、ペプチドワクチン療法を中心としたがんの新規治療戦略や細胞がんの新分子標的治療薬の開発等の研究を実施した。また、難治性疾患に指定されている甲状腺クリーゼに関する世界初の大規模な疫学調査により発症実態を解明し診断基準を確立した。</p> <p>②5 先端医学研究所において県内医療機関の診療情報をネットワーク上で共有する「青洲リンク」を開発するとともに、「がんペプチドワクチン療法治療学講座」を開設して医師主導臨床試験を開始した。</p> <p>②6 全国12施設のみで実施され県内では初の実施となるロボットによる直腸がん手術を導入するとともに、本学の教授が主任研究者として実施した小児ネフローゼ症候群治療に関する研究の成果を発表したことにより、国内外のガイドラインが見直されることとなり、長き国際論争を終結させる国際的にも影響の大きい研究となった。</p> <p>②7 先端医学研究所と理化学研究所等との共同研究によりがんワクチンの改良に可能性のある研究成果を発表するとともに、本学を含む国内6施設及び米国大学との連携によりゲノム解読を実施し世界で初めて十二指腸乳頭部がんの本態解明を行ったことを発表した。本学の教授が総括を務めた研究会が抗マalaria薬の世界初となる承認申請臨床試験を実施した結果、国内における同薬の販売が開始され患者の大幅なQOLの改善に貢献した。さらに、医学部において形成外科学講座及びリウマチ・膠原病科学講座を新設し、当該分野の研究機能を大幅に強化した。</p> <p>②8 厚生労働省が難治性疾患に指定している甲状腺クリーゼについて、日本甲状腺学会や厚生労働省等との共同で診療ガイドラインを樹立した。また、筋萎縮性側索硬化症(ALS)の神経変性メカニズムを解明したことなど、本学研究者による様々な研究成果を相次いで発表することができた。</p> <p>②9 iPS細胞由来の樹状細胞を用いて消化器固形癌に対するワクチン効果を初めて確認した。平成28年度に日本で初めて着手した標準療法不能膵癌に対する樹状細胞ワクチン療法の医師主導治験において、治験製品の投与を開始した。自然科学研究機構生物学研究所、東北大学との共同で、大脳皮質から大脳基底核へ情報が伝わる様子を、光を使って解明した。金沢大学との共同で「特発性肺線維症」の発症メカニズムを解明し、肺線維症を軽減させる細胞の働きを見いだした。注意欠如・多動性障害(ADHD)が合併した自閉症について、原因が脳の神経細胞「シナプス」内の遺伝子異常にある可能性が高いことを解明した。MRI脳画像の検討結果をもとに、性別は脳のネットワーク構造に影響を与えることを解明した。(研究推進課)</p>

イ	論文発表を促進するとともに、論文の質の向上を図る。	II	II	II III III III II III II III - -	<p>②④ 学内の研究予算の適正配分や外部からの研究費の獲得支援を行い、学内の研究を活性化させることにより、教員の英語原著論文の発表を促したが、教員1人あたりの英語原著論文数の割合は前年度を大きく下回った。</p> <p>②⑤ 学内の研究費の適正配分や研究費の獲得支援を行い、学内の研究を活性化させることにより、教員1人あたりの英語原著論文数が前年度を上回った。</p> <p>②⑥ 論文の質に関する指標において、医学部を有する全国80大学中13位であり、前年度と同水準であった。</p> <p>②⑦ 英語原著論文の発表促進及び質の向上を図るため、27年4月に臨床研究センターに英文エディター（英語論文校正・校閲担当教員）を採用することとし、選考を行った。また、26年度に医学生物学分野の学術文献サービスであるPubMedに収録された論文数は209件であった。</p> <p>②⑧ 英文エディター（英語論文校正・校閲担当教員）を臨床研究センターに配属し、英語論文の執筆指導や文書校正等を行った。27年度に医学生物学分野の学術文献サービスであるPubMedに収録された論文数は182件であった。</p> <p>②⑨ 統計解析の知識を高めるため、「医学統計セミナー」を実施（133名参加）し、臨床研究の実施に必要な知識を高めるため、「臨床研究セミナー」を実施（216名参加）した。</p> <p>②⑩ 28年度に医学生物学分野の学術文献サービスであるPubMedに収録された論文数は175件であった。</p> <p>②⑪ 統計解析の知識を高めるため、「医学統計セミナー」を実施（71名参加）し、臨床研究の実施に必要な知識を高めるため、「臨床研究セミナー」を実施（234名参加）した。</p> <p>②⑫ 29年度に医学生物学分野の学術文献サービスであるPubMedに収録された論文数は181件であった。若手研究者等の論文発表を奨励するため、「学術論文奨励賞」を創設し、6名に賞を授与した。</p> <p>②⑬ 統計解析の知識を高めるため、「医学統計セミナー」を実施（87名参加）し、臨床研究の実施に必要な知識を高めるため、「臨床研究セミナー」を実施（287名参加）した。〈研究推進課〉</p>
---	---------------------------	----	----	---	--

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等	
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価		
ア	「がん」、「救急」、「先端医学」等の分野において重点的・弾力的に研究体制等を強化する。	III	III	III	<p>②④ 腫瘍学、発生学、再生医学等の分野に関する生命現象を遺伝子レベルで研究する体制を強化するため、先端医学研究所遺伝子制御学研究部に講師1名を採用した。また、優れた学術研究を行っている研究者に対し、がん等の重点課題の研究等を支援する助成を行い、本学における研究を促進した。</p> <p>②⑤ 先端医学研究所に病態制御学研究部を新設することを決定していたが、同時期に教授を選考した微生物学及び病理学第2講座の分野と重なる部分があり、募集分野を再検討するために各講座の研究状況等を注視することとしたことから、部門の新設には至らなかった。生体調節機構研究部については、2月の教授会で教授を専任し、平成26年度の早い時期の着任が決定した。</p> <p>②⑥ 先端医学研究所への新部門の設置に向け、ワーキンググループを立ち上げ、新部門の分野の検討を行い、「がん」「再生医療」</p>

				<p>など本学にはない分野について更に検討を重ねていくこととした。臨床医学部門については、形成外科学及びリウマチ・膠原病科学講座の設置を決定し、教授選考を開始した。</p> <p>Ⅲ ⑳ ワーキンググループで新設する部門の分野について検討を行った結果、本学にはない分野として「再生医療」「がん」、本学の強みを生かせる分野として「神経に関する領域」を候補とすることとした。</p> <p>Ⅲ ㉑ 優秀な人材を確保し研究の活性化を図ることを目的に、従来と比べて良い勤務条件の特別研究員制度を26年度から3年を限度に導入した。</p> <p>Ⅱ ㉒ 新設する分野の最終決定には至らなかった。 a</p> <p>Ⅲ ㉓ 基礎系部門に5名の特別研究員を雇用したことで、研究の迅速化や質の向上に寄与するとともに、学内での共同研究が複数進行するなど研究の活性化が図られた。 b</p> <p>－ ㉔ 基礎医学部門の新設に向け、「がん」、「再生」、「神経」に関する領域において、次世代テクノロジーを用いてトランスレーショナルリサーチを発展させることができる人材を教授として選考することを決定し、候補者の採用手続きを進めている。また、既存の先端医学研究所分子医学研究部を平成30年4月から分子遺伝学講座に移行することを決定し、基礎医学部門の充実を図った。 a</p> <p>－ ㉕ 29年4月から二期目として、基礎医学部門に5名の特別研究員を雇用している。このことにより、各研究室における研究の迅速化や質の向上につながった。〈総務課〉 b</p>
イ	本学が担うべき研究分野について積極的な推進を図るため、研究活性化委員会等による研究支援の充実を図る。また、次世代を担う若手研究者の研究体制を強化する。	Ⅲ	Ⅲ	<p>Ⅲ ㉖ 本学の重点課題について講座、研究室等の枠を超えた横断的な研究を支援する特定研究助成プロジェクト選考の透明性を高めるため、発表会形式で7名の学外有識者のみによる選考を行い、審査結果の学内公表を経て5件を採択した（助成総額17,500千円）。また、次世代リーダー賞の授与（1名）や若手研究奨励賞の授与（6名）により本学の若手研究者を奮起させ、研究者の質の向上を促進した。さらに、科学研究費獲得には至らなかったものの優れた研究計画を有する若手研究者に対して研究費の助成を行った（若手研究支援助成：9件、7,200千円）。</p> <p>Ⅲ ㉗ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し4件を採択（助成総額15,000千円）するとともに、次世代リーダー賞（1名）、若手研究奨励賞（4名）を授与した。また、若手研究支援助成を行った（14件、11,200千円）。</p> <p>Ⅲ ㉘ 次世代リーダー賞（1名）、若手研究奨励賞（3名）を授与するとともに、若手研究支援助成を行った（8件、6,300千円）。また、過去の次世代リーダー賞受賞者のうち、外科学第二講座准教授が他大学教授に、血液内科学講座准教授が本学の教授に就任した。</p> <p>Ⅲ ㉙ 次世代リーダー賞（1名）、若手研究奨励賞（9名）を授与するとともに、若手研究支援助成を行った（7件、5,600千円）。また、過去の次世代リーダー賞受賞者のうち、解剖学第二講座准教授が本学の教授に就任した。</p> <p>Ⅲ ㉚ 次世代リーダー賞（1名）、若手研究奨励賞（6名）を授与するとともに、若手研究支援助成を行った（11件8,750千円）。また、過去の次世代リーダー賞受賞者のうち、耳鼻咽喉科学講座准教授が本学の教授に就任した。</p> <p>－ ㉛ 次世代リーダー賞（1名）、若手研究奨励賞（2名）を授与するとともに、若手研究支援助成を行った（8件、6,400千円）。 ※26年度以降「特定研究助成プロジェクト」は「カ」のみで記載〈研究推進課〉</p>



ウ	先進医療や高度医療、新しい技術を導入した医療等を研究し実施するため、治験管理体制の充実を図る。	IV	III	III	<p>②4 治験実施業務優秀医師表彰制度を新設し、その功績を学内に広く公表することにより、医師の治験に対するモチベーションを高めた。 ※治験収入 60,605,116 円（治験管理室分）</p> <p>III ②5 治験管理室職員を 2 名（CRC 1 名、治験薬管理補助者 1 名）増員し、治験管理体制を強化した。</p> <p>III ②5 本学における治験の取組を、企業や患者をはじめ広く一般にわかりやすく広報できる「治験管理センター」のホームページの作成を進めた。</p> <p>III ②5 京都大学医学部附属病院臨床研究総合センター「開花プロジェクト」に参画し、他大学との協力関係のネットワークを強化した。 ※治験管理室分 62,748,892 円（治験管理室分）</p> <p>III ②6 治験実施意欲向上のため、治験実施業務優秀医師表彰を引き続いて実施した。幅広く企業及び県民に対して本学治験に関する情報を提供するため、4 月に治験管理部門専用ホームページを開設し、広報した。</p> <p>IV ②6 平成 26 年 10 月に臨床研究センターを開設し、27 年度においてデータマネージャー、英文エディター、知財コーディネーターを配置することを決定し、臨床研究支援にかかる体制整備を進めた。 ※治験収入 47,954,322 円（臨床研究センター分）</p> <p>III ②7 本学の研究者が主導する治験や臨床研究（以下、「医師主導治験等」という。）を支援するため、臨床研究センター職員数を 16 名から 23 名に拡充した。また、治験コーディネーターについては、技術力向上のために学外の研修を受講させるなど、研究支援体制の充実を図った。本体制の下、学内で実施する医師主導治験等については 3 件、学外の研究機関で実施される医師主導治験等については 6 件、併せて 9 件の支援を行った。（UMIN 登録に限る。）</p> <p>III ②7 治験実施意欲向上のため、治験実施業務優秀医師表彰を引き続いて実施した。 ※治験収入 86,590,111 円（臨床研究センター分）</p> <p>III ②8 本学の研究者が主導する治験や臨床研究を支援するため、臨床研究センター職員を 26 名に拡充した。臨床研究センターにおいて本学の研究 7 件（うち、医師主導治験 1 件）、外部機関の研究 16 件（うち、医師主導治験 1 件）の実施を支援した。 a</p> <p>III ②8 治験実施意欲向上のため、治験実施業務優秀医師表彰を引き続いて実施した。 b ※治験収入 75,747,488 円（臨床研究センター分）〈臨床研究センター〉</p> <p>III ②8 倫理審査委員会認定制度による認定 IRB を取得するため実地調査を受けたが、結果は「保留」となり、28 年度の認定には至らなかった。〈総務課〉 c</p> <p>－ ②9 本学の研究者が主導する治験や臨床研究を支援するため、臨床研究センター職員を 31 名に拡充するとともに、職員を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に派遣し薬事審査を経験させた。臨床研究センターにおいて本学の研究 10 件（うち、医師主導治験 4 件）、外部機関の研究 19 件（うち、医師主導治験 1 件）の実施を支援した。 a</p> <p>－ ②9 治験コーディネーターについては、外部の研修を通じて意欲及び技術の向上を図った。また、県民の治験参加を促進するため、本学ホームページにおいて、治験参加募集案内を掲載した。 b ※治験収入 135,503,863 円（臨床研究センター分）〈臨床研究センター〉</p> <p>－ ②9 倫理審査委員会が、29 年 6 月 9 日付けで倫理審査委員会認定制度による認定を受けた。また、和歌山県立医科大学臨床研究審査委員会が 30 年 3 月 30 日付けで厚生労働大臣の認定を受けた。〈総務課〉 c</p>
---	---	----	-----	-----	--

エ	知的財産権管理体制を強化し、本学の知的財産の管理活用を進める。	III	III	III	<p>②④ 知的財産権管理センターに専任の知的財産マネージャーを配置し、知的財産管理体制を強化した。また、ラボノートの活用を推奨するとともに、知的財産権管理セミナーを開催し、知的財産権に関する認識を深めるための取り組みを行った。</p> <p>III ②⑤ 専任の知的財産マネージャーを中心に、本学が有する知的財産の管理と活用に取り組んだ。また、知的財産保護のための重要な資料となるラボノートの研究者への無料配布を開始した。</p> <p>III ②⑥ 知的財産保護のための重要な資料となるラボノートの適切な使用を呼びかけた。また、本学の研究者の研究内容等の情報をホームページ上で検索するための「研究者情報データベース」を構築した。</p> <p>III ②⑦ 知的財産保護のための重要な資料となるラボノートの配布を行った。本学の研究者の研究内容等の情報をホームページ上で検索するための「研究者情報データベース」の運用を開始した。</p> <p>III ②⑦ 知的財産コーディネーターを採用し、臨床研究センターに配置したことにより、研究者からの相談、特許出願、審査請求等の手続きに迅速に対応することができた。</p> <p>III ②⑧ 知的財産保護のための重要な資料となるラボノートの配布を行った。知的財産権の管理活用を進めるため、本学教員、研究者、大学院生等を対象に、知的財産権管理セミナーを開催した。 a</p> <p>III ②⑧ 研究シーズの発掘、知的財産化へのノウハウ提供、公的資金獲得支援等、相談内容に応じた最適な支援の提案を行うため、「知的財産等に係る相談窓口」を設置した。 b</p> <p>— ②⑨ 知的財産保護のために重要な資料となるラボノートの配布を行った。知的財産権の管理活用を進めるため、本学教員、研究者、大学院生等を対象に、知的財産権管理セミナーを開催した。 a</p> <p>— ②⑨ 本学が保有する知的財産権の活用を進めるため、技術移転機関に委託し、知的財産コーディネーターと協同して企業等への技術移転活動を実施した。〈研究推進課〉 b</p>
オ	共同利用施設の研究機器及び備品を計画的かつ効果的に整備するとともに、先端医学研究所の充実を図る。	III	III	III	<p>②④ 教育・研究備品整備委員会において選定された「発光・蛍光 Invivo イメージングシステム」を導入した。また、研究機器の計画的な更新を進めるため、25年度から5か年にわたる研究機器更新計画案を策定した。</p> <p>III ②⑤ 教育・研究備品整備委員会において選定された「ライブセル蛍光イメージングシステム」を導入した。また、昨年度策定した更新計画に基づき「卓上型走査電子顕微鏡システム」及び「高感度発光計測装置」を更新した。加えて、動物実験施設の空きスペースを有効活用することでマウスケージの増設等を可能とする改修計画を策定した。</p> <p>III ②⑥ 教育・研究備品整備委員会において選定された「フローサイトメーター」を導入した。また、更新計画に基づき「高感度発光イメージング解析システム」及び「液体クロマトグラフィーシステム」を更新した。さらに、使用頻度の高い5つの研究機器の修繕を行い、効果的に研究環境を整備した。</p> <p>III ②⑦ 教育・研究備品整備委員会において選定された「小動物総合モニタリングシステム」を導入した。また、更新計画に基づき「生物・蛍光顕微鏡システム」及び「卓上型超遠心機」を更新した。</p> <p>III ②⑧ 教育・研究備品整備委員会において選定された「超高性能液体クロマトグラフィー／質量分析システム」を導入した。また、更新計画に基づき「超遠心機」を更新した。</p> <p>— ②⑨ 更新計画に基づき「透過電子顕微鏡」を更新した。〈総務課〉</p>

カ	横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。	III	III	III	<p>⑳ 本学の重点課題について講座、研究室等の枠を超えた横断的な研究を支援する特定研究助成プロジェクト選考の透明性を高めるため、発表会形式で7名の学外有識者のみによる選考を行い、審査結果の学内公表を経て9件を採択した（助成総額 17,500 千円）。平成 22 年度に採択した5件のプロジェクトの研究成果発表会を開催した。</p> <p>㉑ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し、4件を採択した（助成総額 15,000 千円）。23 年度に採択した4件のプロジェクトの研究成果発表会を開催した。また、文部科学省の「障害者スポーツ医科学研究拠点」の認定を受けたことにより障害者スポーツ医科学及び予防医学、リハビリテーション医学等関連領域の研究者の連携、共同研究を推進する体制を整えた。</p> <p>㉒ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し、4件を採択した（助成総額 17,500 千円）。24 年度に採択した5件のプロジェクトの研究成果発表会を開催した。</p> <p>㉓ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し、5件を採択した（助成総額 17,500 千円）</p> <p>㉔ 25 年度に採択した4件のプロジェクトの研究成果発表会を開催した。また、28 年度から本学の正規の組織と位置付けることを決定した「みらい医療推進センター」が、「パラリンピック陸上競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定された田辺市の「田辺スポーツパーク陸上競技場」でのパラリンピック選手等の医科学サポートを行うこととなった。</p> <p>㉕ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し、5件を採択した（助成総額 15,000 千円） a</p> <p>㉖ げんき開発研究所において、「オリンピックナショナルトレーニングセンター（セーリング競技）」に指定された「和歌山マリーナ」における医科学サポートに加え、「パラリンピック陸上競技ナショナルトレーニングセンター」に指定された「田辺スポーツパーク陸上競技場」における医科学サポートも受託し、競技者のフィットネスチェックやメディカルチェック等のサポートを行った。国内外の研究機関と5件の共同研究を実施した。 b</p> <p>㉗ 特定研究助成プロジェクト発表会を開催し、4件を採択した（助成総額 1,500 千円） a</p> <p>㉘ げんき開発研究所において、「オリンピックナショナルトレーニングセンター（セーリング競技）」に指定された「和歌山マリーナ」及び「パラリンピック陸上競技ナショナルトレーニングセンター」に指定された「田辺スポーツパーク陸上競技場」における医科学サポートを受託し、競技者のフィットネスチェックやメディカルチェック等のサポートを行った。国内外の研究機関と4件の共同研究を実施した。〈研究推進課〉 b</p>
---	---------------------------	-----	-----	-----	--

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	

ア	和歌山県がん診療連携拠点病院として、がん診療体制等の整備・充実を図り、がん対策に総合的、計画的に取り組んでいく。	IV	IV	IV	<p>②④ 高度で先進的ながん治療の機能を有する新棟について、診療に関する計画及び設置する関連備品等の検討を行うとともに、新たに先端治療機器を導入したことにより、がん診療の充実及び強化が期待され、診療活動の改善につながった。</p> <p>III ②④ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師や医療従事者の知識及び資質を向上させた。また、5大がんの地域連携クリティカルパスについて、運用促進に向けた取組を行い、地域がん診療連携病院との連携を深めることができた。</p> <p>III ②④ 本院の全がん患者について院内がん登録を行い、登録統計をホームページで公表した（登録件数 2,408 件）。</p> <p>III ②④ 地域がん登録事業を県から受託し、登録及び集計報告書の作成を行った。</p> <p>III ②⑤ 高度で先進的ながん治療の機能を有する新棟「東棟」の完成により、手術室が 12 室から 19 室へ、内視鏡検査・治療室が 5 室から 9 室へ増室されるとともに、必要となる医療機器や関連備品を整備することにより、今後のがん診療体制の大幅な改善が図られることとなった。</p> <p>III ②⑤ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師及び医師以外の医療従事者の知識及び資質を向上させた。また、「がん患者における医科歯科連携県民講座」を開催し、医科歯科連携の気運を高めることができた。</p> <p>III ②⑤ 院内がん登録件数 2,612 件。</p> <p>III ②⑤ 「地域がん登録事業」を県から受託し、がん罹患情報を登録し、22 年診断分罹患集計報告書を作成・配付した。</p> <p>III ②⑥ 「東棟」に増設された手術室、内視鏡検査・治療室を順次稼働したことにより、高度で先進的ながん治療等を行う体制が強化された。また、化学療法センターのベッド数を 15 床から 20 床に増床し、がん化学療法の体制を充実強化した。</p> <p>III ②⑥ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師及び医師以外の医療従事者の知識及び資質を向上させた。また、5 大がん地域連携パスを運用し、地域医療機関と連携し、高度ながん医療を提供した。</p> <p>III ②⑥ 院内がん登録件数 2,791 件。</p> <p>III ②⑦ 「東棟」において、最新の医療機器を活用し、高度で先進的ながん診療を行った。また「緩和ケアセンター」を開設し、緊急緩和ケア病床の確保、苦痛のスクリーニング等がん患者の早期からの緩和ケア提供体制を充実強化した。</p> <p>III ②⑦ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師及び医師以外の医療従事者の知識及び資質を向上させた。また、5 大がん地域連携パスを運用し、地域医療機関と連携し、高度ながん医療を提供した。</p> <p>III ②⑦ 院内がん登録件数 2,690 件。</p> <p>IV ②⑧ 「東棟」において、最新の医療機器を活用し、高度で先進的ながん診療を行った。また、放射線治療においては、トモセラピー及びリニアックの 2 台体制にて多様な症例に対応した。 a</p> <p>III ②⑧ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師及び医師以外の医療従事者の知識及び資質を向上させた。 b</p> <p>III ②⑧ 院内がん登録件数 2,838 件。 c</p> <p>— ②⑨ 手術支援ロボット「ダヴィンチ」を更新し、2 台体制とした。また、「ダヴィンチ」を用いた新たな術式として、胃がん手術を実施した。さらに、内視鏡によるがん検査・治療実績は前年度を大幅に上回ることができた。6,329 件（28 年度：5,623 件）「がんゲノム医療連携病院」の指定を取得した。 a</p> <p>— ②⑨ 「緩和ケア」研修会をはじめとする各種研修会や講演会を開催し、医師及び医師以外の医療従事者の知識及び資質を向上させた。また、「緩和ケア P D C A フォーラム」を開催し、緩和ケアにおける地域医療機関の課題及び取組みを共有し、質の向上を図った。 b</p> <p>— ②⑨ 院内がん登録件数 3,038 件。〈経理課〉 c</p>
---	--	----	----	----	--

イ	周産期医療及び小児科医療の充実を図り、胎児から幼児及び母体に対して一貫した専門的な質の高い医療を提供できる診療体制を構築するとともに、救命救急センターやドクターヘリの機能を維持し、県内の救急医療の充実に努める。	III	IV	III	<p>②④ NICUの後方病床であるGCUを18床に増床し、出産施設から救急搬送される新生児の受入に常時対応できる体制となった。</p> <p>III ②④ 小児医療センターの実施設業務を実施した。</p> <p>III ②④ オーバーナイトベッドの有効活用を図るため県と連携し、連携登録医との連絡や他の医療機関に対する入院患者受入要請等を随時行うとともに、連携登録医や二次救急医療機関の体制強化を促進した。</p> <p>III ②⑤ 新生児ドクターカーを小型のものに買い換え、乗車時の医師の身体的負担を軽減した。</p> <p>III ②⑤ 小児科病棟を小児医療センターとしてリニューアルし、小児患者専門の病棟として整備することにより、患者の生活の質の向上を図った。</p> <p>III ②⑤ 前年度に引き続きオーバーナイトベッドの有効活用を図った。</p> <p>III ②⑥ 新生児搬送のより効率的な運行方法を検討し、平成27年度以降は常時搬送可能な業者に一括業務委託することに決定した。</p> <p>IV ②⑥ 県内の救急医療において十分な機能を果たし、厚生労働省の救命救急センター充実段階評価で全国8位/266施設中(高度救命救急センター中2位/32施設中)となった。脳死下の臓器提供にかかる取り組みについて厚生労働大臣から感謝状を受けた。</p> <p>IV ②⑦ 新生児搬送ドクターカーの365日・24時間運行体制を開始し、県内(紀北地域)の分娩医療機関からの緊急搬送依頼に、常時対応することができた。</p> <p>IV ②⑦ 厚生労働省の救命救急センター充実段階評価で全国6位/271施設中(高度救命救急センター中3位/36施設中)の評価を受けた。</p> <p>III ②⑧ 新生児搬送ドクターカーを365日・24時間自主運行し分娩医療機関からの緊急搬送依頼に迅速に対応し、出動件数は、27年度より増加した。ドクターヘリの運行回数が28年度で5000回を越え、29年3月記念イベントとして見学会を開催し、ドクターヘリの活動について広報した。 a</p> <p>IV ②⑧ 厚生労働省の救命救急センター充実段階評価で全国3位/279施設中(高度救命救急センター中1位/36施設中)の評価を受けた。 b</p> <p>— ②⑨ 新生児搬送ドクターカーを365日・24時間自主運行し分娩医療機関からの緊急搬送依頼に迅速に対応し、出動件数は、28年度より増加した。また、NICUにも看護師長を配置し看護体制の強化を図った。 a</p> <p>— ②⑨ 厚生労働省の救命救急センター充実段階評価で全国3位/284施設中(高度救命救急センター中1位/39施設中)の評価を受けた。(医事課) b</p>
ウ	医療機関・介護機関等と連携を図りながら、県内の認知症に対する保健医療水準の向上を図る。	III	III	III	<p>②④ 認知症に関わる医療及び介護関係機関との連携強化を目的に研修会、連携協議会及び事例検討会を開催した。医療機関、介護機関との連携強化により、新規患者を増加させることができた。</p> <p>IV ②⑤ 研修会等に加え、市民公開講座を開催した。関係機関の要請に応じ、講演会講師等として7回協力を行い、普及啓発活動を行った。和歌山市医師会と協議を続け、平成25年12月から認知症連携バスの運用を開始した。</p> <p>III ②⑥ 前年度に引き続き研修会等を開催し、参加者より好評を得た。認知症疾患と認知症ケアのパンフレットを作成し普及啓発活動を推進した。</p> <p>III ②⑦ 前年度に引き続き開催した研修会やパンフレット等による普及啓発活動により、関係機関の認知症診療とケアの技術向上に寄与し、連携を強化することができた。</p> <p>III ②⑧ 研修会の開催やパンフレット等による普及啓発活動を推進し、認知症の保健医療水準の向上に寄与した。</p> <p>— ②⑨ 連携協議会や事例検討会の開催、パンフレット等による普及啓発活動を推進し、認知症の保健医療水準の向上に寄与した。また連携協議会構成員として連携協議会の空白地域であった有田圏域を新たに追加した。(医事課)</p>

エ	紹介患者の積極的な受入、紹介元医療機関への受診報告をはじめとする診療連携や診療情報の共有化を推進するとともに、確たる仕組みを構築し、地域医療機関等との連携強化を図る。	IV	IV	III	<p>②④ 診療予約時間を毎週金曜日は1時間延長して18時までとした。また、各診療科の予約枠の拡大を図り、救急や紹介を始めとする患者の積極的な受入を行った。連携登録医については、登録数を増やし、連携登録医制度を推進した。これらにより、新患者数が増加するとともに、病病・病診連携を強化することができた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②④ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。〈紀北分院〉</p> <p>III ②⑤ 登録医制度推進を図り、泉南地域への訪問を行った結果、連携登録医を増加させることができた。また、「青洲リンク」の紹介および登録を開始し、病病連携・病診連携を強化することができた。「転科後の返書作成率」が5割程度である課題に対しては、医師に作成依頼する対策をとり、改善が見られた。これらの取り組みにより年間紹介率および逆紹介率を向上させることができた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑤ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。伊都医師会が主催するインターネット上の仮想病院「ゆめ病院」に参画できるよう取り組んだ。</p> <p>III ②⑤ 急性期病院として回復期リハビリテーション病院やかかりつけ医との連携を深めるためにセミナーを開催した。</p> <p>III ②⑤ 病院・医院等への訪問活動を実施し、連携を強化することができた。</p> <p>III ②⑤ 事務室地域医療連携班を地域医療連携室とし、常勤のMSWを配置するなど、総合的な支援を行える体制を整えた。〈紀北分院〉</p> <p>IV ②⑥ 毎年開催される連携登録医交流会で出された要望に対し、取り組みを推進することにより各診療科の予約がスムーズに取れるようになり1週間以内に予約が取れない割合を17%から3%に改善することができた。また返書率もほぼ100%に改善し、死亡退院についても紹介元をたどり返書を徹底する体制を整え改善をはかることができた。また、紹介・逆紹介患者数が上位100位以内の連携未登録医に対し、登録の案内をおこなった結果、連携登録医を増やすことができた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑥ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。伊都医師会が主催するインターネット上の仮想病院「ゆめ病院」に参画し、情報ネットワークを通じた診療情報の共有を開始した。〈紀北分院〉</p> <p>IV ②⑦ 次年度から地域連携室と病床管理センターを統合した「患者支援センター」を中央部門化する準備を行い、さらに地域との連携強化を図る体制作りを行った。連携登録医からの要望に対応し、体制を整えることができた。特に、医師からの救急の受診依頼に対しては、予約事務を介さずに医師に直接電話をつなぎスムーズに対応できるようにした。返書率についても「転科後の返書」も含めほぼ100%に改善した。連携登録医から要望のあった死亡退院後の報告書についても報告体制の徹底を図り、システム化することができた。連携登録医数については、田辺以南は遠方であり少ない医療圏である。9割近い登録医のいる近隣の医療圏を中心に登録案内を積極的に行い登録医を増やすことができた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑦ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。伊都医師会が主催するインターネット上の仮想病院「ゆめ病院」に参画し、情報ネットワークを通じた診療情報の共有に取り組んだ。〈紀北分院〉</p> <p>IV ②⑧ 平成23年度から医師に対し返書の督促を行い、返書管理の徹底に努めた。また連携登録医からの要望でもあった死亡退院後の照会元への返書も徹底する仕組みを整えた。連携登録医交流会を毎年開催し、連携登録医との交流を深め、近畿圏内で紹介・逆紹介患者が上位100位以内の未登録医師に登録の案内を行った。〈患者支援センター〉 a</p> <p>III ②⑧ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。伊都医師会が主催するインターネット上の仮想病院「ゆめ病院」に参画し、情報ネットワークを通じた診療情報の共有に取り組んだ。〈紀北分院〉 b</p> <p>— ②⑨ 今年度は、「受診報告書」だけではなく、治療の過程・治療の結果を「経過報告書」として連携登録医に返すことを各診療科に周知徹底した。連携登録医の獲得については、前年度の取組みに加え、泉佐野泉南地域で医療連携交流会を開催し、新患者の獲得に努めた。また、県内の連携登録医との医療連携交流会の持ち方を変更し、連携登録医の獲得に努めた。〈患者支援センター〉 a</p> <p>— ②⑨ 伊都地域の医療機関との連携を深め、患者紹介率を上昇させることができた。伊都医師会が主催するインターネット上の仮想病院「ゆめ病院」に参画し、情報ネットワークを通じた診療情報の共有に取り組んだ。〈紀北分院〉 b</p>
---	---	----	----	-----	--

オ	<p>先端医療機器を導入し、医療技術の進歩を支援する。</p>	III	III	III	<p>⑳ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、320列CT装置、マンモグラフィ画像診断システム等、計85台の医療機器を整備した。</p> <p>㉑ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、画像診断システム、超伝導磁気共鳴断層撮影装置等、計89台の医療機器を整備した。</p> <p>㉒ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、全自動連続薄切装置、PDT半導体レーザ、リニアック等、計133台の医療機器を整備した。</p> <p>㉓ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、ナビゲーションインストルメントセット、CT/MR関連アプリケーション、液状化検体細胞システム、内視鏡システム等、計94台の医療機器を整備した。</p> <p>㉔ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置、スポットチェックモニタシステム、生体情報モニタリングシステム等、計126台の医療機器を整備した。</p> <p>㉕ 診療備品整備委員会で検討・選定し、理事会の承認を得て、過酸化水素プラズマ滅菌システム、胆道鏡セット、手術部無線アクセスポイント、超音波診断装置等、計151台の医療機器を整備した。(経理課)</p>
カ	<p>医療情報システムを充実し、医療情報の適正な管理及び運用を円滑に推進するとともに、患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図る。</p>	III	III	III	<p>㉖ 医療情報システムの改修要望を踏まえ、医療情報システム部会における検討を経て、改修を行った。これにより、医療情報の適正管理及び運用を一層円滑に進められるようになった。</p> <p>㉗ 医療情報システムへのログイン方法について、指静脈パターンによる認証の対象を原則全職員に拡大し、システムの安全度を向上させた。</p> <p>㉘ 新医療情報システムの調達に向けて、院内各部門やメーカーに対してヒアリング調査を実施し、仕様検討を開始した。</p> <p>㉙ 新医療情報システムの仕様検討を進めるため、プロジェクトチームを設置し、課題の取りまとめ等を行った。</p> <p>㉚ 新医療情報システムについて、総合評価方式による条件付き一般競争入札により調達を行い、平成28年3月に契約を行った。また、医療情報部の一部を附属病院東棟2階へ移転し、業務の効率化と情報セキュリティの強化を図った。</p> <p>㉛ 医療情報システムを29年1月に更新した。</p> <p>㉜ 医療情報システムの円滑な運用を行うため、本学情報管理委員会の下に医療情報システム検討部会を設置した。(医療情報部)</p>
キ	<p>医療安全及び感染制御の更なる体制強化により安全管理体制の充実を図るとともに、安全で質の高い医療を提供する。</p>	III	III	III	<p>㉝ 安全な医療を提供するために、部門間のさらなる連携を図った。</p> <p>㉞ 初期研修医の技術教育の向上のため、実技講習会を開催した。</p> <p>㉟ 全職種のBLS教育を、研修プログラムの変更等により組織的な研修として位置付けた。</p> <p>㊱ 病棟薬剤師との連携を図り、薬剤の安全管理を強化した。(医療安全推進部)</p> <p>㊲ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の連携を高めるため、感染の対策実施状況等の情報を共有するとともに、院内ラウンド等で感染対策実施状況や細菌培養結果、抗菌薬使用状況などの情報を共有し、介入が必要な場合は協力して対策を進めた。</p> <p>㊳ 感染制御チームが定期巡視を行い、感染対策の実施状況を調査した。また、調査先の職員に感染に関する理解度チェックを行い、感染制御に関する知識と意識を高めさせた。</p> <p>㊴ 院内の薬剤投与状況、耐性菌出現状況を監視し、当該部署に対して適切な指導を行った。(感染制御部)</p> <p>㊵ 紀北分院の全職員を対象に医療安全研修を実施し、医療従事者の医療安全意識を向上させた。また、医療安全マニュアルを改訂し、医療安全の向上につなげた。(紀北分院)</p> <p>㊶ 安全な医療を提供するため、リスクマネージャー会議において、特別研修、事例検討会及び巡回等を開催し、部門間の連携を強化した。</p>

			III	㊸ 初期研修医の知識・技術教育の向上のため、セミナー、実技講習会を開催した。
			IV	㊸ BLS 教育については、新規採用職員以外の医療従事者にも実技講習を実施し、BLS 技能を向上させた。〈医療安全推進部〉
			III	㊸ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の連携を高めるため、院内ラウンド等で感染対策実施状況や細菌培養結果、抗菌薬使用状況などの情報を共有し、介入が必要な場合は協力して対策を進めた。
			III	㊸ 研修会の方法や内容を充実させ、感染防止に関する知識の向上を図った。
			III	㊸ 届出制抗菌薬の届出率を上げるため、届出が低い診療科に対して、届出制の目的と方法について周知し、必要時は催告した。抗菌薬の使用量については、抗菌薬使用状況を把握し、長期使用例への積極的な介入を開始した。〈感染制御部〉
			III	㊸ 紀北分院の全職員を対象に医療安全研修を実施し、医療従事者の医療安全意識を向上させた。また、医療安全マニュアルを全職員に周知し、医療安全の意識向上につなげた。感染防止対策委員会を月 1 回開催し、院内の感染対策を推進するとともに全職員を対象に感染対策研修を実施し、医療従事者の感染防止意識向上を向上させた。また、感染対策マニュアルを全職員に周知し、感染防止の意識向上につなげた。〈紀北分院〉
			III	㊸ 安全な医療を提供する体制の強化を図るため、BLS 教育の向上、初期研修医の技術等の向上と各部署の安全管理を行うリスクマネージャーの育成等に努め、各部門の連携を強化し、安全管理体制の充実に努めた。〈医療安全推進部〉
			IV	㊸ インシデントの事例検討による再発防止策の検討及び医療安全マニュアルの見直しを行うとともに、全職員対象の医療安全研修については、参加者数を増加させることができ、医療安全意識の向上につなげることができた。〈紀北分院〉
			IV	㊸ 感染予防対策委員会、ICT 会議に加えて、部門の感染対策担当者であるインфекションマネージャーに対して、役割についての研修会を開催し、組織体制を図った。耐性菌等のサーベイランスにより院内の感染動向を継続的に監視するとともに、院内外から感染症や感染対策に関する相談を受け、問題解決を支援した。〈感染制御部〉
			III	㊸ 厚生労働省の医療事故調査に関するガイドラインに基づき、医療事故調査制度に係る指針を整備し、周知に努め、職員からの死亡報告書の提出により医療事故の再発防止に取り組み、医療事故調査体制の確保に向けた取組を実施した。
			IV	㊸ BLS 教育について、全職種を対象に BLS 研修の実技講習を実施し、BLS 技能を習得させた。〈医療安全推進部〉
			III	㊸ 全職員を対象にした医療安全及び感染対策の研修会を開催し、医療安全と感染防止の意識向上につなげることができた。〈紀北分院〉
			IV	㊸ リンクナースに ICT ラウンドへの参画を促し、院内感染対策組織の一員としての役割を認識出来るようにした。また、薬剤師を感染制御部に専従配置し、抗菌薬使用状況の監視を強化した。院内外からの相談も継続して受けることで、各部署の問題解決を促進した。〈感染制御部〉
			III	㊸ 平成 28 年 9 月 30 日に和歌山県立医科大学附属病院医療安全推進規程を改正し、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する医療安全管理責任者を配意した。専従の医師に関しては、経過措置期間の 30 年 3 月までは、専任（5 割以上従事する者）の医師 2 名体制で臨む配置計画書を提出した。〈医療安全推進部〉 a
			III	㊸ 平成 28 年 12 月 27 日に発生した死亡事例を平成 29 年 2 月 16 日に医療事故調査・支援センターに報告し、3 月 6 日に医療事故調査委員会を開催し、死亡原因の究明と再発防止策を協議した。〈医療安全推進部〉 b
			III	㊸ BLS (Basic Life Support) 教育について、研修医に対しては、新規採用職員研修として引き続き実施した。また、研修医以外の医療従事者に対して、BLS 研修の実技講習を実施し、BLS 技能を習得させた。〈医療安全推進部〉 c
			III	㊸ 紀北分院の全職員を対象に医療安全研修を実施し、医療従事者の医療安全意識を向上させた。また、医療安全マニュアルを全職員に周知し、医療安全の意識向上につなげた。感染防止対策委員会を月 1 回開催し、院内の感染対策を推進するとともに全職員を対象に感染対策研修を実施し、医療従事者の感染防止意識向上を向上させた。また、感染対策マニュアルを全職員に周知し、感染防止の意識向上につなげた。〈紀北分院〉 d
			III	㊸ 感染管理認定看護師を 2 名専従配置し、サーベイランス、相談支援体制を強化した。加算 1 同士の相互チェックに加えて、加



				<p>算2施設への相互チェックを開始することで、院外施設との連携強化を図った。〈感染制御部〉 e</p> <p>㊸ 平成29年4月1日付で医療の安全に関する基本指針及び医療安全推進規程を全面改訂するとともに、医薬品安全管理規程及び医療機器安全管理規程を制定した。また、医療安全推進部への専従の医師、薬剤師、看護師の配置については、医師について30年4月には専任医師2名体制とし、31年4月には専従医師1名、専任医師1名体制とすることとした。〈医療安全推進部〉 a</p> <p>㊸ 提供した医療に起因した予期せぬ死亡、死産事例に対し、医療事故調査・支援センターに報告し、院内調査を実施している。調査結果については遺族に説明し、再発防止策を周知徹底している。〈医療安全推進部〉 b</p> <p>㊸ 今年度から研修医と同様に看護師もアメリカ心臓協会（American Heart Association, AHA）の「AHA心肺蘇生と救急心血管治療のためのガイドライン」に準拠したBLS講習会を受講することにした。他のメディカルスタッフ、事務職員36名にBLS講習会を開催した。〈医療安全推進部〉 c</p> <p>㊸ 紀北分院の全職員を対象に医療安全研修を実施し、医療従事者の医療安全意識を向上させた。また、医療安全マニュアルを全職員に周知し、医療安全の意識向上につなげた。感染防止対策委員会を月1回開催し、院内の感染対策を推進するとともに全職員を対象に感染対策研修を実施し、医療従事者の感染防止意識向上を向上させた。また、感染対策マニュアルを全職員に周知し、感染防止の意識向上につなげた。〈紀北分院〉 d</p> <p>㊸ Eラーニング研修を導入し、教育体制を強化した。広域抗菌薬等の投与時の検査や投与方法や期間について助言を行い、抗菌薬適正使用を推進した。〈感染制御部〉 e</p>
ク	患者に安全・安心で信頼できる医療を提供するため、病院医療水準の向上を図る。	IV	IV	<p>III ㊴ 附属病院内に「ご意見箱」を設置し、患者視点での医療サービスの問題点を洗い出した。例年6～8月に混雑が著しかった特定疾患の診断書窓口について、臨時窓口の設置や対応職員の増員により待ち時間を短縮し、患者の満足度を上げることができた。〈医事課〉</p> <p>III ㊵ 外来・入院患者を対象として患者満足度調査を実施し、患者視点からの課題等の把握を行った。</p> <p>III ㊶ 紀北分院の全職員を対象とした研修会を実施し、職員行動指針に関する職員の理解を深め、その実践に努めた。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊷ 神経精神科病棟においてクッション性の高い内装材に交換するとともに、夜間でも撮影できる監視カメラに更新し、患者の安全を確保した。〈医事課〉</p> <p>III ㊸ 患者満足度調査を委託し、患者満足度について他病院との比較を行った。調査結果を基に、患者満足度を高めるための施策を次年度以降実施していくこととした。平成26年度は、老朽化した病棟の給湯器等を更新し、入院患者の快適な環境を整えた。〈医事課〉</p> <p>IV ㊹ 外来・入院患者を対象として患者満足度調査を実施し、患者視点からの課題等の把握を行った。〈紀北分院〉</p> <p>IV ㊺ 新たな診療科として形成外科及びリウマチ・膠原病科の開設を決定し、科長となる教授の選考を開始した。また、26年6月1日から病理診断科を標榜し、病理診断体制の強化を行ったことで、より迅速な病理診断が可能となった。併せて、27年1月1日付けで呼吸器内科・アレルギー内科から呼吸器内科・腫瘍内科に標榜科名を変更し、様々ながん種に対する高度かつ専門的な化学療法実施体制を充実強化した。〈総務課〉</p> <p>III ㊻ 病理診断科を標榜するとともに、順次、病理診断体制の強化を行ったことで、より迅速な病理診断が可能となった。病床管理センターの積極的な介入により診療科の枠を越えた空床の有効活用を図った結果、新入院患者数は前年度を上回ることができた。新入院患者数：16,517人（25年度：16,091人）〈経理課〉</p> <p>IV ㊼ 27年7月から形成外科、10月からリウマチ・膠原病科を新しく開設し、専門的で高水準の医療を提供できることになった。〈医事課〉</p> <p>III ㊽ 医療安全対策を推進するため、医療安全推進委員会及びリスクマネージャー会議を毎月開催し、また、他病院と連携した病院ラウンドを年1回実施することによって、医療従事者の医療安全意識の向上を図った。外来・入院患者を対象として患者満足度</p>

				<p>調査を実施し、患者視点からの課題等の把握を行った。(紀北分院)</p> <p>III ㉗ 前年度と同様に患者満足度調査を委託して実施し、他病院との比較や本院の前年度との比較を行い、患者の評価の変化や改善に取り組む点を明らかにした。(医事課)</p> <p>III ㉘ 病床管理センターの積極的な介入により診療科の枠を越えた空床の有効活用を図った結果、新入院患者数、共通床利用率は前年度を上回ることができた。新入院患者数：16,636人(26年度：16,517人) 共通床利用率：77.3%(26年度：74.6%) (経理課)</p> <p>III ㉙ 病院医療水準の向上のためには、継続的な病院収益の増加及び組織力の向上が不可欠なため、インセンティブ制度を導入し、職員のモチベーションの維持・高揚を図った。(経営企画課)</p> <p>III ㉚ 育児や介護等でフルタイム勤務が困難な医師でも、働きやすく、キャリアが維持できるよう、学内助教に短時間勤務制度を導入した。また、看護職員にも短時間正規職員制度を導入し、雇用の安定的な確保が図られた。(総務課)</p> <p>IV ㉛ 28年5月からリウマチ・膠原病科が、9月から形成外科が、それぞれ外来診療を開始した。(医事課) a</p> <p>III ㉜ 医療安全対策を推進するため、医療安全推進委員会及びリスクマネージャー会議を毎月開催し、また、他病院と連携した病院ラウンドを年1回実施することによって、医療従事者の医療安全意識の向上を図った。外来・入院患者を対象として患者満足度調査を実施し、患者視点からの課題等の把握を行った。(紀北分院) b</p> <p>III ㉝ 患者満足度調査を実施し、他病院や前年度との比較を行った。待ち時間に関する満足度が前年度に比べ増加したが、診察面や接遇面に比べ満足度が低く、今後の患者サービス向上に向けた検討課題が明らかとなった。(医事課) c</p> <p>IV ㉞ 病床管理委員会にて病床管理に関する取り扱いを一部改定し、また、患者支援センターの積極的な介入により診療科の枠を越えた空床の有効活用を図った結果、新入院患者数については、横ばいであったものの共通床利用率は前年度を上回ることができた。新入院患者数：16,522人(27年度：16,636人) 共通床利用率：82.3%(27年度：77.3%) (経理課) d</p> <p>III ㉟ 28年度は、2度インセンティブの支給を行った。(経営企画課) e</p> <p>III ㊱ 育児や介護等でフルタイム勤務が難しい女性職員でも働きやすく、キャリアが維持できるよう、短時間勤務制度(学内助教B)及び短時間正規職員制度(看護師・助産師)により、雇用の安定的な確保を図った。(総務課) f</p> <p>— ㊲ 医療安全対策を推進するため、医療安全推進委員会及びリスクマネージャー会議を毎月開催し、また、他病院と連携した病院ラウンドを年1回実施することによって、医療従事者の医療安全意識の向上を図った。外来・入院患者を対象として患者満足度調査を実施し、患者視点からの課題等の把握を行った。(紀北分院) a</p> <p>— ㊳ 患者満足度調査を実施した。トイレ等の設備面や案内表示のわかりやすさ、待ち時間での満足度が低く、今後の患者サービス向上に向けた検討課題が明らかとなった。(医事課) b</p> <p>— ㊴ 病床管理委員会にて病床管理に関する取り扱いを一部改定し、共通床の利用ルールを変更した。また、患者支援センターの積極的な介入により診療科の枠を越えた空床の有効活用を図った結果、新入院患者数、共通床利用率は前年度を上回ることができた。新入院患者数：17,058人(28年度：16,522人) 共通床利用率：83.9%(28年度：82.3%) (経理課) c</p> <p>— ㊵ 28年度の経常収益がマイナスであったため、要綱に則り、29年度はインセンティブの支給を行わなかった。(経営企画課) d</p> <p>— ㊶ 採用した学内助教186人のうち9人が、育児、介護のため短時間勤務制度(学内助教B)を利用することにより勤務の継続が可能となり、医師の流出を防いだ。(総務課) e</p>
--	--	--	--	--

ケ	附属病院本院及び紀北分院間の情報の共有化や医師、看護師をはじめとする全職員の相互の交流を活性化する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	<p>⑳ 附属病院本院と紀北分院の間における職員の人事交流を14名行うとともに、理事会や教育研究審議会などにおいて情報交換を行うことにより、附属病院全体の情報の共有が進み、組織の活性化を図ることができた。また、附属病院本院において実施する救急実地研修を、紀北分院の外来看護師7名が受けたことから、紀北分院の救急外来の受入促進につながった。</p> <p>㉑ 附属病院本院と紀北分院との職員の人事交流を13名行うとともに、理事会や教授会、教育研究審議会、病院長会、科長会などの会議において情報交換を行うことにより、附属病院全体の情報の共有が図られた。</p> <p>㉒ 附属病院本院と紀北分院との職員の人事交流を18名行うとともに、理事会や教授会、教育研究審議会、病院長会、科長会などの会議において情報交換を行うことにより、附属病院全体の情報の共有が図られた。</p> <p>㉓ 附属病院本院と紀北分院との職員の人事交流を16名行った。また、教授会、教育研究審議会及び科長会などの会議において、双方の情報交換を実施するとともに、平成27年度から紀北分院長がオブザーバーとして理事会に出席することにより、附属病院全体の情報の共有が図られた。</p> <p>㉔ 附属病院本院と紀北分院との職員の人事交流を15名行った。また、教授会、教育研究審議会及び科長会などの会議において、双方の情報交換を実施するとともに、27年度から紀北分院長がオブザーバーとして理事会に出席することにより、附属病院全体の情報の共有が図られた。</p> <p>㉕ 附属病院本院と紀北分院との職員の人事交流を13名行った。また、教授会、教育研究審議会及び科長会などの会議において、双方の情報交換を実施するとともに、27年度から紀北分院長がオブザーバーとして理事会に出席することにより、附属病院全体の情報の共有が図られた。</p>
---	--	---	---	---	--

(2) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等	
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価		
ア	基幹災害医療センター（総合災害医療センター）としての役割が果たせるよう、研修・訓練を重ね、絶えずマニュアルの見直しを行う。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	<p>⑳ 災害時対応マニュアルの改正案を作成した。職員および学生の災害時用備蓄食料を調達する五カ年計画を策定し、備蓄に着手した。また、各種災害対策訓練に加え、災害医療従事者研修を開催し、県内の医療従事者に災害時のノウハウを提供した。〈危機対策室〉</p> <p>㉑ 和歌山県主催の政府総合防災訓練に参加し、当院 DMAT の派遣や、他府県 DMAT の受入訓練を行った。また、災害時用備蓄食料の五カ年計画に基づき2年目分を調達した。〈危機対策室〉</p> <p>㉒ 総合受付の待合ベンチを災害時等には診察台として使用できるものに交換した。25年度災害訓練時に使用し、医療スタッフから好評を得た。〈医事課〉</p> <p>㉓ 消防・県警と連携した災害対策訓練を実施し、関係機関との連携強化を図れた。また、DMAT を各種災害訓練に派遣し、災害時の対応能力を強化した。また、災害時用備蓄食料の五カ年計画に基づき3年目分を調達した。〈危機対策室〉</p> <p>㉔ 各種災害対策訓練に加え、和歌山県主催の近畿地方 DMAT ブロック訓練に計画段階から参加し、DMAT 及び職員の派遣を行い、ま</p>

				<p>た病院でも他都道府県 DMAT の受入訓練を行った。また災害時用備蓄食料の五カ年計画に基づき4年目分を調達した。〈危機対策室〉</p> <p>III ⑳ 災害対策本部の指揮能力や情報収集能力の強化を目的とした本部体制案を作成し、理事会等で承認を得た。また、新本部体制を基にした災害対策訓練を実施し、本部体制の実行性、問題点を確認するとともに、次年度改正点の洗い出しを行うことができた。また、災害時用備蓄食料については、五カ年計画に基づき5年目分を調達した。〈危機対策室〉</p> <p>2階中央放射線部及び中央内視鏡部、3階外来の一部及び中央検査部の待合ソファを災害時等に診察ベッドとして使用できるソファに更新した。〈医事課〉</p> <p>㉑ 災害対策委員会・実務担当者会議において、訓練結果をふまえて課題点の整理を行うとともに、マニュアルの見直し等を行った。また、災害時用備蓄食料については、五カ年計画に基づき、期限の迫った備蓄食料を放出するとともに、不足分を新たに調達し、備蓄食料の補充を行った。〈危機対策室〉</p> <p>3階外来及び1階救急外来の待合ソファを災害時等に診察ベッドとして使用できるソファに更新した。〈医事課〉</p>
イ	紀北分院において、地域の病院、診療所、施設との連携を強化し、高齢者を中心とした総合診療の充実を図るとともに、地域における一次救急及び二次救急の受入並びに二次医療圏内救急体制への参画を積極的に行う。	III	III	<p>IV ㉒ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行い、さらなる連携を深めた。一次・二次救急の受入れについては、「断らない医療」への意識を高めた。</p> <p>IV ㉓ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行うとともに、伊都消防組合が実施する救急車同乗研修に分院医師、看護師、医療技師が参加し病院及び救急現場での知識向上とさらなる連携を深めた。一次・二次救急の受入れについては、「断らない医療」への意識を高めた。</p> <p>IV ㉔ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行い、さらなる連携を深めた。一次・二次救急の受入れについては、「断らない医療」への意識を高めた。</p> <p>III ㉕ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行い、さらなる連携を深めた。一次・二次救急の受入れについては平日の当直を一部1科体制に変更したものの、「断らない医療」の意識を持ち救急患者の受け入れを行った。</p> <p>III ㉖ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行い、さらなる連携を深めた。昨年度から一次・二次救急の受入れについては平日の当直を一部1科体制に変更したものの、「断らない医療」の意識を持ち救急患者の受け入れを行った。</p> <p>㉗ 病院群輪番制当直体制に参画した。また、伊都消防組合とは、症例検討会の開催、伊都消防組合に対する救急受入要望調査、伊都消防組合救急救命士の病院実習受入れを行い、さらなる連携を深めた。「断らない医療」の意識を持ち救急患者の受け入れを行った。〈紀北分院〉</p>

ウ	地域の医療機関との役割分担と連携強化を行うとともに、専門的な情報発信を通じて地域の医療水準の向上に貢献し、地域医療の推進を図る。	IV	IV	III	<p>②④ 連携登録医に対して各診療科で開催する講演会や症例検討会を3か月毎に案内した。また、県内40医療機関の連携担当者との地域連携わかやまネットワーク研修会及び30関係機関との看看連携ネットワーク研修会を開催した。さらに、各種地域連携パスの病院内における運用を検討し、地域の医療機関への逆紹介率が上昇した。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑤ 大学の図書館の文献検索システム(メディカルオンライン)を導入したことによって、連携登録医が専門的情報を得ることができるようになり、医療水準の向上に貢献できる体制を整えられた。また、前年度同様、県内40医療機関の連携担当者との地域連携わかやまネットワーク研修会及び30関係機関との看看連携ネットワーク研修会を開催した。脳卒中連携パス協議会では、今年度から定期的に事例検討を取り入れるような仕組みを整えた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑤ 医師会と連携し、地元開業医を含めた研修会を開催した。伊都消防組合と連携して症例検討会を開催し、総合診療科及び脊椎ケアセンターの医師と救急救命士が一体となって救命処置の検討を行った。〈紀北分院〉</p> <p>III ②⑥ メディカルオンラインを導入し、連携登録医もインターネット経由で利用できるようにした。同時に本学に紹介した患者の診療情報を個々の診察室で参照できる「青洲リンク」の登録を開始した。これらのシステムの周知を図るために連携登録医への定期便に案内状を送付すると共に、利用促進のために登録医交流会でそれぞれの説明会を行った。〈患者支援センター〉</p> <p>IV ②⑦ メディカルオンラインと「青洲ネット」の利用促進に努めた。メディカルオンラインや青洲リンクを通して専門的情報を迅速に提供できる体制を整備し、地域医療の推進を図る基盤づくりに努めた。〈患者支援センター〉</p> <p>III ②⑧ 26年度から大学の図書館にある最新情報の文献を参照できるメディカルオンラインを導入し、連携登録医もインターネット経由で利用できるようにした。また、同時に本学へ照会した患者の診療情報を個々の診察室で参照できるシステム「青洲リンク」の登録を促した。利用促進のため、連携登録医交流会で説明会を開催した。〈患者支援センター〉</p> <p>— ②⑨ 連携登録医に対して、図書館使用のカードを発行し利用を促した。また、連携登録医に対し、本学へ紹介した患者の診療情報を個々の診察室で参照できるシステム「青洲リンク」の登録を促した。例えば、①病院訪問時などに加入を勧誘する、②利用促進のため、医療連携交流会で説明会を開催するなどした。〈患者支援センター〉</p>
エ	県及び地域の医療機関との連携等により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実を支援するとともに、県地域医療支援センターを中心とした地域及び県民に対する医療及び看護に貢献する医療・看護従事者を充実する仕組みを構築する。	III	III	III	<p>②④ 県内の公的病院と協議しながら、県民医療卒の卒後9年間のキャリア形成を図るプログラムを作成し、最短で専門医や学位を取得できる仕組みを構築することができた。〈地域医療支援センター〉</p> <p>III ②④ 3年次生を対象として、地域医療を支える県内の病院において地域連携実習を実施した。また、2年次生は災害医療を体験するために附属病院の災害訓練に参加した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑤ 地域医療卒の卒後9年間のプログラムを見直し、平成26年度に家庭医療専門医(総合診療専門医)後期研修プログラムを日本プライマリ・ケア連合学会へ申請する準備を整えた。また、県内13病院に遠隔医療支援システム機器一式を導入し、県内各地で研修する医師がテレビ会議システムを通じて安心して学べる環境を整えた。〈地域医療支援センター〉</p> <p>IV ②⑤ 3年次生を対象として、地域医療を支える県内の病院において地域連携実習を実施した。また、2年次生に災害医療を体験させるために、災害医療の講義を行った。また、災害ボランティアなどへの参加を奨励したところ、保健看護学部生2名が医学部生8名とともに積極的に自主カリキュラムを活用して他大学の学生とともに被災地に赴き、看護学生・医学生のための災害医療セミナーの開催や被災者との交流、健康相談などを行った。さらに、内閣府の被災者支援活動に認定されている「きっかけバス」プロジェクトに保健看護学部生7名が医学部生1名とともに参加し、被災地を訪問して精神的ケアなどの活動を行った。この様子は新聞やテレビでも報道され、本学の取組状況を多くの人々に認知してもらうことができた。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>III ②⑥ 地域医療卒のキャリア形成モデルの一つとして、家庭医療専門医(総合診療専門医)後期研修プログラムを作成し、日本プライマリ・ケア連合学会から認定を受けた。また、主に県民医療卒を対象としたキャリア形成プログラム冊子を更新し、専門医ごとのキャリア形成プログラムの見直しを図った。〈地域医療支援センター〉</p> <p>III ②⑥ 3年次生を対象として、地域医療を支える県内の病院において地域連携実習を実施した。また、医学部学生と合同で地域・僻</p>

				<p>地医療のあり方について考えるため、岡山県の哲西町診療所において特別実地研修を実施した。また、2年次生に災害時の看護の役割を学ばせるため、災害医療の講義を行うとともに、和歌山生協病院で実施された災害医療に関する実地訓練への参加を奨励し、1年生から4年生まで13名が参加した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㉗ 遠隔医療支援システムを活用し、遠隔外来を実施するとともに、学内で開催されている講演を配信するなど、最新の医療情報等をより広く早く伝えることにより、地域医療を支援した。〈地域医療支援センター〉</p> <p>Ⅲ ㉘ 救急医療及び災害医療における看護の役割を修得できるよう、2年次後期の選択科目に「救急医療（災害医療を含む）」を配し、2年生全員が受講した。また、地域医療の実際を体験させ、地域医療に対する関心を高めるために、3年次生を対象として、地域医療を支える県内の病院（8施設）において地域連携実習を実施した。加えて、医学部学生と合同で地域・僻地医療のあり方について考えるため、医療を中心に据えたまちづくりに取り組んでいる地域医療の先進地である岡山県の哲西町診療所において特別実地研修を実施した。〈保健看護学部事務室〉</p> <p>Ⅲ ㉙ 紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会及び高野山開創1200年記念大法会など県内で開催された大規模イベント等に医師・看護師を派遣し、医療救護業務の支援を積極的に行った。〈経理課〉</p> <p>Ⅲ ㉚ 地域の医療機関で勤務する地域医療枠医師等が大学まで来ることなく、勉強会等に参加できるように遠隔医療支援システムによる配信を定例的に実施するとともに、遠隔外来を23回実施した。学内で開催されている講演等を31回配信し、最新の医療情報等をより広く早く伝えることにより、地域医療の充実及び医療従事者の資質向上を図った。〈地域医療支援センター〉 a</p> <p>Ⅲ ㉛ 県内7保健医療圏毎に医療の需給バランス等について検討するため、地域における救急医療の現状を把握・分析した。〈地域医療支援センター〉 b</p> <p>Ⅲ ㉜ 救急医療及び災害医療における看護の役割を修得できるよう、2年次後期の選択科目に「救急医療（災害医療を含む）」を配し、2年生全員が受講した。また、地域医療の実際を体験させ、地域医療に対する関心を高めるために、3年次生を対象として、地域医療を支える県内の病院（8施設）において地域連携実習を実施した。加えて、医学部学生と合同で地域・僻地医療のあり方について考えるため、医療を中心に据えたまちづくりに取り組んでいる地域医療の先進地である岡山県の哲西町診療所において特別実地研修を実施した。〈保健看護学部事務室〉 c</p> <p>－ ㉝ 勉強会等に参加できるように遠隔医療支援システムによる配信を定例的に実施するとともに、遠隔外来を26回実施した。学内で開催されている講演等を50回配信し、最新の医療情報等をより広く早く伝えることにより、地域医療の充実及び医療従事者の資質向上を図った。また、新たな取り組みとして、地域医療の魅力や特性を理解し、地域医療に従事する医師の役割及び責任についての認識を深めることを目的とし、地域医療枠の学生に対して保健所での研修を行った。〈地域医療支援センター〉 a</p> <p>－ ㉞ 県内7保健医療圏毎に医療の需給バランス等について検討するため、地域における救急医療の現状を把握・分析した。〈地域医療支援センター〉 b</p> <p>－ ㉟ 救急医療及び災害医療における看護の役割を修得できるよう、2年次後期の選択科目に「救急医療（災害医療を含む）」を配し、2年生全員が受講した。加えて、医学部学生と合同で地域・僻地医療のあり方について考えるため、医療を中心に据えたまちづくりに取り組んでいる地域医療の先進地である岡山県の哲西町診療所において特別実地研修を実施した。〈保健看護学部事務室〉 c</p>
--	--	--	--	---

(3) 研修機能等の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況	平成29年度までの実施状況等
------	------	----------------

		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	専門診療能力及び総合診療能力を有する医師を育成するため、臨床研修協力病院や社会福祉施設等とも連携しながら、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。	IV	IV	III	②④ 厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を実施し、県内公的病院の指導医の育成に努めた。(開催日：平成24年12月8日及び9日、修了者数28名)〈地域医療支援センター〉 研修プログラムに臨床研修病院を追加し、県内の全ての公的病院で研修を受けられるようにした。〈総務課〉
				III	②④ 伊都消防組合と連携して症例検討会を開催し、総合診療科及び脊椎ケアセンターの医師と救急救命士が一体となって救命処置の検討を行った。また、臨床研修医を受け入れ、専門診療能力及び総合診療能力を有する医師の育成を推進した。〈紀北分院〉
				III	②⑤ 25年12月7日(土)及び8日(日)に厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を開催し、42名が講習を修了した。〈地域医療支援センター〉 県内9基幹型臨床研修病院全てが相互に協力型病院となる臨床研修プログラムを作成し、各病院で採用された研修医が病院以外の基幹型臨床研修病院で研修を受けられる全国初の環境(和歌山研修ネットワーク)を整えた。〈総務課〉
				III	②⑤ 地元医師会と連携して、医学部1年生のアーリーエクスプोजャー研修生を対象に地域医療への理解を深められるよう、開業医の往診同行研修を実施した。医学生や研修医、若手医師等を対象に、プライマリケア能力育成のための研修会を開催し、総合診療医の育成に努めた。〈紀北分院〉
				III	②⑥ 26年11月29日(土)及び30日(日)に厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を開催し、41名が講習を修了した。〈地域医療支援センター〉 和歌山研修ネットワークにより、研修医の相互受入を行った。 他院からの受入 6名 他院への派遣 55名 〈総務課〉
				III	②⑥ 地元医師会と連携して、医学部1年生のアーリーエクスプोजャー研修生を対象に地域医療への理解を深められるよう、開業医の往診同行研修を実施した。医学生や研修医、若手医師等を対象に、プライマリケア能力育成のための研修会を開催し、総合診療医の育成に努めた。〈紀北分院〉
				IV	②⑦ 27年12月5日(土)及び6日(日)に厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を開催し、40名が講習を修了した。〈地域医療支援センター〉 和歌山研修ネットワークにより、研修医の相互受入を行った。 他院からの受入 6名 他院への派遣 124名 自由度が高い研修プログラムが評価され、27年度医師臨床研修マッチング中間報告において本学病院本院として全国第4位となる66名から1位希望があり、最終的に73名の研修医を採用した。〈総務課〉
				III	②⑦ 地元医師会と連携して、医学部1年生のアーリーエクスプोजャー研修生を対象に地域医療への理解を深められるよう、開業医の往診同行研修を実施した。総合診療医の育成をはかるため、医学生・臨床研修医等を対象とした「総合診療セミナーin高野山」を開催した。また、総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について修練、研究する場として紀北分院内に「地域包括ケア病床」を開設した。〈紀北分院〉
				IV	②⑧ 28年12月10日(土)及び11日(日)に厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を開催し、44名が講習を修了した。〈地域医療支援センター〉 他院からの受入 6名 他院への派遣 138名

				<p>自由度が高い研修プログラムが評価され、28年度医師臨床研修マッチング中間公表において56名（大学病院本院 全国第7位）から1位希望があり、最終的に60名の研修医を採用した。〈総務課〉 a</p> <p>III ㉘ 総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について修練、研究する場として前年度に開設した「地域包括ケア病床」を引き続き実施した。〈紀北分院〉 b</p> <p>— ㉙ 29年12月2日（土）及び3日（日）に厚生労働省が定める「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に則った指導医講習会を開催し、38名が講習を修了した。</p> <p>他院からの受入 15名 他院への派遣 167名</p> <p>自由度が高い研修プログラムが評価され、29年度医師臨床研修マッチング中間公表において68名（大学病院本院 全国第4位）から1位希望があり、最終的に73名の研修医を採用した。〈地域医療支援センター〉 a</p> <p>— ㉚ 総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について修練、研究する場として27年度に開設した「地域包括ケア病床」を引き続き実施した。〈紀北分院〉 b</p>
イ	地域医療を担う医療人の育成を図るため、総合診療教育をはじめとする教育及び研修を充実させる。	III	III	<p>III ㉛ 新人看護師に1年間の臨床研修プログラムに則り研修を実施した。2年目以上の看護師等には17コース36回の研修を実施し延べ1,437人が受講した。〈看護部管理室〉</p> <p>III ㉜ 伊都消防組合と連携した救急車同乗実習と、災害医療フォーラム主催のトリアージ訓練に医療従事者合同で参加した。</p> <p>III ㉝ 医療従事者に対して救急医療や緩和ケア等の研修を実施することにより、職員の資質を向上させ、地域医療の貢献につなげた。</p> <p>III ㉞ 医療専門職員養成学校からの教育や研修について、学校のカリキュラムに応じた実習生の受入れを行い、地域医療を担う人材育成に寄与した。〈紀北分院〉</p> <p>III ㉟ 新人看護師に1年間の臨床研修プログラムに則り研修を実施した。2年目以上の看護師等には18コース36回の研修を実施し延べ894人が受講した。〈看護部管理室〉</p> <p>III ㊱ 全体職場研修検討会議を開催するとともに、各部門研修担当者と個別協議し、職員全体を対象とした研修についての情報共有と、より効果的な研修実施について検討、実施した。</p> <p>III ㊲ 医療専門職員養成学校からの教育や研修について、学校のカリキュラムに応じた実習生の受入れを行い、地域医療を担う人材育成に寄与した。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊳ 地域医療卒業者のキャリア形成モデルの一つとして、家庭医療専門医（総合診療専門医）後期研修プログラムを作成し、日本プライマリ・ケア連合学会から認定を受けた。〈地域医療支援センター〉</p> <p>卒前から新人、教育指導者まで継続的な臨床実践能力の向上を図ることを主目的に看護キャリア開発センターを設置した。継続教育プログラムで教育指導者のコース研修を充実させるよう、学部教員の協力も得て内容を企画した。また、シミュレーション教育では研修医と合同研修をおこなった。さらに、地域の医療機関看護師にむけ公開研修を実施し、20施設から延べ158人が参加した。認定看護師等が開催する学習会も公開し、29施設から延べ137人が参加した。〈看護部管理室〉</p> <p>III ㊴ 総合的な診療を提供できる医師を養成するため各種研修会等を開催した。医療専門職員養成学校からの教育や研修について、学校のカリキュラムに応じた実習生の受入れを行い、地域医療を担う人材育成に寄与した。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊵ 地域医療の充実・向上に向けて、初期研修を修了する地域医療卒一期生（5名）に対して個別面談を実施するなど、具体的な勤務先を決定した。</p> <p>III ㊶ 地域医療卒セミナー及び県民医療卒セミナーを開催し、参加者計149名に対して日本プライマリ・ケア連合学会より認定を受けた家庭医療専門医（総合診療専門医）後期研修プログラム等を周知した。〈地域医療支援センター〉</p> <p>III ㊷ 新人看護師に1年間の臨床研修プログラムに則り研修を実施した。2年目以上の看護師等に52回、延べ1,190人が受講した。</p> <p>III ㊸ 病院看護部の研修19研修を地域の医療機関看護師にむけ公開研修とし、13施設より延べ90人参加した。認定看護師等が開催</p>



			<p>する学習会は、回数を平成 26 年度の倍に増やし 6 回開催し、35 施設から延べ 178 人が参加した。(看護部管理室)</p> <p>III ㉗ 総合診療医の育成をはかるため、医学生・臨床研修医等を対象とした「総合診療セミナー in 高野山」を開催した。また、総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について修練、研究する場として紀北分院内に「地域包括ケア病床」を開設した。医療専門職員養成学校からの教育や研修について、学校のカリキュラムに応じた実習生の受入を行い、地域医療を担う人材育成に寄与した。(紀北分院)</p> <p>III ㉘ 28 年 9 月に地域医療枠医師 (8 名) 及び勤務先指導医に対してヒアリングを実施し、地域医療枠医師の勤務先を決定した。また、県民医療枠医師 (15 名) についても同 10 月にヒアリングを実施してキャリア形成計画を作成・更新した。更に、学生や地域の医療機関で勤務する地域医療枠医師等を対象としたプライマリ・ケアセミナーを年 3 回開催したほか、プライマリ・ケア勉強会を月 1 回開催・配信した。(地域医療支援センター) a</p> <p>IV ㉙ 新人看護師に 1 年間の臨床研修プログラムに則り研修を実施した。2 年目以上の看護師等に 47 回、延べ 1,133 人が受講した。病院看護部の研修 19 研修を地域の医療機関看護師にむけ公開研修とし、20 施設より延べ 116 人参加した。認定看護師等が開催する学習会は 8 回開催し、16 施設から延べ 112 人が参加した。他施設からの研修受け入れプログラムを開始し 4 人の看護職を受け入れた。研修生の学びが自施設や自身の課題解決につながる機会となっている。看護キャリア開発センターが地域の医療機関看護教育担当者に対し、研修を支援する取り組みを 1 施設と実施した。意見交換やアドバイスをを行い、研修内容の再検討ができたこと意見が聞かれた。(看護部管理室・看護キャリア開発センター) b</p> <p>III ㉚ 総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について、修練、研究する場として昨年度開設した「地域包括病床」を引き続き実施した。また総合診療等の地域医療に関心のある臨床研修医の臨床教育に取り組んだ。(紀北分院) c</p> <p>— ㉛ 29 年 10 月に地域医療枠医師 (14 名) に対してヒアリングを実施し、勤務先を決定した。また、県民医療枠医師 (32 名) についても、ヒアリングを実施してキャリア形成計画を作成・更新した。更に、学生や地域の医療機関で勤務する地域医療枠医師等を対象としたプライマリ・ケアセミナーを 4 回開催したほか、プライマリ・ケア勉強会を 12 回開催・配信した。(地域医療支援センター) a</p> <p>— ㉜ 附属病院看護部の教育理念・方針に基づき研修計画を立案。集合研修を有効的に活用するため、座学のみとなる研修に E-ラーニングを導入。パートナーシップ・ナーシングシステムによる OJT の実施により、技術支援の受講者は減少したが、受講者に対しては、密度の高い研修を行うことが出来た。初めての試みとして、県下 12 施設の主要医療機関の教育担当者との意見交換会を実施した。また、特定行為研修を 4 月から開講。共通科目の講義及び演習を放送大学が、共通教育の実習及び区分別科目を当院が実施。月 1 回以上の会議を開催し、他の指定研修機関との情報交換で得た内容を参考に研修内容の改善を行った。(看護部管理室・看護キャリア開発センター) b</p> <p>— ㉝ 総合診療医の主な活躍の場である「地域包括ケアシステム」について、修練、研究する場として昨年度開設した「地域包括病床」を引き続き実施した。また総合診療等の地域医療に関心のある臨床研修医の臨床教育に取り組んだ。(紀北分院) c</p>
--	--	--	---

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況	平成 29 年度までの実施状況等
------	------	------------------

		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	県民及び地域医療関係者に対して継続的に医学及び保健看護学の最新の研究成果等の情報を提供する。	III	III	III III III III III III -	<p>②④ 県民向けの公開講座「最新の医療カンファランス」において、講師には従来の医師に限らずコメディカル等も迎えることにより、より広い分野のテーマの医療情報を提供することができた。また、「臨床・病理カンファランス」では地域医療関係者に生涯学習を行う機会を提供することができた。</p> <p>②⑤ 「最新の医療カンファランス」では認知症などの身近なテーマを選ぶことで、より県民の健康への興味を高めることができた。また、「臨床・病理カンファランス」を実施し、地域医療関係者の生涯学習及び情報交換を行う機会を提供することができた。</p> <p>②⑥ 「最新の医療カンファランス」では聴講者アンケートで要望の多かったテーマを選んで開催し、県民の健康への関心に答えた。また、「臨床・病理カンファランス」については、今年度は病理学担当講座において、講座の機構改革等への取組みが必要であったため、次年度に開催を延期とした。</p> <p>②⑦ 「最新の医療カンファランス」では熱中症などの身近なテーマや最新の医療知識に関するテーマを選ぶことで、より県民の健康への興味を高めることができた。また、「臨床・病理カンファランス」については、地域医療関係者に対して最新の研究成果を発表するとともに、情報交換を行う機会を提供することができた。</p> <p>②⑧ 「最新の医療カンファランス」では神経細胞の異常などで「アルツハイマー病」など県民が興味深い内容をテーマにしたことで、より聴講者の興味を高めることができた。また、「臨床・病理カンファランス」については、地域医療関係者に対して最新の研究成果を発表するとともに、情報交換を行うことができた。</p> <p>②⑨ 「最新の医療カンファランス」では医療とは違ったテーマを選んだ開催日があったが、県民の興味を引きつけることができた。また、「臨床・病理カンファランス」については、地域医療関係者間の情報交換の場を提供することができた。〈総務課〉</p>
イ	医学及び保健看護学に対する関心の向上及び予防医学の普及を図るため、地域における生涯教育の啓発を推進する。	III	III	III III IV III III III III III III	<p>②④ 県内の小・中学生及び高校生を対象に出前授業を実施するとともに、地域住民を対象として「夏の公開講座」を開催することで、県内の学生や地域住民の医学及び保健看護学に対する関心を高めた。また、地域医療支援センター教員による新たなテーマの出前授業を新設した。〈総務課〉</p> <p>②④ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都地域の住民が紀北分院の診療内容について理解が深まるよう促進した。〈紀北分院〉</p> <p>②⑤ 県内の小・中学生及び高校生を対象とした出前授業を、学生が関心を持ちそうなテーマを選んで実施したことにより、多くの県内の学生の医学及び保健看護学に対する関心を高めることができた。〈総務課〉</p> <p>②⑤ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都橋本地域住民の紀北分院の診療内容と健康づくりへの理解が深まった。</p> <p>②⑤ 講演会などを開催し、地域の子どもたちに対する感染防止の啓発を行った。</p> <p>②⑤ かつらぎ町と連携して動脈硬化検診を実施するとともに、各地域での講演会を実施し、地域住民の健康づくりに寄与した。〈紀北分院〉</p> <p>②⑥ 県内の小・中学生及び高校生を対象とした出前授業を、学生が関心を持ちそうなテーマを選んで実施したことにより、多くの県内の学生の医学及び保健看護学に対する関心を高めることができた。〈総務課〉</p> <p>②⑥ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都橋本地域住民の紀北分院の診療内容と健康づくりへの理解が深まった。〈紀北分院〉</p>

				IV	⑳ 県内の小・中学生及び高校生を対象とした出前授業を、学生が関心を持ちそうなテーマを選んで実施するとともに、学生だけでなく保護者や学校教員なども対象に実施した。〈総務課〉
				III	㉑ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都橋本地域住民の紀北分院の診療内容と健康づくりへの理解が深まった。〈紀北分院〉
				III	㉒ 県内の小・中学生及び高校生を対象とした出前授業を、学生が関心を持ちそうなテーマを選んで実施するとともに、学生だけでなく保護者や学校教員なども対象に実施した。〈総務課〉 a
				III	㉓ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都橋本地域住民の紀北分院の診療内容と健康づくりへの理解が深まった。〈紀北分院〉 b
				—	㉔ 県内の小・中学生及び高校生を対象とした出前授業を、学生が関心を持ちそうなテーマを選んで実施するとともに、県内の学生が医学及び保健看護学に対する関心を高めた。〈総務課〉 a
				—	㉕ 疾病の早期発見や健康づくりに関する普及啓発を行い、伊都橋本地域住民の紀北分院の診療内容と健康づくりへの理解が深まった。〈紀北分院〉 b
ウ	学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進する。	III	III	III	㉔ 株式会社紀陽銀行との共催で「医農連携シンポジウム」及び「わかやま医工連携セミナー」を開催し、本学の研究者と企業との間で活発な意見交換や研究相談が行われ、本学と企業との連携機会を創出した。〈研究推進課〉
				IV	㉕ 平成 25 年 7 月に住友電気工業株式会社との間で、先進的な医療機器の創出等による両者の発展と国民福祉の向上を目的とした「包括的連携協定」を締結し、マッチング交流会を 4 回開催した。また、株式会社紀陽銀行と共催で医農連携セミナーを開催した。
				III	㉖ 医療機器開発コンソーシアム和歌山主催の「和歌山医工学研究会」を開催し、関係者相互の交流を図った。〈研究推進課〉
				III	㉗ 住友電気工業株式会社との包括的連携協定に基づくマッチング交流会や共同研究等に取り組み、26 年 12 月に共同研究の成果として「産官学共同研究による動脈硬化の新しい画像診断法の開発」について記者発表を行った。また、株式会社紀陽銀行と共催での「医工連携セミナー in 和医大」や、医療機器開発コンソーシアム和歌山主催の和歌山医工学研究会を開催した。〈研究推進課〉
				III	㉘ 住友電気工業株式会社との協定に基づき、マッチング交流会の開催や個別相談を行った。また、株式会社紀陽銀行との共催で医農連携セミナーを開催した。さらに、NEDO の「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」における橋渡し研究機関として確認を得た。また、28 年 2 月に大阪府立大学との間で産学連携の協定を締結し、協定に基づく取組を開始した。〈研究推進課〉
				III	㉙ 教育・学術研究、地域貢献、国際貢献等の分野で相互に連携・協力することを目的として、「関西公立医科大学・医学部連合」と「関西私立医科大学・医学部連合」が共同して、27 年 11 月、8 大学による「関西公立私立医科大学・医学部連合」を設立した。〈経営企画課〉
				III	㉚ 住友電気工業株式会社との協定に基づき、マッチング交流会の開催や個別相談を行った。また、株式会社紀陽銀行との共催で医工連携セミナーを開催した。〈研究推進課〉 a
				III	㉛ 関西公立私立医科大学・医学部連合が主催してシンポジウムを開催した。〈経営企画課〉 b
				—	㉜ 住友電気工業株式会社との協定に基づき個別相談を行うとともに、株式会社紀陽銀行との共催で医工連携セミナーを開催した。また、ヘルスケアに係る課題解決や健康寿命延伸に繋がる産業の創出・振興を目的とする「わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム」(産官学 79 団体により構成)に参加した。〈研究推進課〉 a
				—	㉝ 関西公立私立医科大学・医学部連合の取組として、卒業試験問題を共同で作成し、実施した。また、WHO と共同研究を実施した。〈経営企画課〉 b

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

5 国際交流に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	学生、教職員の海外研修を推進するとともに、留学生に対する支援を行う。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	⑳ 海外留学生に対する英語授業を基礎配属留学と臨床実習留学向けで各10回実施。特に厳しい面接試験のあるハワイ大学への留学希望者には英語授業に加えてSkype面接の特別指導を行い2名とも合格させることができた。〈総務課〉
				Ⅲ	⑳ 海外経験の浅い若手研究者に対して、海外の大学等における先進医療技術の見学や先進的研究活動への参加等の機会を提供するため、学内公募を行い研究活動活性化委員会の審議を経て2名を派遣した(支給金額計2,500千円)。〈研究推進課〉
イ	海外の大学等との学術交流、学生交流を推進する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	㉑ 海外留学用の英語授業を基礎配属留学と臨床実習留学向けで各7回実施。特に厳しい面接試験のあるハワイ大学への留学希望者には英語授業に加えてSkype面接の特別指導を行い2名とも合格させることができた。〈総務課〉
				Ⅲ	㉑ 若手研究者1名を海外に派遣した(支給金額計1,000千円)。〈研究推進課〉
				Ⅲ	㉒ 海外留学用の英語授業を基礎配属留学向けと臨床実習留学向けで各4回実施。特に厳しい面接試験のあるハワイ大学への留学希望者には英語授業に加えてSkype面接の特別指導を行い1名合格させることができた。〈総務課〉
				Ⅲ	㉒ 若手研究者3名を海外に派遣した(支給金額計2,000千円)。〈研究推進課〉
				Ⅲ	㉓ 海外留学用の英語授業を基礎配属留学向けで5回実施。特に厳しい面接試験のあるハワイ大学への留学希望者には英語授業に加えてSkype面接の特別指導を行い2名とも合格させることができた。〈総務課〉
				Ⅲ	㉓ 若手研究者2名を海外に派遣した(支給金額計2,000千円)。〈研究推進課〉
				Ⅲ	㉔ 海外留学用の英語授業を基礎配属留学向けで4回実施。特に厳しい面接試験のあるハワイ大学への留学希望者には英語授業に加えてSkype面接の特別指導を行い2名とも合格させることができた。〈総務課〉 a
				Ⅲ	㉔ 増室した5室を含め、国際交流ハウスの住環境を改善し、9月から使用可能とした。 b
				Ⅲ	㉕ 新たにシンガポールの大学・施設に3名の学生を派遣することができた。〈総務課〉
				Ⅲ	㉕ 若手研究者3名を海外に派遣した(支給金額計2,000千円)。〈研究推進課〉
				Ⅲ	㉖ 協定に基づき、海外の大学との交流を計画的に実施した。特に山東大学との学術交流では大規模なシンポジウムを開催し、両大学合わせて20名が研究発表を行った。新たにチェコ共和国チャールズ大学と交流協定を締結した。協定締結1校。〈総務課〉
				Ⅲ	㉖ 新たにタイ王国ブラパ大学と交流協定を締結。さらにミャンマー連邦共和国を訪問し同国保健省や医科大学、病院関係者等と交流に向けた意見交換を行った。協定締結1校。〈総務課〉
				Ⅲ	㉗ 新たにミャンマー連邦共和国保健省と交流協定締結し、ヤンゴン第一医科大学等との協定締結の具体的な協議のため再訪問した。加えて関西公立医科大学・医学部連合の一員としてベトナム社会主義共和国を訪問し、同国保健省と交流協定を締結した。協定締結2省(関西公立医科大学・医学部連合として1省)。〈総務課〉
				Ⅲ	㉗ 若手研究者が代表者として主催する国際シンポジウムの実施を支援した。同シンポジウムでは、本学内においてミートザプロフェッサーの開催を義務づけ、学生や若手研究者に対し、海外の研究者と直接話し合える機会を提供した(開催件数3件、助成

				<p>額計 500 万円)。〈研究推進課〉</p> <p>III ㉗ 海外雄学生交流を計画的に実施しているが、特に香港中文大学へ学生交流を初めて派遣した。また、ミャンマー連邦共和国医療関係者が来学し今後の交流について意見交換するとともに、本学が誇る先端施設を視察した。これを経てミャンマー連邦共和国の2大学1病院と協定を締結するに至った。加えて韓国の延世大学、高麗大学、ハワイ大学と協定を締結した。協定締結5校1施設。〈総務課〉</p> <p>III ㉘ 若手研究者が主催する国際シンポジウムの実施を支援した（開催件数1件、助成額500万円）。〈研究推進課〉</p> <p>III ㉙ 山東大学との交流30周年記念式典を開催し交流を深めた。また、協定校のタイ王国コンケン大学主催の救急に関するコンペティションに1チーム（学生4名と教員1名）を派遣した。韓国・亜洲大学と交流協定を締結した。協定締結1校。〈総務課〉 a</p> <p>III ㉚ 若手研究者が主催する国際シンポジウムの実施を支援した（開催件数2件、助成額500万円）。〈研究推進課〉 b</p> <p>— ㉛ 亜洲大学とコメディカル交流を行った。インドネシア共和国ウダヤナ大学、ポルトガル共和国リスボン大学との交流協定を締結した。協定締結2校。〈総務課〉 a</p> <p>— ㉜ 若手研究者が主催する国際シンポジウムの実施を支援した（開催件数3件、助成額500万円）。〈研究推進課〉 b</p>
--	--	--	--	--

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

#### 1 法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	<p>理事長のリーダーシップのもと、機能的かつ効果的な業務運営に取り組むとともに、公立大学法人としての健全性と効率性を確保するため、理事長を中心とした経営管理体制の強化を図る。</p>	III	III	III	<p>㉔ 法人の効率的かつ効果的な経営を図るため、「法人経営会議」を理事長直下に新たに設置し、法人の経営上の課題の改善方針を決定するなど、法人の経営管理体制を強化した。〈経営企画課〉</p> <p>理事会及び教育研究審議会を定期的に開催し、課題に対する共通認識を持つとともに理事長のリーダーシップによる政策の検討を行うことができた。〈総務課〉</p> <p>III ㉕ 地域医療機関への支援の必要性について審議する地域医療機関医師適正配置検討委員会を学内に設け、地域医療機関からの新規の医師紹介要請に対して大学として一元的に対応する仕組みを導入した。〈総務課〉</p> <p>III ㉖ 理事会において、法人の月次決算や部門別管理会計を報告した他、理事を構成員とする法人経営会議を複数回開催し、病床管理の見直し等の経営に関する諸課題について取組方針を決定した。〈経営企画課〉</p> <p>IV ㉗ 法人経営会議を開催し、部門別管理会計システムの改善や活用方法について協議を行った。〈経営企画課〉</p> <p>臨床医学部門における形成外科学講座及びリウマチ・膠原病科学講座の新設、恒常的な病院収益の確保と職員のモチベーション向上等のためのインセンティブ制度の導入、医療技術者の増員、新しい特別研究員制度の創設等の重要事項について、理事長の</p>

				<p>判断に基づき理事会及び教育研究審議会において審議の上実施に向けた取り組みを行った。〈総務課〉</p> <p>Ⅲ ㉓ 喫緊の課題であった病床利用率向上に向けた対策を協議し、病院長による診療科ヒアリングを行うこと、病床利用率向上に貢献した診療科と病棟に対して運営経費の追加配分を行うことを決定し、周知徹底を図った。また、附属病院の経営状況や法人の財務状況については、随時理事会等において報告を行うことで、経営・財務に関する状況を把握、情報の共有化を図った。〈経営企画課〉</p> <p>高齢化の進展に伴う亜急性期及び慢性期病院に対する地域のニーズの高まりに答え、紀北分院に地域包括ケア病床を開設、大学創立70周年事業の実施、国立大学法人法の改正による部局長等の選考規程の改正、7対1看護体制の維持・東棟手術室の全面稼働・新設科設置に伴う外来業務の対応等のための十分な看護師の確保について、理事長の判断に基づき理事会及び教育研究審議会において審議の上実施に向けた取組を行った。〈総務課〉</p> <p>Ⅲ ㉔ 薬学部開設にあたり、学部運営に係る基本方針や施設等の重要事項について大学全体としての議論・検討を行うため、学外委員を含めた薬学部開設準備委員会の設置、関西公立私立医科大学・医学部連合の一員として、WHO健康開発総合研究センターと保健医療政策に共同で取り組むワーキンググループへの参加などの取組を行った。〈総務課〉</p> <p>紀北分院の経営改善を図るため、紀北分院改革ワーキングを設置した。〈経営企画課〉</p> <p>－ ㉕ 平成33年4月の薬学部開設を強力に推進するため薬学部開設準備室を設置するとともに、和歌山県・和歌山市と本学が協定を締結し、薬学部設置に向けた連携・協力を強化を図った。また、職員が出産・育児・介護を行いながらワークライフバランスを実現できる職場環境を整備するためにワークライフバランス支援センターを設置、理事長選考規程を改正し理事長・学長の任期を4年から3年に改めるとともに、学長が適切なリーダーシップ発揮を発揮できるよう、副理事長・理事、部局長の任期を理事長・学長と同じ3年に改め、諸規程等の改正を行うなどの取組を行った。〈総務課〉</p> <p>紀北分院改革ワーキングにおいて、本院からの医師派遣や教授選考を行うことを決定した。〈経営企画課〉</p>
イ	内部監査機能の充実や法令遵守の徹底により、不正やハラスメントのない大学運営を維持するとともに、教職員が一丸となって法令遵守推進体制の強化を図る。	Ⅲ	Ⅲ	<p>Ⅱ ㉔ 危機対策室において、定期監査及び研究費を扱う事務局該当課を対象とする臨時監査並びに無通告検査を実施した。また、危機対策室、監事及び監査法人が不正防止や法令遵守に関する情報を交換する会議を開催した。平成25年2月、学内でセクシュアルハラスメントの事実が発覚した。この事実を未然に防ぐことができなかつたことを深く反省するとともに、今後再発することのないよう、防止策の一つとして、職員からの相談を危機対策室で集約することとし、発生防止体制を強化した。〈危機対策室〉</p> <p>研究者及び経理担当者を対象とする科学研究費執行に関する説明会、全職員を対象とする法令遵守に関する研修及び取引業者を対象とする不正防止に係る説明会を開催し、学内の不正防止及び法令遵守を推進した。〈研究推進課〉</p> <p>Ⅱ ㉕ 危機対策室において、定期監査及び研究費を扱う事務局該当課を対象とする臨時監査並びに無通告検査を実施した。また、危機対策室、監事及び監査法人が不正防止や法令遵守に関する情報を交換する会議を開催した。なお、25年度に科学研究費の不適合受給が発覚した。この事案が発覚した経緯は、前回の不適正支出問題の再発防止策の一つとして設置した「研究費の不正の通報窓口（危機対策室）」に通報されたものである。〈危機対策室〉</p> <p>研究者及び経理担当者を対象とする科学研究費執行に関する説明会、職員に対する法令遵守に関する研修及び取引事業者を対象とする不正防止に係る説明会を開催し、学内の不正防止及び法令遵守を推進した。〈研究推進課〉</p> <p>Ⅲ ㉖ 危機対策室において、定期監査及び臨時監査並びに無通告検査を実施した。また、危機対策室、監事及び監査法人が不正防止や法令遵守に関する情報を交換する会議を開催した。〈危機対策室〉</p> <p>Ⅲ ㉗ 国のガイドラインに対応するための公的研究費の管理・監査の方針を決定するとともに、科学研究費執行に関する説明会、職員に対する法令遵守に関する研修及び取引事業者を対象とする不正防止に係る説明会を実施し、学内の不正防止及び法令遵守を推進した。〈研究推進課〉</p> <p>Ⅲ ㉘ 危機対策室において、定期監査及び臨時監査の実施並びに無通告検査を実施した。公的研究費については、「研究機関における</p>

				<p>公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき監査を実施した。また、危機対策室、監事及び監査法人が不正防止や法令遵守に関する情報を交換する会議を開催した。〈危機対策室〉</p> <p>国のガイドラインに基づき「公的研究費の不正防止基本方針」及び「公的研究費不正防止計画」を策定し、理事長をトップとする責任体制の下で公的研究費の運営・管理に関わる全ての者を対象とする誓約書の徴取及びコンプライアンス研修の実施、科学研究費執行に関する説明会、研究費の運営・管理状況を確認するモニタリングのほか取引事業者説明会等を実施した。また、国のガイドラインに基づき「研究不正防止計画」及び研究データの保存及び管理に関する規程を策定し、研究者を対象に研究倫理教育を実施するとともに各所属等に研究データ管理者及び若手研究者に対する支援助言を行うメンターを配置した。〈研究推進課〉</p> <p>Ⅲ ㊸ 危機対策室において、定期監査及び臨時検査、無通告検査を実施するとともに、公的研究費については、「研究機関における研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき実施した。また、危機対策室、監事及び監査法人が不正防止や法令遵守に関する情報交換を行うための会議を開催した。〈危機対策室〉</p> <p>国のガイドラインに対応するための公的研究費の管理・監査の方針を決定するとともに、科学研究費執行に関する説明会、職員に対する法令遵守に関する研修及び取引事業者を対象とする不正防止に係る説明会を実施し、学内の不正防止及び法令遵守を推進した。〈研究推進課〉</p> <p>－ ㊹ 危機対策室において、定期監査及び臨時検査、無通告検査を実施するとともに、公的研究費については、「研究機関における研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき実施した。〈危機対策室〉</p> <p>公的研究費不正防止計画に基づき、科学研究費等執行に関する説明会、職員に対する法令遵守に関する研修及び取引事業者を対象とする不正防止に係る説明会を実施し、学内の不正防止及び法令遵守を推進した。研究不正防止計画に基づき、研究者を対象に研究倫理教育（e ラーニング）を実施するとともに、各所属等に研究データ管理者及び若手研究者に対して支援を行うメンターを設置した。〈研究推進課〉</p>
--	--	--	--	--

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

#### 2 人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	全職種の職員について評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ  Ⅲ	<p>㊴ 教員の評価制度については、平成24年度から、どのような場合に評価点3の「水準に達している」に該当するか、学部別・役職別・領域別に具体的な実績の事例を列挙することにより、さらなる公平性と透明性の確保を図った。また、24年6月に医療技術及び看護職員の評価制度を導入（事務職員は既に導入済み。）し、職員の意欲の向上につなげた。</p> <p>㊵ 教員については、25年度についても、教育、研究、臨床、組織貢献、地域・社会貢献の5つの領域において、基準表に基づき、5段階評価で公平な評価を行った。</p>

				III	⑳ 教員については、評価をより実効性のあるものにし、教員の意欲向上につなげるために、教員評価基準表の一部の内容について、見直しを行った。また、正規職員（教員を除く）、準職員及び臨時職員の評価も継続して実施した。
				III	㉑ 教員評価における地域・社会貢献領域の地域医療への貢献については、27年度評価（28年度実施）から、地域への医師派遣の状況を新たな評価基準により評価することを決定するとともに、年度途中に昇任及び配置換えした教員も評価の対象に含めるなどの見直しを行った。また、正規職員（教員を除く）、準職員及び臨時職員の評価も継続して実施した。
				III	㉒ 昨年度見直しを行った教員評価基準表に基づき、地域への医師派遣の状況を評価の対象に加えることで、より適切な評価を行うことができた。また、正規職員（教員を除く）、準職員及び臨時職員の評価も継続して実施した。
				—	㉓ 医療技術職及び看護職員について、事務職員に準じて能力評価を導入した。また教員、準職員及び臨時職員の評価も継続して実施した。（総務課）
イ	育児代替教員制度等を活用し、女性教員の積極的な登用に努める。  総務課	IV	IV	III	㉔ 育児代替教員制度等について、学内向けホームページに掲載することで周知し、女性職員が働きやすい環境づくりにつなげた。
				III	㉕ 引き続き、ホームページで制度について周知を行い、女性職員が働きやすい環境づくりに努めた。2名が育児休業を取得した。
				IV	㉖ 引き続き、ホームページで制度について周知を行い、3名が育児休業を取得した。また、育児等によりフルタイム勤務が難しい女性職員でも働きやすい環境やキャリアを継続できる体制を整備するため、いくつかの勤務パターンから選択できる短時間正規職員（看護師・助産師）制度や学内助教の短時間勤務制度（学内助教B）を新設し、平成27年度採用者から運用することとした。また、託児施設については、アンケート調査を実施し、利用資格者への医療技術職員の追加や、育児休業中の利用制限の廃止、27年度からの和歌山市に準じた利用料金への改定の決定を行った。
				III	㉗ 男性職員の育児参加を促進するため、育児参加計画書の提出を求めるとともに、育児代替教員制度等について、引き続き、学内向けホームページに掲載することにより周知を行い、女性教員が働きやすい環境づくりに努めた。また、託児施設については、特段の理由が認められた場合、病院勤務以外の教員の利用を認めた。また、保育士不足による待機者を無くすため、利用希望調査を実施し、委託先が計画的に保育士を確保出来るよう努めた。
				IV	㉘ 引き続き男性職員の育児参加を促進するため、育児参加計画書の提出を求めた。また育児代替教員制度等について、学内向けホームページに掲載することにより周知を継続して行った。託児施設については、各職種において女性職員の比率が年々上昇しており、利用希望調査で定員80名を超える結果となったこと等から、「仕事と子育て・介護の両立支援に関するアンケート」を実施した。その結果、要望が多かった「託児施設の定員増」「病児保育の定員増」「延長保育時間の延長」「夕食の提供」について実施することを決定した。
				—	㉙ 男性職員の育児参加を促進するため、育児参加計画書の提出を求め、出産・育児に関する休暇を計画的に取得し、職員が仕事と子育てを両立できるような環境づくりを推進した。また育児代替教員制度等について、学内向けホームページに掲載することにより周知を継続して行った。託児施設については、前年度に決定した支援策を実施した。定員80名から100名に増員する増改築工事及び病児保育室も改修工事を実施し、定員3名から4名に増員した。また延長保育時間を30分延長し、夕食の提供システムを開始するなど、より安心して働きやすい職場環境の整備に努めた。（総務課）
ウ	教職員の能力の開発及び専門性等の向上を図るとともに、組織及び教職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。	III	III	III	㉔ 教員については、各所属において、県内外の病院や研究機関との人事交流を行った。また、事務職員3名、看護職員1名の計4名を文部科学省、厚生労働省、和歌山県等の他機関へ派遣した。
				III	㉕ 教員は、引き続き、県内外の病院や研究機関との人事交流を行った。看護職員については、1名を和歌山県高等看護学院へ派遣したほか、1名を保健看護学部、2名を助産学専攻科に教員として配属した。また、事務職員3名を他機関へ派遣した。
				III	㉖ 教員については、地域医療の支援や若手医師の養成のため、県内公的医療機関を中心に医師の配置を行った。看護職員については、2名を和歌山県高等看護学院へ派遣したほか、1名を保健看護学部、2名を助産学専攻科に教員として異動させた。また、事務職員3名を他機関へ派遣した。



			III	⑳ 教員については、県内公的医療機関を中心に医師の配置を行った。看護職員については、2名を県高等看護学院へ派遣したほか、新たに1名を和歌山県看護協会に派遣した。また、昨年度に引き続き、保健看護学部及び助産学専攻科の教員として看護職員を派遣した。さらに、事務職員3名を他機関へ派遣した。
			III	㉑ 教員については、県内公的医療機関を中心に医師の配置を行った。看護職員については、3名を県高等看護学院へ派遣したほか、昨年度に引き続き、保健看護学部及び助産学専攻科の教員として看護職員を派遣した。さらに、事務職員3名を他機関へ派遣した。
			—	㉒ 教員については、県内公的医療機関を中心に医師の配置を行った。看護職員については、県高等看護学院及び海南医療センターへ各1名派遣したほか、昨年度に引き続き、保健看護学部及び助産学専攻科の教員として看護職員を派遣した。さらに、事務職員3名を他機関へ派遣した。〈総務課〉

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

#### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。 また、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立していく。		III	III	III	<p>㉔ 事務職員研修体系を見直し、新規採用職員研修を採用1週目に加え、新たに6月に実施することとしたほか、新任副主査職員研修を新設した。また、県の特別研修6講座のうち2講座修了を主査昇任の要件とし、これらを平成25年度から施行することとした。〈総務課〉</p> <p>㉕ 24年度に見直しを行った研修メニューの充実、研修の新設及び県の特別研修の修了を主査昇任の要件とするなどの事務職員研修体系を25年度から施行した。〈総務課〉</p> <p>㉖ 法人経営室長を兼任から専任にするとともに、法人を運営するうえで関連する予算・決算・病院経営を法人経営室で所管するよう組織改正した。また、法人経営に関する勉強会を開催し、法人幹部等の経営意識の醸成を図り、組織の質の向上に努めた。〈経営企画課〉</p> <p>㉗ 事務職員の専門性の向上を図るため、27年度から日本能率協会が主催する大学SD（スタッフ・ディベロップメント）研修に職員を参加させることとした。また、職務に必要・有益な資格取得に係る費用の半額を助成する資格取得助成制度を導入し、26年度は4名に対して資格取得を助成した。〈総務課〉</p> <p>㉘ 日本能率協会が主催する大学SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を13名の職員が受講し、大学事務職員の専門性向上につながった。また、資格取得助成制度の対象資格を拡大するため、各所属に要望調査を実施し、6資格を新たに追加したほか、制度の利用促進に向けた調査も併せて実施した。〈総務課〉</p> <p>㉙ 研修に関する所属長アンケートの結果、出納事務や入札制度などの実務研修を平成29年度から実施することとした。また、資</p>

				<p>格取得助成制度の対象資格を拡大するため、各所属に要望調査を実施し、6資格を新たに追加した。〈総務課〉</p> <p>㊸ 法人独自の研修として、新規採用職員研修、新任副主査研修を実施した。またSD研修を課長補佐級、係長級への昇任要件とし受講の義務化を図った。〈総務課〉</p>
--	--	--	--	--

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

##### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	健全な病院運営を推進するため、地域ニーズに対応した外来診療の実施及び病床の効果的な運用を図り、医業収入を確保するよう努める。	III	III	III	<p>㊸ 病床利用率等の実績を基に病床数について厳しい見直しを行うとともに、診療科へのヒアリング調査や改善に向けたアンケート調査を実施した結果、外来患者数、入院実患者数、病床利用率は前年度を上回ることができ、また、平均在院日数は前年度より短縮することができた。</p> <p>外来延べ患者数：351,334人（平成23年度：339,220人） 新外来患者数：26,327人（23年度：25,337人）  入院患者数：16,015人（23年度：15,264人） 病床利用率：80.8%（23年度：80.6%）  平均在院日数：15.0日（23年度：15.7日） 〈経理課〉</p> <p>III ㊸ 県民から求められる分野であるにもかかわらず、附属病院に欠けている、または補強が必要な診療科・部門について、医学部教授会及び理事会等において、大学における臨床系講座との関連性も含め、形成外科やリウマチ・膠原病科、放射線治療科などの具体的な候補を挙げて検討を行った。〈総務課〉</p> <p>III ㊸ 法人経営会議及び病院経営委員会において、診療報酬改定の影響と附属病院の施設基準等取得に向け必要な対策と効果を分析し、25年度に取得する施設基準を決定した。また、24年度において、急性期看護補助体制加算と患者サポート体制充実加算を算定することが可能となり、医業収入を増加させることができた。〈経営企画課〉</p> <p>III ㊸ 内科系の予約外診療枠を設け、予約のない患者の診察も行った。また、緩和ケアを含めた9つの看護専門外来を24年6月から実施した。</p> <p>III ㊸ 各階病棟看護師長の連携のもと、看護部長によるベッドコントロールにより病床を運用した結果、前年度を上回る病床利用率を実現することができ、医業収入の確保につながった。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊸ 病床数の増減ルールを改正し、より実態に即した効率的な病床の振り分けを行った結果、外来患者数、新入院実患者数は前年度を上回ることができ、また、平均在院日数は前年度より短縮することができた。</p> <p>外来延べ患者数：364,413人（24年度：351,334人） 新外来患者数：26,334人（24年度：26,327人）  新入院患者数：16,091人（24年度：15,786人） 平均在院日数：14.5日（24年度：15.0日） 〈経理課〉</p> <p>III ㊸ 新設診療科の候補となった6診療科について、形成外科、リウマチ・膠原病科、放射線治療科、感染症科の4診療科に絞り込み、</p>

				<p>さらにその中から2診療科を決定する方向で、6月の教授会で意見交換を行った結果、どの診療科も重要であるとの意見が多数あり、引き続き検討することとした。なお、新設する2診療科に係る経費を26年度当初予算に新規事業として計上した。〈総務課〉</p>
III	㉔	部門別管理会計（診療科別原価計算）システムを完成させ、診療コストに対する分析手段の確保と、各診療科の診療コストに対する意識を醸成する仕組みを構築した。また、定期的に経営委員会を開催し、通年の効率的な収益確保に向けた取組を実施した。〈経営企画課〉		
III	㉕	がん・心疾患のリハビリテーションに対応するため、会議等を開始し、施設基準の届出準備を進めた。		
III	㉖	各階病棟看護師長の連携のもと、看護部長によるベッドコントロールにより病床を運用した結果、前年度を上回る病床利用率を実現することができ、医業収入の確保につなげた。〈紀北分院〉		
III	㉗	<p>附属病院の経営状況について、理事会等において定期的に報告することで、経営状況に関する情報共有を図るとともに、課題に対する検討、議論を通じて対策を講じた。〈経営企画課〉</p> <p>病床利用実績を基に、実態に即した効率的な病床の振り分けを行った結果、新入院実患者数は前年度を上回ることができ、また、平均在院日数は前年度より短縮することができた。</p> <p>新入院患者数：16,517人（25年度：16,091人） 平均在院日数：14.1日（25年度：14.5日） 〈経理課〉</p>		
III	㉘	26年4月から禁煙外来と心臓リハビリテーションの専門外来を開始した。また、がんリハビリテーションについては、27年3月から専門外来を開始できた。〈紀北分院〉		
III	㉙	<p>附属病院の経営状況について、理事会及び科長会において毎月報告を行ったほか、経営委員会や関係者会議を随時開催し、情報の共有、議論を行うことにより、経営の課題に対して早期に適切な対応をとった。〈経営企画課〉</p> <p>新設診療科への配分を含め、病床利用実績を基に、実態に即した効率的な病床の振り分けを行った結果、外来患者、入院実患者数、病床利用率は前年度を上回ることができ、また、平均在院日数は前年度と同日数であった。</p> <p>外来延べ患者数：364,413人（26年度：361,392人） 新外来患者数：25,041人（26年度：24,920人）  入院延べ患者数：233,750人（26年度：231,805人） 新入院患者数：16,636人（26年度：16,517人）  病床利用率：79.8%（26年度：79.4%） 平均在院日数：14.1日（26年度：14.1日） 〈経理課〉</p>		
III	㉚	27年4月から心臓リハビリテーション専門外来は常勤の循環器内科医師がいなくなったため実施できなくなったが、他の専門外来は引き続き実施した。また、糖尿病予防指導管理料の届出により、27年10月から腎症指導を開始した。〈紀北分院〉		
III	㉛	<p>附属病院の経営状況について、理事会及び科長会において毎月報告を行ったほか、経営委員会や関係者会議を随時開催し、情報の共有、議論を行うことにより、経営の課題に対して早期に適切な対応をとった。〈経営企画課〉</p> <p>病床利用実績を基に、実態に即した効率的な病床の振り分けを行った結果、病床利用率、外来延べ患者数及び入院延べ患者数は前年度を上回ることができ、また、紹介率、逆紹介率とも前年度を上回ることができた。</p> <p>外来延べ患者数：366,783人（27年度：364,413人） 新外来患者数：23,744人（27年度：25,041人）  入院延べ患者数：239,976人（27年度：233,750人） 新入院患者数：16,522人（27年度：16,636人）  病床利用率：82.2%（27年度：79.8%） 平均在院日数：14.5日（27年度：14.1日）  紹介率：83.4%（27年度：78.3%） 逆紹介率：69.2%（27年度：65.1%） 〈経理課〉 a</p>		
III	㉜	昨年度に引き続き、専門外来及び地域包括ケア病床を実施した。〈紀北分院〉 b		
—	㉝	<p>附属病院の経営状況について、理事会及び科長会において毎月報告を行ったほか、経営委員会や関係者会議を随時開催し、情報の共有、議論を行うことにより、経営の課題に対して早期に適切な対応をとった。〈経営企画課〉</p> <p>病床利用実績を基に、実態に即した効率的な病床の振り分けを行った結果、病床利用率、外来延べ患者数及び入院延べ患者数、新入院患者数は前年度を上回ることができ、平均在院日数は前年度より短縮することができた。また、紹介率は前年度数値を維</p>		

					<p>持し、逆紹介率は前年度を上回ることができた。</p> <p>外来延べ患者数：367,925人（28年度：366,783人） 新外来患者数：23,434人（28年度：23,744人）  入院延べ患者数：245,187人（28年度：239,976人） 新入院患者数：17,058人（28年度：16,522人）  病床利用率：84.0%（28年度：82.2%） 平均在院日数：14.4日（28年度：14.5日）  紹介率：83.4%（28年度：83.4%） 逆紹介率：75.8%（28年度：69.2%） 〈経理課〉 a</p> <p>㊸ 昨年度に引き続き、専門外来及び地域包括ケア病床を実施した。〈紀北分院〉 b</p>
イ	診療報酬請求内容の精度を高め、診療報酬の一層の適正化を推進する。	III	III	III	<p>㊴ 診療報酬精度調査を実施し、保険請求担当者会議等で改善事項の周知及び指導を行い、加算指導を個別に行うことにより、診療報酬請求内容の精度の向上につなげた。難病患者等入院診療加算等の新たな算定を行い、約1,250万円の増収となった。〈医事課〉</p> <p>III ㊴ 診療報酬の改正に伴い、診療報酬制度に関する職員研修を実施するとともに、毎月1回、医事業務の委託先業者と施設基準等について協議を行った。また、5月と11月には、診療報酬算定状況調査を実施した。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊵ 医学管理料支援システムを導入し稼働開始した。各診療科の診療報酬請求担当医との会議等で情報提供を行った。</p> <p>III ㊵ 弁護士法人と診療報酬未収金回収業務の委託契約を締結し、平成25年度中に約150万円を回収した。〈医事課〉</p> <p>III ㊵ 緩和ケア認定看護師による訪問看護体制の強化に努めた。</p> <p>III ㊵ 看護専門外来の充実を図った。</p> <p>III ㊵ 毎月1回、医事業務の病院職員と委託先業者との間で施設基準等について協議を行うとともに、5月と11月には、診療報酬算定状況調査を実施、その結果を分析し医事業務関係職員の業務能力向上に繋げた。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊶ 診療報酬改定に伴い、診療報酬の請求・査定等の状況分析を行い、保険診療に関する講習会を開催するとともに、救急医療管理加算のマニュアルを作成し職員に周知、指導した。また、医学管理料支援システムを適宜修正し利用促進を図った。〈医事課〉</p> <p>III ㊶ 診療報酬改定に伴い、26年4月に医事業務の委託先業者を講師として全職種の職員を対象とした勉強会を実施し、制度熟知に務めた。また、診療報酬改定後の精度調査を委託先業者以外の業者により実施し、適正な診療報酬の請求につなげた。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊶ 弁護士法人への委託により26年度中に未収金を約1,377万円回収した。〈医事課〉</p> <p>III ㊷ 医師等に対して保険診療講習会で査定事例についての説明と注意喚起を行うとともに、入院医事事務担当職員に査定減対策のための勉強会を行った。〈医事課〉</p> <p>III ㊷ 27年4月から医事班職員を1名増員し、施設基準の届出に関する職員を2名として、診療報酬請求漏れ防止対策の体制を強化した。また、27年10月にレセプトチェックシステムを導入し、レセプト点検作業の負担軽減及び査定減の対策強化を図った。〈紀北分院〉</p> <p>III ㊷ 弁護士法人への委託により未収金を約700万円回収した。〈医事課〉</p> <p>II ㊸ 医師等に対して保険診療講習会で査定事例について説明と注意喚起を行い、入院事務担当職員に対して査定減対策のための研修を行うとともに診療報酬算定時における注意事項をその都度周知した。〈医事課〉 a</p> <p>III ㊸ 昨年度導入したレセプトチェックシステムにより、診療報酬請求漏れ防止対策に引き続き取り組んでいる。〈紀北分院〉 b</p> <p>III ㊸ 弁護士法人への委託により未収金を約490万円回収した。〈医事課〉 c</p> <p>— ㊹ 医師や入院事務担当職員に対しそれぞれ研修会を開催し注意喚起を行った。さらに入院査定率の高い診療科については、カンファレンスに出向き査定内容の説明を行った。〈医事課〉 a</p> <p>— ㊹ レセプトチェックシステムにより、診療報酬請求漏れ防止対策に引き続き取り組んでいる。また、診療報酬改定に伴う研修会に出席し、各所属に資料を配付し、随時説明を実施した。〈紀北分院〉 b</p> <p>— ㊹ 弁護士法人への委託により未収金を約340万円回収した。〈医事課〉 c</p>

ウ	科学研究費補助金等に関する情報収集及び提供を行うとともに、企業との共同研究及び受託研究を推進・支援し、外部資金の獲得を図る。	III	III	III III IV III IV III III III III IV - -	<p>㉔ 共同研究の契約数は22件、受託研究の契約件数は45件であった。</p> <p>㉔ 本学研究者の科学研究費獲得支援のため「How to get 科研費」セミナーを開催するとともに、同セミナーに参加できなかった研究者を対象にセミナーの記録DVDを貸し出した。また、民間等の助成事業について、随時学内ホームページに掲載するなどして情報提供を行った。(平成25年度科研費内示：180件、349百万円)</p> <p>㉕ 共同研究の契約数は26件、受託研究の契約件数は59件であった。</p> <p>㉕ 「How to get 科研費」セミナーの開催や記録DVDの貸し出しを行うとともに、民間等の助成事業について学内ホームページへに掲載するなどして情報提供を行った。(26年度科研費内示：191件、335百万円)</p> <p>㉖ 「How to get 科研費」セミナーの開催や記録DVDの貸し出しを行うとともに、民間等の助成事業について学内ホームページへ掲載するなどして情報提供を行った。(27年度科研費内示：203件、335百万円)</p> <p>㉖ 共同研究の契約締結件数は37件、受託研究の契約締結件数は28件であった。</p> <p>㉗ 「How to get 科研費」セミナーの開催や記録DVDの貸し出しを行うとともに、民間等の助成事業について学内ホームページへ掲載するなどして情報提供を行った。また、新たな取り組みとして、希望者を対象に科学研究費の応募申請に関する研究活動活性化委員による個別面談を実施した。(28年度科研費内示：194件、296百万円)</p> <p>㉗ 共同研究の契約締結件数は36件、受託研究の契約締結件数は29件であった。</p> <p>㉘ 「How to get 科研費」セミナーの開催や記録DVDの貸し出しを行うとともに、民間等の助成事業について学内ホームページへ掲載するなどして情報提供を行った。また、希望者を対象に科学研究費の応募申請に関する研究活動活性化委員による個別面談を実施した。(29年度科研費内示：203件、364百万円) a</p> <p>㉘ 共同研究の契約締結件数は35件、受託研究の契約締結件数は29件であった。 b</p> <p>㉘ 「How to get 科研費」セミナーの開催や記録DVDの貸し出しを行うとともに、民間等の助成事業について学内ホームページへ掲載するなどして情報提供を行った。また、希望者を対象に科学研究費の応募申請に関する研究活動活性化委員による個別面談を実施した。(H30 科研費内示：197件、328百万円) ただし、研究活動スタート支援及び挑戦的研究(萌芽)の新規採択を除く。) a</p> <p>㉙ 同研究の契約締結件数は37件、受託研究の契約締結件数は40件であった。(研究推進課) b</p>

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況	平成29年度までの実施状況等
------	------	----------------

		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	財務状況の分析や適正な業務実績の評価に基づく効果的な経費配分を行い、学内の資源を有効に活用及び運用することにより、教育、研究、臨床の質の向上を図りつつ、管理経費、診療経費等を抑制する。	III	III	III	<p>②④ 管理経費、診療経費について、随意契約の一般競争入札への見直しや外部委託に係る契約内容の見直しを行ったことにより、管理的業務にかかる委託費を66百万円削減した。また、教職員を対象とする「法人の経営に関する勉強会」を開催し、経営に対する意識を高めさせた。〈経営企画課〉</p> <p>III ②⑤ 経営管理会議を毎月開催し、経営状況とその分析についての情報共有を図るとともに、3月に職員全員を対象にした院内成果発表会を実施し、病院内全所属の代表が医療技術の向上や、経営改善への取組を発表した。〈紀北分院〉</p> <p>III ②⑤ 管理経費、診療経費について、委託業務内容を精査し、契約内容の見直し等を行ったことにより、管理的業務にかかる委託費を17百万円削減した。また、経営幹部・中間層・新規採用職員を対象として、「法人の経営に関する勉強会」を開催し、意識啓発を行った。〈経営企画課〉</p> <p>III ②⑥ 管理経費、診療経費について、委託業務内容を精査し、契約内容の見直し等を行ったことにより、管理的業務にかかる委託費を16百万円削減した。また、経営幹部や各所属長等を対象とした「法人の経営に関する勉強会」と、新規採用職員を対象とした研修会を開催し、経営状況等に関して意識啓発を行った。〈経営企画課〉</p> <p>III ②⑥ 各所属長が構成員の経営管理会議を毎月開催し、経営状況とその分析についての情報共有を図るとともに、院内成果発表会を3月に開催し、各所属の代表が医療技術の向上や経営改善への取組を発表した。〈紀北分院〉</p> <p>III ②⑦ 管理経費、診療経費について、委託業務内容や契約内容の見直し等を行ったことにより、管理的業務にかかる委託費を11百万円削減した。また、職員を対象とした研修会を開催し、経営状況等に関して意識啓発を行った。〈経営企画課〉</p> <p>III ②⑦ 各所属長が構成員の経営管理会議を毎月開催し、経営状況とその分析についての情報共有を図るとともに、経営改善に向けた取組の一環として地域包括ケア病床を10月に開設した。〈紀北分院〉</p> <p>III ②⑦ 近畿公立大学病院担当者会議において、より効率的な物品調達ができるよう情報の共有等を議題として、意見交換を2回行った。〈経理課〉</p> <p>II ②⑧ 管理経費、診療経費について、委託業務の見直し等により節減に努めたものの、設備総合管理の契約更新や労務単価上昇の影響等により、管理的経費は全体として増になった。〈経営企画課〉 a</p> <p>II ②⑧ 各所属長が構成員の経営管理会議を毎月開催し、経営状況とその分析についての情報共有を図るとともに、経営改善に向けた取組を検討した。〈紀北分院〉 b</p> <p>III ②⑧ 公立大学病院間情報共有コミュニティにおいて、医薬材料等の経費削減を進めるため病院間の購入情報の共有等を議題として意見交換を行った。〈経理課〉 c</p> <p>－ ②⑨ 経営改善計画にもとづき、管理経費や診療経費を抑制するため、様々な取り組みを実施した。〈経営企画課〉 a</p> <p>－ ②⑨ 各所属長が構成員の経営管理会議を毎月開催し、経営状況とその分析についての情報共有を図るとともに、経営改善に向けた取組を検討した。〈紀北分院〉 b</p> <p>－ ②⑨ 「国立大学附属病院契約実務ワークショップ」において、医薬材料等の経費削減を進めるため調達情報等の共有を議題として意見交換や討議を行った。〈経理課〉 c</p>

イ	医療材料、医薬品等の購入状況や支出状況を分析し、経費の削減を図る。	III	III	IV	<p>②④ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 13.11%と前年度(13.80%)から 0.69 ポイントの削減、医薬品は 20.16%と前年度(20.85%)から 0.69 ポイントの削減、全体では 33.27%と前年度(34.65%)から 1.38%ポイントの削減となった。平成 23 年度においては、全国公立大学附属病院中で 9 番目に低い医薬材料比率であった。</p> <p>②⑤ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 13.68%と前年度(13.11%)から 0.57 ポイントの増加、医薬品は 20.48%と前年度(20.16%)から 0.32 ポイントの増加、全体では 34.16%と前年度(33.27%)から 0.89%ポイントの増加となった。24 年度においては、全国公立大学附属病院中で 5 番目に低い医薬材料比率であった。</p> <p>②⑥ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 14.74%と前年度(13.68%)から 1.06 ポイントの増加、医薬品は 19.66%と前年度(20.48%)から 0.82 ポイントの減少、全体では 34.40%と前年度(34.16%)から 0.24%ポイントの増加となった。25 年度においては、全国公立大学附属病院中で 3 番目に低い医薬材料比率であった。</p> <p>②⑦ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 14.97%と前年度(14.74%)から 0.23 ポイントの増加、医薬品は 22.60%と前年度(19.66%)から 2.94 ポイントの増加、全体では 37.57%と前年度(34.40%)から 3.17%ポイントの増加となった。26 年度においては、全国公立大学附属病院中で最も低い医薬材料比率であった。また、後発医薬品の導入に取り組み、後発医薬品数量シェアが 58.75%となり前年度(42.48%)から 16.27 ポイントの増加となった。</p> <p>②⑧ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 14.91%と前年度(14.97%)から 0.06 ポイントの削減となったが、医薬品は 23.77%と前年度(22.60%)から 1.17 ポイントの増加となり、全体では 38.68%と前年度(37.57%)から 1.11%ポイントの増加となった。27 年度においては、全国公立大学附属病院中で 2 番目に低い医薬材料比率であった。また、後発医薬品の導入に取り組み、後発医薬品数量シェアが 73.05%となり前年度(58.75%)から 14.3 ポイントの増加となった。</p> <p>②⑨ 医療材料の価格交渉を行い、診療収入比率において、医療用材料は 15.37%と前年度(14.91%)から 0.46 ポイントの増加、医薬品は 23.17%と前年度(23.77%)から 0.6 ポイントの削減、全体では 38.54%と前年度(38.68%)から 0.14 ポイントの削減となった。28 年度においては、全国公立大学附属病院中で 4 番目に低い医薬材料比率であった。また、後発医薬品数量シェアは 79.42%であった。(経理課)</p>
---	-----------------------------------	-----	-----	----	---

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成 29 年度までの実施状況等
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	

資金の状況を常に把握し、安全性に配慮しながら、効果的な資金運用を行う。	III	III	III	②④ 当初予算見積り時及び四半期毎に作成した収支計画に基づき、キャッシュフロー及び金利動向に注視しながら、より安全な資産運用である定期預金により、余剰資金をこまめに預け替え、運用した結果、増収となった。(収益額：7,394千円)
			III	②⑤ 年度当初及び四半期毎に作成した収支計画に基づき資金状況を随時把握し、余剰資金の積極的な運用を図るべく運用可能額の増額や年度途中での引合を実施した結果、増収となった。(収益額：12,359千円)
			III	②⑥ 年度途中での引合の実施など、余剰資金の効率的・効果的な運用を行ったものの、引合時の提示金利が前年度に比べて低下したことなどにより若干の減収となった。(収益額：11,810千円)
			III	②⑦ 運用額の増額、運用日数の増加及び年度途中での引合の実施の結果、平成26年度と比較し、利息収益が増加。余剰資金の効果的・効率的な運用を行うことができた。(収益額：12,635千円)
			III	②⑧ 運用額や回数を増やし引合を実施したが、マイナス金利の影響で利息収益が減少した。そのため、安全性に配慮した運用を行った。
			—	②⑨ 利率の低下により利息収入は下がったが、引合の回数を増すことにより、安全性に配慮しながら積極的に資金運用を行い利息収入の増加に努めた。(経営企画課)

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図る。	III	III	IV	②④ 病院機能評価認定更新対策委員会、各ワーキング等を開催し、継続的に各業務の改善に取り組んだ結果、Ver6.0の認定を得ることができた。(経理課)
			III	②④ 病院機能評価認定更新対策委員会、各ワーキング等を開催し取り組んだ結果、Ver6.0の認定を得ることができた。(紀北分院)
			III	②④ 平成20年度の大学認証評価時認証評価機関からしめされた助言について、これまでの取組を踏まえた改善報告を行い、本学の真摯な姿勢と意欲的な改善取組が認証評価機関に認められた。(経営企画課)
			III	②⑤ 病院機能評価認定更新対策委員会において、評価項目を改善されている項目と取組が必要な項目に整理し、関係各部署に具体的な改善を継続して進めていくことを認識させた。(経理課)
			III	②⑤ 医療の質について、外来・入院患者を対象として26年2月に患者満足度調査を実施した。(紀北分院)
			III	②⑤ 昨年度行った大学認証改善報告に対して取組の成果が十分でないこととされた事項について、さらなる改善を行った。また、和歌山県公立大学法人評価委員会において年度計画の実施が不十分と評価された事項についても現状把握と課題整理を行い、改善に向けて取り組むこととした。(経営企画課)



			III	<p>②⑥ 大学認証評価については、27年度に大学基準協会による評価を受審することを決定し、自己点検・評価報告書の作成や前回からの改善状況を確認した。年度計画に係る実績報告及び評価結果については、ホームページで公表している。なお、評価結果及び提言については、理事会等の学内会議において報告を行うとともに、各所管部署へフィードバックして対応策の検討を行い、迅速に対応するとともに、年度計画策定の際、盛り込んでいくこととした。〈経営企画課〉</p> <p>病院機能評価認定更新対策委員会において、今後に向けた取組について部門間の協議を行うとともに、関係各部署に具体的な改善を継続して進めていくことを認識させた。〈経理課〉</p>
			III	<p>②⑦ 大学認証評価については、26年度末に自己点検・評価報告書を提出し、27年度にこれに基づく実地調査を受審し、適合していると認定を受けた。年度計画に係る実績報告及び評価結果については、ホームページで公表している。なお、評価結果及び提言については、理事会等の学内会議において報告を行うとともに、各所管部署へフィードバックして対応策の検討を行い、迅速に対応するとともに、年度計画策定の際、盛り込んでいくこととした。〈経営企画課〉</p> <p>病院機能評価認定更新対策委員会において、今後の対応策について協議を行うとともに、次回受審に向け、関係各部署に必要な事項の再チェック、見直しを行うことを認識させた。〈経理課〉</p>
			III	<p>②⑧ 年度計画に係る実績報告及び評価結果については、ホームページで公表している。なお、評価結果及び提言については、理事会等の学内会議において報告を行うとともに、各所管部署へフィードバックして対応策の検討を行い、迅速に対応するとともに、年度計画策定の際、盛り込んでいくこととした。〈経営企画課〉</p> <p>医学教育分野別評価について、自己点検評価書及び外部評価報告書をホームページで公表している。また、指摘された項目については、迅速に改善を図った。</p> <p>病院機能評価認定更新対策委員会において、今後の対応策について協議を行うとともに、30年度に病院機能評価 3rdG. Ver. 2.0を受審することを決定した。〈経理課〉</p>
			—	<p>②⑨ 年度計画に係る実績報告及び評価結果については、ホームページで公表している。なお、評価結果及び提言については、理事会等の学内会議において報告を行うとともに、各所管部署へフィードバックして対応策の検討を行い、迅速に対応するとともに、中期計画及び年度計画策定の際、盛り込んでいくこととした。〈経営企画課〉</p> <p>30年11月の病院機能評価 3rdG. Ver. 2.0の受審に向けて、29年度中に2回の対策委員会を開催し、今後の対応策について協議を行うとともに、各部署ヒアリング等の取り組みを行った。〈経理課〉</p>

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	

<p>教育の内容、研究の成果、診療の実績等について、ホームページへの掲載や報道機関への発表等を通じて積極的に情報を提供する。</p>	III	III	IV	<p>㉔ 独立行政法人化後定着していなかった記者発表を定例的（2か月ごと）に開催し、研究や診療等の成果を積極的に発信するとともに、先端医療機器導入時には内覧会を開催するなど「開かれた大学」の推進を図った。また、「パブリシティの手引き」を作成し、職員に周知することにより情報発信が大学全体で行われるよう取り組んだ。〈総務課〉</p>
			III	<p>㉕ 研究や診療等の成果を定期的に又は随時に記者発表を行うとともに広く学外に発信した。また、附属病院東棟の竣工式にあわせて内覧会を開催し、その模様を動画サイトに掲載する等積極的に情報を発信した。〈総務課〉</p>
			III	<p>㉖ 研究や診療等の成果をについて年6回記者発表を行うとともに広く学外に発信した。また、フェイスブックによる記者発表情報の発信を開始した。紀北分院では、創立60周年記念誌を発行し、これまでの取り組みと今後のあり方について情報発信した。〈総務課〉</p> <p>紀北分院では、創立60周年記念誌を発行し記念式典を開催することで、これまでの取組と今後のあり方について情報を発信した。〈紀北分院〉</p>
			III	<p>㉗ 研究成果や診療等への取り組みについて年7回記者発表を行うとともに、発表内容を大学ホームページに掲載した。</p>
			III	<p>㉘ 広報室の設置を決定し、関係各課が保有していた情報発信手段を一元的に管理し、より効果的な情報発信ができる体制を整えた。</p>
			IV	<p>㉙ 創立70周年記念事業を実施し本学の存在意義をアピールと組織の活性化を図った。〈総務課〉</p>
			IV	<p>㉚ 研究成果や診療等への取組みについて年7回記者発表を行うとともに、発表内容を大学ホームページに掲載した。また、日本語及び英語による大学PRビデオを作製し、大学ホームページに掲載して本学をPRするとともに、山東大学交流30周年記念式典に使用した。〈総務課〉</p>
			—	<p>㉛ 研究成果や診療等への取組みについて年9回記者発表を行うとともに、発表内容を大学ホームページに掲載し広く学外に発信した。広報室において各教室、診療部門等から定期的に研究・診療情報等を照会・収集し、それらを基に、記者発表、附属病院広報誌「まんだらげ」、紀北分院広報誌「あじさい」その他の媒体を通じて、効率的・効果的な情報発信を行った。〈総務課〉</p>

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

中期計画	進捗状況			平成29年度までの実施状況等
	総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	

<p>財務状況を踏まえながら、教育・研究・医療環境の施設及び設備の整備を計画的に進める。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>⑳ 平成 25 年度から 29 年度までの間に必要となる投資額を積算し、29 年度までの施設設備修繕更新計画を策定した。これにより、本学の施設及び設備の修繕または更新について、今後も計画的に進めることが可能となった。</p> <p>25 年度から 29 年度までの間に必要となる投資額：総額 7,150 百万円（財源：県からの補助金、借入金、目的積立金）</p> <p>また、地域医療支援総合センター（仮称）の基本設計及び実施設計を完成させ、24 年 10 月に新築工事に着手した。（25 年度末完成予定）（施設管理課）</p> <p>III ㉑ 建築設備については、管理計画策定に必要な建築設備台帳を作成した。医療機器の更新計画については、法定耐用年数に、一律部品確保期間を設定して更新計画を策定した。（紀北分院）</p> <p>III ㉒ 施設・設備長期修繕計画に基づいて、電話交換機更新工事、防火シャッター改修工事及び執務環境等改修工事（空調設備改修）を実施した。また「地域医療支援総合センター（仮称）」の整備を完了し、26 年 3 月 29 日に「和歌山県立医科大学附属病院東棟」として竣工した。（施設管理課）</p> <p>III ㉓ 実習の内容充実及び時間効率の向上を図るために、基礎看護実習室など 8 カ所の教室のモニター及びプレーヤーの交換、カメラの設置等の設備を整備した。（保健看護学部）</p> <p>III ㉔ 総合受付待合のベンチを更新し、待ち時間における患者の身体的負担の軽減を図った。（医事課）</p> <p>III ㉕ 臨床研修医や若手医師等の定着率向上を目的に住宅借上げ制度を設け、民間賃貸住宅の借上げを行い、臨床研修医等の受入体制を整備した。（紀北分院）</p> <p>III ㉖ 施設・設備長期修繕計画に基づいて、病院（中央棟）他シート防水改修工事、学部棟自動火災報知設備更新工事等を実施した。また、環境改善、環境整備として中央棟特別室内装改修他工事、附属病院 3 階腹部エコー室（1）・病理診断室空調設備工事等を実施し、計画的に整備を進めている。なお、大規模地震発生時における災害医療体制の確保を図るため、県の発注により、防水扉設置や高圧幹線設備改修などの津波対策工事が実施された。（施設管理課）</p> <p>III ㉗ 診療体制の充実を図るため、民間賃貸住宅の借上げによる受入環境の整備を進め、臨床研修医の受入促進に努めた。（紀北分院）</p> <p>III ㉘ 施設・設備長期修繕計画に基づいて、附属病院自動火災報知設備更新工事、RI 棟他シート防水改修工事等を実施した。また、環境改善、環境整備として中央棟 12 階東個室室内装改修他工事、リハビリテーション科改修設備工事等を実施し、計画的に整備を進めている。（施設管理課）</p> <p>III ㉙ 病棟環境の改善、安全で質の高い医療の提供を行うため、3 箇年計画により入院患者等用ベッドの更新を完了させた。（紀北分院）</p> <p>III ㉚ 学内 LAN について、紀三井寺キャンパスに臨床講堂など 3 カ所、三葛キャンパスに学生ホールなど 3 カ所の無線アクセスポイントを設置し、28 年 1 月から運用を開始した。（経理課）</p> <p>III ㉛ 施設・設備長期修繕計画に基づいて、図書館棟他 2 棟屋上防水改修工事、プレート式熱交換器（R I・動物実験施設）改修工事等を実施した。また、環境改善、環境整備としてリウマチ・膠原病外来改修工事、形成外科外来改修工事等を実施し、計画的に整備を進めた。（施設管理課）</p> <p>2 階中央放射線部及び中央内視鏡部、3 階外来の一部及び中央検査部の待合ソファを更新した結果、患者の身体的負担を軽減することができた。（医事課） a</p> <p>III ㉜ 年度計画どおり診療備品の整備を行った。（紀北分院） b</p> <p>— ㉝ 施設・設備長期修繕計画に基づいて、保健看護学部図書館棟空調設備更新工事、実習棟他空調制御設備更新工事等を実施した。また、環境改善、環境整備として託児施設増築他工事、看護師宿舎給湯設備更新工事等を実施し、計画的に整備を進めた。大規模改修基本計画を 30 年 3 月に策定した。（施設管理課）</p> <p>3 階外来及び 1 階救急外来の待合ソファ更新した結果、患者の身体的負担を軽減することができた。（医事課） a</p> <p>— ㉞ 年度計画どおり診療備品の整備を行った。（紀北分院） b</p>
--	------------	------------	------------	---

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう危機管理意識の向上と体制の整備を図る。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	②4 危機対策規程を制定し、危機対策委員会等を設置することとし、危機事象発生時の意思決定機関を明確にした。(危機対策室)	
			Ⅲ	②5 学生の安否確認訓練を行い、学生の危機意識向上を図った。また、災害派遣医療チーム(DMAT)を1チーム増員し、より安定した災害派遣が行えるようになった。(危機対策室)	
			Ⅲ	②5 全職員を対象とした院内訓練や講習会を実施するとともに、院外で実施される広域的な防災訓練に参加し、消防・防災に関する職員の意識向上や防災体制の整備に努めた。(紀北分院)	
			Ⅲ	②6 災害用備蓄倉庫を全面的に整理し、倉庫内の物品を迅速に運び出せるようにした。また、関係各所の協力を得て、修繕・更新の必要な物品の洗い出しを行った。(危機対策室)	
			Ⅲ	②6 県の発注により、防水扉設置や高圧幹線設備改修などの津波対策工事が実施された。管理棟、病院棟10階東(小児センター)に電気錠式ドアを増設した。また、図書館に監視カメラを新設し、セキュリティを強化した。(施設管理課)	
			Ⅲ	②6 全職員を対象とした院内訓練や講習会を実施するとともに、院外で実施される広域的な防災訓練に参加し、消防・防災に関する職員の意識向上や防災体制の整備に努めた。(紀北分院)	
			Ⅲ	②7 26年度に洗い出した更新の必要な医療機器を更新し、また臨床工学センターと協力し、医療機器の管理体制を更新した。(危機対策室)	
			Ⅲ	②7 監視カメラを管理棟に6台新設、病院棟(中央棟)1階に9台増設し、セキュリティを強化した。(施設管理課)	
			Ⅲ	②7 全職員を対象とした院内訓練や講習会を実施するとともに、院外で実施される広域的な防災訓練に参加し、消防・防災に関する職員の意識向上や防災体制の整備に努めた。また、第16回和歌山救急・災害医療研究会を11月に開催した。(紀北分院)	
			Ⅲ	②8 災害対策本部の指揮能力や情報収集能力の強化を目的とした本部体制案を作成し、理事会等で承認を得た。また、新本部体制を基にした災害対策訓練を実施し、本部体制の実行性、問題点を確認するとともに、次年度改正点の洗い出しを行うことができた。また、災害時用備蓄食料については、五ヵ年計画に基づき5年目分を調達した。(危機対策室) a	
			Ⅲ	②8 26・27年度に監視カメラの増設、電気常識ドアの設置を行っており、現時点で、問題の生じる恐れのある箇所はない。津波対策(防潮ゲート・防水扉)訓練を実施した。(施設管理課) b	
			Ⅲ	②8 全職員を対象とした院内訓練や講習会を実施するとともに、院外で実施される広域的な防災訓練に参加し、消防・防災に関する職員の意識向上や防災体制の整備に努めた。(紀北分院) c	
			—	②9 昨年度実施した訓練結果から見えてきた本部体制の課題をふまえ、災害マニュアルの一部見直しを行うとともに、見直し後の本部体制で訓練を実施し、あらためて本部体制の実行性、問題点等について検証を行った。災害発後48時間以内の急性期に活動する災害時派遣医療チーム(DMAT)について、医師1名、看護師1名を新たに養成した。(危機対策室) a	
			—	②9 津波対策(防潮ゲート・防水扉)訓練を実施した。また、津波防潮ゲート等運用マニュアルを作成した。(施設管理課) b	
			—	②9 全職員を対象とした院内訓練や講習会を実施するとともに、院外で実施される広域的な防災訓練に参加し、消防・防災に関する	

					る職員の意識向上や防災体制の整備に努めた。(紀北分院) c
--	--	--	--	--	-------------------------------

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置  
 3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

中期計画		進捗状況			平成29年度までの実施状況等
		総括自己評価	中間総括評価	各年度評価	
ア	教育、研究、医療の場において、人権を尊重し、人格を重んじる教職員を育成する。	IV	IV	III III III IV IV -	<p>㉔ 全職員を対象に全学人権同和研修を2つのテーマ「ハラスメントを考える」「精神障害と人権」で、1日2回を2日間(計4回)実施。</p> <p>㉕ 全職員を対象に全学人権同和研修をテーマ「医療と人権～医療における患者の人権、医療現場における医療従事者の人権」で、講義2回、DVD上映2回の計4回にわたり実施。</p> <p>㉖ 全職員を対象に全学人権同和研修をテーマ「臨床現場と倫理～説明義務、事故対応を中心として～」で、講義2回、DVD上映3回の計5回にわたり実施。</p> <p>㉗ 全職員を対象に全学人権同和研修をテーマ「こんなことでもハラスメント? ～より良い職場環境はコミュニケーションから～」で、講義2回、DVD上映3回の計5回にわたり実施。</p> <p>㉘ 全職員を対象に全学人権同和研修をテーマ「いのちの尊さと人間の誇りを ～『個の尊厳』を徹底して守ろう～」で、講義2回、DVD上映6回の計8回にわたり実施。</p> <p>㉙ 全職員を対象に全学人権同和研修をテーマ「よりよい職場環境づくりのために ～パワーハラスメントについて～」で、講義2回、DVD上映6回の計8回にわたり実施。(総務課)</p>
イ	各種ハラスメントに対する予防等体制を確立するとともに、意識を高め、快適な教育研究環境及び職場環境をつくる。	III	III	II III III III -	<p>㉔ ハラスメントに関する相談体制や処理方法を定めた規程を学内ホームページに掲載するとともに、文書により各所属に対し、ハラスメントの相談体制等の周知を図った。しかし、このようなハラスメントに対する意識向上のための取組を実施したにもかかわらず、平成25年2月、学内でセクシュアルハラスメントの事実が発覚した。</p> <p>㉕ 25年4月よりハラスメント等の相談は危機対策室で受け付け、速やかに関係課と連携を図り対応する体制を構築しており実際の相談例に対して具体的な取り組み実施した。</p> <p>㉖ 学内ホームページの職員相談コーナーに、本学のハラスメント防止規程を掲載し、教職員に対し注意喚起した。</p> <p>㉗ 学内ホームページの職員相談コーナーに、本学のハラスメント防止規程を掲載し、教職員に対し注意喚起した。</p> <p>㉘ 学内ホームページの職員相談コーナーに、本学のハラスメント防止規程を掲載し、教職員に対し注意喚起した。</p> <p>㉙ 学内ホームページの職員相談コーナーに、本学のハラスメント防止規程を掲載し、教職員に対し注意喚起した。(危機対策室)</p>